

令和2年第1回大多喜町議会定例会

12月会議会議録

令和2年 12月1日 開会

令和2年 12月2日 散会

大多喜町議会

令和二年 第一回定例会〔十二月会議〕

大多喜町議会議録

令和二年 第一回定例会〔十二月会議〕

大多喜町議会議録

令和二年 第一回定例会〔十二月会議〕

大多喜町議会議録

令和二年 第一回定例会〔十二月会議〕

大多喜町議会議録

令和2年第1回大多喜町議会定例会12月会議会議録目次

第1号（12月1日）

出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定による出席説明者	1
本会議に職務のため出席した者の職氏名	1
議事日程	2
開議の宣告	3
行政報告	3
諸般の報告	4
会議録署名議員の指名	4
一般質問	4
麻生剛君	4
吉野一男君	21
渡邊泰宣君	31
野中眞弓君	42
山田久子君	55
散会の宣告	72

第2号（12月2日）

出席議員	75
欠席議員	75
地方自治法第121条の規定による出席説明者	75
本会議に職務のため出席した者の職氏名	75
議事日程	76
開議の宣告	77
議事日程の報告	77
一般質問	77
吉野僖一君	77

根 本 年 生 君	92
議案第 8 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	112
議案第 8 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	113
議案第 8 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	114
議案第 8 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	118
議案第 9 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	125
議案第 9 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	131
議案第 9 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	133
議案第 9 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	135
議案第 9 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	137
議案第 9 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	140
休会について	142
散会の宣告	142
署名議員	143

第1回大多喜町議会定例会12月会議

(第 1 号)

令和2年第1回大多喜町議会定例会12月会議会議録

令和2年12月1日(火)

午前10時00分 開議

出席議員(12名)

1番	野中眞弓君	2番	志関武良夫君
3番	渡辺善男君	4番	根本年生君
5番	吉野僖一君	6番	麻生剛君
7番	渡邊泰宣君	8番	麻生勇君
9番	吉野一男君	10番	末吉昭男君
11番	山田久子君	12番	野村賢一君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定による出席説明者

町長	飯島勝美君	副町長	西郡栄一君
教育長	宇野輝夫君	総務課長	古茶義明君
企画課長	市原芳則君	財政課長	君塚恭夫君
税務住民課長	宮原幸男君	健康福祉課長	長野国裕君
建設課長	吉野正展君	農林課長	秋山賢次君
商工観光課長	西川栄一君	環境水道課長	和泉陽一君
特別養護老人ホーム所長	木島丈佳君	会計室長	多賀由紀夫君
教育課長	小高一哉君	生涯学習課長	米本敏克君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長	麻生克美	書記	市原和男
書記	鈴木孝一		

議事日程（第1号）

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

◎開議の宣告

○議長（野村賢一君） 皆さん、おはようございます。

本日は、令和2年第1回議会定例会12月会議を招集しましたところ、議員各位をはじめ町長及び執行部職員の皆様にはご出席をいただきまして、誠にご苦労さまでございます。

1番野中眞弓議員から、体調不良のため、本日遅刻する旨の連絡がありましたので報告します。

ただいまの出席議員は11名です。したがって、会議は成立しました。

本日は休会の日ですが、議事の都合により、令和2年第1回大多喜町議会定例会を再開いたします。

これより12月会議を開きます。

(午前10時00分)

◎行政報告

○議長（野村賢一君） 日程に先立ち、町長から行政報告があります。

町長。

○町長（飯島勝美君） 令和2年第1回議会定例会12月会議の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

昨日に引き続き、議会定例会12月会議を再開させていただきましたところ、議長はじめ議員の皆様方には、年末の大変お忙しい中ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

行政報告につきましては、お手元に配付をさせていただきました報告書によりご了承いただきたいと存じます。

日本国内では、現在もお新型コロナウイルス感染拡大が収まらず、ここ数週間で、1日当たりの感染者数や重症者数が急増しております。

このような感染の終息が見通せない中、町が例年実施している行事も、やむを得ず中止や縮小をしているところでございます。今後も感染の状況を注視していくとともに、適切な対応に努めてまいりますので、町民の皆様にも、今まで行っていたマスクの着用、手指の消毒などの感染予防対策を引き続きお願い申し上げます。

さて、本日の12月会議でございますが、明日にかけて7名の議員による一般質問が予定されており、その後、条例の一部を改正する議案が3件、大多喜町総合計画の後期基本計画の

議案、そして、一般会計と3つの特別会計の補正予算、水道事業会計及び特別養護老人ホーム事業会計補正予算に関する議案をそれぞれ提出させていただいておりますので、各議案とも十分にご審議をいただき可決くださいますようお願いを申し上げ、行政報告とさせていただきます。

○議長（野村賢一君） これで行政報告を終わります。

◎諸般の報告

○議長（野村賢一君） 次に、本12月会議の審議期間は、本日から明日12月2日までとします。

なお、議会報編集のため、議会事務局職員による一般質問中の写真撮影を許可したので、ご承知願います。

それでは、お配りしています議事日程に従い、議事を進めてまいります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（野村賢一君） これから日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、

11番 山 田 久 子 君

2番 志 関 武良夫 君

を指名します。

◎一般質問

○議長（野村賢一君） 日程第2、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

◇ 麻 生 剛 君

○議長（野村賢一君） 初めに、6番麻生剛君の一般質問を行います。

6番麻生剛君。

○6番（麻生 剛君） 6番麻生剛です。議長のご指名に基づきまして、ただいまより一般質問に入らせていただきます。

この時期になりますと、間もなく12月8日が近づいてまいりました。皆さんもご存じ、日

本とアメリカの開戦の日です。この日から、あの悪夢の大東亜戦争、我が国の破滅への道をたどることになりました。

つい先日、NHKの朝ドラ「エール」、これで放送されましたように、戦争、軍部独裁体制は、我が国はひたすらあの当時向かっていきました。当時、一般国民というものは、自由がなくなり、自分の意見すら主張するのとはばかられる時代でありました。政党をはじめ、学校や宗教団体、そして、企業、経済活動全てが統制されていったんです。逆らえば、大変苛酷な運命が待っていたのは、言うまでもありません。二度と再びこのようなことのないように、私、議会議員として、議会の壇上において、住民の意見を伝えるべく、正しい言論の府として、主張してまいります。たとえ私の申す意見と考え方は違っているかもしれませんが。皆さん方、お互いに各それぞれの意見があります。しかし、お互いに認め合い、尊重し合い、民主国家の議会として機能していく。私も、議員として恥じない質問をいたします。しばしの間、ご清聴お願い申し上げます。

また、執行部各位におかれましては、私、通告は10月の中旬でございます。十分時間もあり精査をしてきたと思います。決して、この件については記憶にないだとか、この件については検討しているだとかいう逃げの答弁ではなくて、こういう状況である、進捗状況はこうである、そういうような建設的な答弁をご期待いたします。

まず、第1は、予算の趣旨、目的について。このことについて、担当課長、そして教育長、町長と示しておりますけれども、時間の関係もございまして、どこまでお答えいただけるか分かりませんが、住民の血と汗の結晶である税金をいかに大切に予算計上し、執行していくことが重要なことでもあります。ましてや趣旨、目的から大きく逸脱しているものに対しては、警鐘を鳴らさざるを得ません。そして、その役割というものは、この議会が負っているんです、担わされているんです。

新型コロナウイルスの緊急資金については、人類がかつて経験したことのない苦しみを抱えた中での感染症対策資金であります。決して、目的から外れ、無関係のことに使われていない資金ではありません。明日をも知れぬ住民の方に対して、生活の糧になるべく、使われる資金であると確信しております。

今回、この資金を充当し、大多喜小放課後児童クラブ建設資金として7,000万を投入する。内訳は、敷地内にあるプールを壊す費用に1,000万、建物建設費用に6,000万という内容であります。

これだけ大きな事業にもかかわらず、私ども議会には説明不足の中、いきなりの議案提出、

採決も採りました。これはある面で、多くの町民を愚弄し、議会軽視と言われても仕方ないと思います。

結果として可決されました。しかし、その後の町中から巻き上がる疑問の声、批判の声があります。このことに対して、執行部側は、十分応えなくてはいけない。そして私ども議員もこのことはお伝えしなければいけない。これが民主国家であります。住民自治というのは、そこから始まると思います。

今回は、1つとして、建設予定の学童施設の必要性について、この必要性について、事細かく教えていただきたい。そして、この建設予定のものについては、その設計内容についても、お分かりになる範囲でご答弁いただきたいと思います。この問題については、十分秋以降、委員会のほうでも精査して、そしてやっていると思います。私どもも住民の皆さんに、この問題については、耳を傾け意見を集約しております。その中での委員会の担当課長、ご答弁いただければありがたいと思います。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（小高一哉君） それでは、麻生議員の一般質問に教育課からお答えさせていただきます。

まず、本建設予定の学童施設の必要性につきまして、ご説明をさせていただきたいと思えます。

大多喜小学校の敷地内に、放課後児童クラブを建設する必要性については、議会定例会の7月及び9月会議でご説明させていただきましたとおり、現在の上瀑小学校では、大多喜小学校から放課後児童クラブへ向かうバスの車内が密になり、ソーシャルディスタンスの確保が困難なこと、現在の放課後児童クラブでは、1人当たりの専有面積が国の基準の1.65平方メートルを満たしているものの、約1.76平方メートルと、やや密な状態になっていること、放課後児童クラブと併設するサテライトオフィスを利用した場合の不特定多数の出入りによる児童への新型コロナウイルス感染症の感染拡大の可能性があること、これらのことから、感染リスクを可能な限り減らす対策を講ずる必要があると考えております。

さらに、以前の議会にて指摘され、懸案事項となっております防犯対策、ほかにも近年多発する自然災害に伴う被害の増加による児童の安全確保や、放課後児童クラブへ送る際の事故のリスク、再び新型コロナウイルス感染症の影響により臨時休業となった場合の町、学校、放課後児童クラブとの緊密な連携といった諸課題に対して対策を講じる必要性が生じております。

これらを総合的な観点から、現在、旧上瀑小学校にある放課後児童クラブを大多喜小学校の敷地内に移設することは、新型コロナウイルス感染症対策や、以前からの懸案事項とされている安全確保等の解決策として大変有益であり、保護者も安心して子供を預け、働きに行ける施設となるものと考えております。

なお、旧上瀑小学校までのバスの移動時間がなくなることに伴いまして、大多喜小学校で低学年の言葉の教室を6時限目に実施することが可能となります。これにより学習や生活の基盤となる言葉の力を児童へ確実に身につけさせる効果的な教育を展開することができます。

また、麻生議員がおっしゃるとおり、建設費用につきましては、第2次新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用する予定でおります。この第2次臨時交付金は、家賃支援を含む事業継続や雇用維持等への対応として、当面の事業継続や生活、雇用の維持、一時的な感染症対策等に関する事業に使用する分と、新しい生活様式を踏まえた地域経済の活性化等への対応分として、新たな日常に対応した社会的環境の整備、新たな暮らしのスタイルの確立、新たな付加価値を生み出す消費・投資の促進といった事業に使用する為に取り組むよう、国から交付されたものであり、国からは、極力新しい生活様式等への対応に積極的に取り組むことを期待しているとの説明もありました。

このことから、第2次新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の新しい生活様式的环境整備の一環として、放課後児童クラブを建設する予定でおります。

建設予定の放課後児童クラブの施設は、ソーシャルディスタンスの確保、室内換気、障害者トイレの設置及び便器の洋式化、新型コロナウイルス感染症対策の強化などを考慮に入れ、現在、設計業務を実施しているところでございます。

以上が必要性につきまして、ご説明をさせていただきました。

○議長（野村賢一君） 6番麻生剛君。

○6番（麻生 剛君） 教育課長のご答弁、ご苦労さまでした。

教育課長が常日頃、学校関係を回り、そして集約していることは私も存じ上げております。しかし、そもそも最も基本的なことは、いかに税の有効活用であります。今ある既存の施設、これが十分機能しているにもかかわらず、それに対して、取ってつけたような理由、要するに、簡単に言えば建物を新たに建てることによる、今後どのような経費が発生し、どのような形でそのことが重くのしかかるかということは一切置いて、ただ、非常に学校に近い、そういうことですばらしいなど、そういう内容だと思います。

ただ、私が思うのは、今、既存の施設をうまく活用することこそ、今の大多喜町の少子高

齢化、そして児童が増えない中では、一番大切なのではないかと思います。そして、最も必要なこと、それは、これが生徒、児童、あるいは学校、教職員、そして父兄、PTAの皆さんから持ち上がってきたものならば、それも考慮せざるを得ないと思います。

しかし、この問題は、ある面でそうではない。要するに、上意下達のような形で、上からの指示、天から降ってきた湧いた話と、そのようにも聞いております。

本来ならば、こういう問題、かなりハードの金がかかる問題です。それをあくまでも、コロナ対策のこの3密があるとか、そういうことを理由にして建てる意義が果たしてあるのでしょうか。

この問題については、様々な意見があるかと思えます。ただ言えることは、議会では確かに可決されてしまいました。しかし、その議会の可決状況において、その問題について、多数の意見が出た。それで今回も私もやっているわけですがけれども、どうでしょうか。こういう問題については、本来、住民の意思をもう少し反映させて、この問題についても一度問うていく。そういう姿勢も必要だと思います。

大多喜小学校、学童施設等の問題、まだまだ皆さん方でも考えなくてはいけないと思えますけれども、私自身どういう建物ができるかということすら、まだ把握しておりません。ある方の、市民団体の方のご意見を聞きますと、「麻生さん、建物を建てる、自分の家を新築する、あるいは改築する、ある面で設計図もない。そしてどういようなものができるかも詳しい内容は分からない。そういうようなことでよく町の資金を投入してやりますね」と、このような非常に私ども議員については、あくまでも、もっとしっかりと議論してほしいと、ある集会でもそういうような意見が出ました。

この問題、これからまだまだ住民の皆さんと対話をしながら進めていかなくちゃいけない問題だと思いますので、私、今回は3項目挙げさせていただきました。それは3項目とも大変重要な問題だからです。その問題について、これから2番目の項目に移させていただきたいと思えます。よろしいですか。

実は、私が今回この問題を取り上げるに当たっては、ある人からいろいろ言われました。こういう問題は適さないのではないか。それはどういうことか。いわゆる公務員の綱紀粛正ですから、公務員の方から見れば、この問題を取り上げられることは、非常に嫌なこともかもしれません。しかし、この問題は、私はただ単なる目標だとか、そういうことではないんです。自分自身が現場に赴いて、全て事実に基づいて質問しております。ですから、うわさで行っているようなものではありません。伝聞で行っているようなものではありません。こ

のことを公務員の皆さん、大多喜町役場職員の皆さん、そして大多喜町教育委員会の皆さん、よく聞いてください。確かに、赤裸々な事実は、私は全て把握しております。しかし、それは事細かくこの場で申すことでもないと思いますから、公益の判断でお伝えさせていただきます。しかし、全て事実であることは、改めて皆さんにお伝えしておきます。

どうしてこの問題がこのように泥沼に陥ってしまったのか。そして、その責任は誰にあるのか。そして現在どのような経過をたどり、今日に至っているのか。そしてまた今後、町当局や教育委員会は、正常化に戻すべきどのような努力をするのか。その辺が問われると思います。

社会の乱れる原因というのは、全体の奉仕者たるべき公務員の秩序が乱れ、倫理観の欠如が主因であるのは、歴史の証明するところであります。

今回、町を揺るがす学校現場でのセクハラ問題は重大犯罪であります。そのことの認識を肝に銘じていただきたいと思います。

事件経過後の学校、教育委員会の片手落ちともいえるべき態度に閉口いたします。聞けば、民事裁判が提起され、紛争中とのこと。ここまで相手方の被害者児童家族を追い込んでしまっているのでしょうか。

加害教師は、やっていない、否認をしております。あくまでもしらを切り通しております。学校や教育委員会は、被害者児童がようやく重い口を開き、告白しても、聞く耳を持たない。また、子供の言うことは信憑性に欠ける。そして取り上げない。どうでしょうか。あなた方が常日頃、児童に寄り添う姿勢を行う、子供への接し方はそうなんだと言っていたこととあまりにもかけ離れているんじゃないか。

このような学校や、教育委員会には猛省を促すしかありません。学校現場の管理職の職員や加害教師の周辺の同僚の教師も含め、そして、教育委員会の担当者を含め、教育長を含め、しっかりと反省し、二度とこのようなことがないように行っていただきたい。そして、本件については、今、公金を裁判費用、弁護士費用にぶち込んでおります。町から出ております。今後、このような執行状況、あるいは費用の見込みについても、当然、教えていただかなきゃいけない。内容を教えていただかなければ、町の予算をここに計上することは、非常に不見識であると思います。

また、本件におきましては、ご存じのように、相手先の被害者児童が今、学校に行けない状況であります。ということは、本来子供に寄り添う姿勢であるべきあなた方教育委員会が逆のことをしている。このまま長引かせては、双方が決していいことにはならないと思いま

す。私が知っている、この件ではありませんけれども、ある県の教育長は、このようなことが起きないために、身を粉にしその家庭まで足を運び行ったと聞いております。

さて、あなた方は一体、どのようにこのことを考えやってきたのか。今までの経緯を含め、ご説明願いたい。お願いします。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（小高一哉君） それでは、教育課からお答えさせていただきます。

まず初めに、この事件につきましては、原告側から、民事訴訟法第92条に基づき、閲覧制限の申立てがされていることから、具体的な内容等についての説明、回答は差し控えさせていただきますことをご了承願います。

現在、係争中の民事裁判につきましては、原告側から町に対して、平成31年1月に千葉地方裁判所に訴状が提出されました。これを受け、町では、平成31年第1回議会定例会3月会議の補正予算に、弁護士への委託料109万円を計上し、可決されました。その後、平成31年3月28日に弁護士と委託契約を締結し、着手金として54万円を支出しております。残金55万円は、判決、和解等により委任事件の全部が完結した後に支払う契約内容となっておりますが、平成30年度中に委任事件が完結しなかったため、令和元年度へ繰り越す措置を行いました。しかし、令和元年度中においても、裁判が完結する見込みがなかったことから、新たに令和2年度予算に残金55万円を計上し、現在に至っている状況です。

今後の弁護士費用の見込みにつきましては、町が民事裁判の中で必要と認める鑑定料、証人等に係る費用は別として、裁判が完結するまでに要する弁護士費用は、予算計上した55万円となる見込みであります。

続きまして、裁判が長引くことによる不利益の件につきましては、ご説明をさせていただきます。

現在、係争中の裁判につきましては、弁論準備手続にて、お互いの争点を整理するために、原告、被告が主張する事実の確定、そのうち争いのない事実と争いのある事実の区別、争いのある事実を立証するための証拠、こちらの順序でお互いの主張と立証の整理が進められているところです。

この裁判が長引くことによる不利益として想定されるものは、弁護士費用が考えられると思います。町の弁護士料については、先ほどお答えさせていただきましたが、現在係争中の裁判については、証人等の費用を除き、予算計上した委託料以上に費用が発生することは、契約上ないと考えることから、特に不利益となる要素はないと思われま

原告側については、裁判により、原告に不利益とならないように、町としては、原告が閲覧制限を申立てしてあることから、その意思をこれまでも尊重してまいりました。また、これからも原告の意思を尊重してまいりたいと考えているため、回答は差し控えさせていただきます。

以上です。

○議長（野村賢一君） 6番麻生剛君。

○6番（麻生 剛君） 課長、ご苦労さまでした。

それでは、この問題について答えられると思いますので教えていただきたい。裁判が起って、裁判に弁護士が双方出る。これは分かります。こちらが教育委員会なり町なり、誰が出ているんですか。そのことについてお尋ねしたい。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（小高一哉君） ただいまの質問に対して町からの指定代理人ということによろしいでしょうか。

（「そういうことです」の声あり）

○教育課長（小高一哉君） こちらの町からの指定代理人につきましては、町の代理人として副町長はじめ教育課職員2名、総務課職員1名が指定され、各期日に2名程度出席しております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 6番麻生剛君。

○6番（麻生 剛君） いやあ、びっくりしましたね。この問題、大変重要な問題ですよ。副町長も大変だったと思います。あなた、だって、直接これには当時は関係していなかったんだろうから。教育長、あなた、何で出ないのか、これをまず聞きたい。本来は、これは教育長が出るべきです。なぜならば、教育界の最高責任者であり、今回この不祥事が大きい。一番困っているのは、被害者の家族、大変なことなんですよ。それを、私は自らが出ないというのはおかしいなと思います。それはいろいろ多忙な理由があるかもしれない。しかし、裁判というのは、ご存じのように、もしそこが多忙で出席できないということであれば、期日の延期はできます。そういうようなことを取らないというのは、教育長、あなたはこれ逃げているとしか私は思わない。そのことについて、ご答弁をお願いしたい。

○議長（野村賢一君） 副町長。

○副町長（西郡栄一君） この指定代理人の関係でご質問がありましたので、私のほうから、

大変申し訳ありませんが、お答えをさせていただきたいと思います。

この町からの指定代理人というのは、この係争中のものに対して、証人として出るような可能性のある人については、本来は入らないというのが原則となっております。

したがって、今回の指定代理人ということで、本来は総務課長がトップとして、数名が伺う予定だったんですが、総務課長は当時、教育課長として在籍しておりましたので、やむを得ず私がこの指定代理人ということの一員に加わったものでございます。この指定代理人につきましても、まず自治体の訟務事務、訴訟事務について担当するわけでございますけれども、これは町長から、法令に基づきこの訴訟、事務遂行の権限委任を受けたものであり、これは代理人弁護士の手足となる役割や、あるいは町長と代理人弁護士との橋渡しの役割や、あるいは代理人弁護士と協議する役割などを担っております。

こういう意味から、今回の指定代理人につきましても、私と教育課で2名、そして、総務課で1名というようなことで選任をさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（野村賢一君） 6番麻生剛君。

○6番（麻生 剛君） 副町長のほうには、今日のご答弁いただく予定ではなかったんですが、副町長が「義を見てせざるは勇無きなり」と、指定代理人であるから、こうであったと。それは法的なことは私分かりました。教育長がそこで出なかった理由にもなるでしょう、それは。しかし、これどうでしょうか。執行部の諸君、そして教育委員会、教育長、やはりこの問題に対して、本人が法廷に出ない、それはまたそれで今、理由が副町長より事細かくありましたから、法的にはそれでいいでしょう。しかしあなたは、教育長、あなたのことで。この被害者児童の家庭に何回足を運んだか、その辺をお聞きしたいと思う。

○議長（野村賢一君） 教育長。

○教育長（宇野輝夫君） いろいろ本案については、その過程においてそれぞれ事実関係を把握するとか、そういったもので、本会議室で行ってございました。そして、当該児童の元には、私は行っておりません。

なお先ほどから、例えば教育長としての責務ということでしょうから、責務については、やはり本事案に対しては、当初から原告側のお子さんの人的及び教育的な配慮の下で、そして、職員に指示を出しながら、また、県教育委員会の指導助言の下、当初から適切に対応してきたと考えております。裁判を通して、この後事実関係を把握する中で、そういった事実関係の中で、それに対して、これから教育長としては、本事案が今後発生することのないよ

うに、県の指導、助言、あるいはリーフレット、研修、そういったものを含めて、対応してまいるのが私の責務と考えております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 6番麻生剛君。

○6番（麻生 剛君） 教育長が現場に足を運んでいない。恐らく推測で言えば、恐らく学校長も足を運んでいないだろうと、私はこれ思いました。教育長、問題の責任というのは、これはあくまでも民事裁判なんです。民事裁判に事細かくどうこうということよりも、民事裁判を起こした、提起した被害者側は、これしか自分たちの意見を主張する場がないからやったんです。要するに、以前、ちょうどこの12月議会でしょう。教育長自身の議会での発言の中で、刑事罰に問えていないと。刑事罰では起訴されていないというようなことで、この問題は、加害者側に味方するような発言、これは多少、教育長側からあったと思います。

刑事罰というのは、簡単に言うと、その人の一生を鎖でつないでしまうことになるので、刑法の大原則、疑わしきは罰せずで、こいつは疑わしいんだと、非常に黒に近いんだと、しかしなかなか起訴まではしない、これが日本の刑法の原則です。これに問えなかったからといって、民事裁判まで起こされるということは、もう既に教育長、あなたに対する不信感、そして学校現場に対する不信感が被害者児童から上がっているんです。

よく聞いてください。恐らく現場に足を運んでいないんだから。教育委員会も恐らく教育長も、学校の現場の校長は、これ、確認取っていないけれども、現場の校長には確認取っていないけれども、恐らく足を運んでいないと思います。私は、被害者の方から確認取りましたから。

ということは、これ、どうでしょうか。裁判闘争を続ける意味というのはあるのでしょうか。要するに、被害者が自ら、子供が重い口を開いて言った。しかし、そのことすら、スクールカウンセラーの人が、一般論で、子供はうそをつく、子供の言うことには信憑性がない。スクールカウンセラーというのはふだん学校にいないんだから、そういうことを言いたがるんです。問題を起こさせたくないから。それをまともに思って、誰も足を運ばない。これはあまりにも冷たい教育じゃないですか。あなた方が、教育長、そして教育委員会の諸君、あなた方がふだん言っていることと、現実にやっていることというのは、1人のこの生徒さんをここまで追い込んじゃっている。一人の生徒じゃないんです。私が調べたところによれば。この加害教諭は、数人の方にこのような行為をしているんです。ただその数人の方は、問題を起こしてしまうと、表沙汰にすると、また学校ににらまれると。いいですか、教育委

員会の今の態度では、自分たちに不利になる。だから、重い口を開かないんです。ただこの被害者の児童や家族の方は勇気があるから、このままでは大多喜町の教育はよくない。次に続く子供たちが、こんなことが起こっていいわけないんだ。だから裁判まで提起したんです。

裁判を提起して、もし、どうですか、委員会の皆さん、そして、指定代理人として、町を代表してあなたは、副町長も行ったかもしれない。あなた、ある面で被害者だよな。この担当者じゃないんだから。ただよく考えてもらいたい。この裁判、あなた方が勝つ見込みはないんだよ。なぜならば、子供たちがそれだけ苦渋を訴えて、裁判でも重い口を開いてやっている。今、毎月11日はご存じでしょう、フラワーデモ。似たようなものじゃないか、この起こっていることは、あなた方教育委員会がやっていることは。こういう被害者の身になって考えてやる。そういう姿勢がない、自宅にも足を運ばない、そして、裁判でやっている。裁判にも、それは法的には出なくていいかもしれない。でも、最高責任者である教育長は出るべきだと。これは当たり前のことですよ。こんなことがずっと続いていたら、大多喜町の教育は将来どうなるんだろう。

恐らく、いいですか、よく聞いてくださいよ。今でこそ行政区画に基づいてみんな学校に行っている。しかし、これからは特色のある学校にみんな越境していきますよ。そのときに、こんな加害教諭をかばって、被害者児童生徒を追い込むような、そんな学校に、親は通わせませんよ。車で行けばもっといい学校あるんですから。少し頭を切り替えていただきたい。特に執行部の諸君は、大多喜小学校や大多喜中学校出身の方が多いと思います。大多喜小学校はどうですか。昔は古関裕而先生あのメロディーで校歌をつくったじゃないか。そして大多喜中学校はどうですか。副町長も知っているだろう。あなたは優秀だったから、私たちは日本一を目指せという校長先生の下で、日本一になってきたじゃないか。千葉市の葛城中学と、千葉県下で伍して争った学力もあった。体操は10連覇だ。音楽では日本一になったじゃないか。テニスでは、日本第2位になったじゃないか。そういうところの教育だったから、恐らく越境で来ていた人もいますよ。

ここで言いたいことは、私は教育委員会があまりにも、今、ずさんになり過ぎている。そして、教育に対する親の信頼度が、これで低下していますよ。私たちは、小学校や中学校の先生や、あるいは教育委員会に対しては、常日頃敬意を表していたつもりです。しかし、それは、いざ自分の子、自分が通わせている子供たちがこんな被害を受けないことが前提ですよ。こういう被害を受けたときに、その子に寄り添わなかったら、何のための教育現場ですか。何のための教育委員会ですか。教育長、もう一度聞く。あなたは、この学校現場の職員

にいろいろ指導しているかもしれないけれども、学校現場の時の校長、名前は今言いません、知っていますけれども。この被害者宅に足を運んだかどうか、報告を受けていると思う。そのことについて教えていただきたい。

○議長（野村賢一君） 教育長。

○教育長（宇野輝夫君） 直接、校長からは被害者宅とか、ただ校長としては、ご両親、お子さん、当然、前にして話はしている、そういう報告は受けております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 6番麻生剛君。

○6番（麻生 剛君） 一番大切なことは、その被害者の方が学校に来て訴えたのを聞く。そういうことではないんですよ。被害者の子がいる。その自宅に行って、あなた、どうしてそうなったの、あなたの気持ちは何なのという、そういう寄り添うことが担任や、どうだろうか、校長さんなんかのやることじゃないかなあ。そういうことがないから、父兄の方が学校まで足を運び、そして、教育委員会にも足を運んでいると聞いていますよ。

何かやることなすことを弱い者いじめじゃないですか、それじゃ。一番大切なことは、そういうことが起きたならば、いち早く行くんですよ。そして、申し訳なかったと謝罪するんですよ。なぜならば、子供が言うことが信頼できないとか、そういうことになったら、もう教育は終わりです。子供の言うことが正しいんですよ。この加害者の方、教師、これはこの子だけじゃないんだよ。だから、そのことをかばい立てしているような学校現場、教育委員会は、今後信頼されないと思う。

以後、このことを肝に銘じて、これからの教育、しっかりとやっていただきたい。このままでは、この被害者の方々、判決まで持っていきますよ。じゃ、ここで聞きましょう。これは、今日は、あれだ、まさか副町長に答えていただくとは思わなかったけれども、副町長と町長に答えていただこう。これ、判決が出て、あなた方負けたら、また控訴するのかい。上に、上級審に出すのかい。あるいはここで確定して、慰謝料でも払うのか。それとも、これはまだ仮定の問題だから答えられないと、そう答えるのかい。この問題について、指定代理人の副町長と、そして最高責任者である町長にお答えいただきたい。

○議長（野村賢一君） 副町長。

○副町長（西郡栄一君） 民事訴訟という裁判ですので、終結させるためには、和解、あるいは判決というような方法にならざるを得ないというふうに認識しております。

ただ、現在係争中でございますので、この場でどういう状況なのかというのは、お答えは

控えさせていただきますけれども、現在の状況としては、弁論準備手続ということで、先ほど来、教育課長のほうからご説明があったとおり、主張と立証がなされているところでございます。

この後、証人喚問の後、どういう形に流れるか分かりませんが、その場合については、和解にしろ、判決にしろ、訴訟代理人である代理人弁護士の意見を踏まえ、町長、教育長、その他必要な関係者と協議の上、それぞれ応ずる場合については、法令に基づき対応してまいりたいというふうに思っております。

(「同じです」の声あり)

(「町長、同じでしたらお答えしなくていいです」の声あり)

○議長(野村賢一君) 6番麻生剛君。

○6番(麻生 剛君) 副町長のお答えで、町長も同じだということですので、分かりました。

それでは、まだまだ続く、そういう状況が続くと思います。この問題については、教育長、どうでしょうか。あなた、この問題、もう解決能力ないわけだから。自ら出处進退を決めるべきじゃないかな、そう思います。この問題について、今お答えできないならば、行動で、後で示してください。

それでは、時間が迫ってまいりました。

○議長(野村賢一君) 教育長。

○教育長(宇野輝夫君) 教育長としての、いわゆる出处進退ということなんでしょうけれども、学校において、セクハラ事案などの不祥事が発生しないように、あらゆる機会、例えば県教委が作成するリーフレット、具体的な不祥事発生的事案等も用いて、これを今現在やっているところなんですけれども、これを通して、今後さらに学校長への指導、助言、教職員の研修などの徹底に努めて、不祥事根絶を図ることが教育長の責務と考えております。また、今後の大多喜町の教育の充実・発展のため、教育長としての責務を果たすことが私の責務と考えております。

以上です。

○議長(野村賢一君) 6番麻生剛君。

○6番(麻生 剛君) 教育長がお答えいただいたので、私も、教育長のお言葉は非常に重いものだと思うので、お答えさせていただきます。

そんなね、あなた、現場に足を運ばず、そして、リーフレットで教育するとか、指導するとか、現実としてそれがなっていないから、こんな事件が起きているわけだ。もうあなたに

は指導能力はないわけですよ。はっきり言う。おやめになったほうがいい。それがあなたにとって一番いい道だし、あなたが出処進退を、けじめをつけられる。すばらしい指導者として残りますよ。しかし、あくまでもこの地位にしがみついて、これからも教育の正常化を願う、その思いは分かるけれども、もうその能力はないということが判明したんだから、潔く去るべきです。

○議長（野村賢一君） 6番麻生剛君。

○6番（麻生 剛君） それでは、これは最後の質問になります。これは恐らく、担当課長と、これは町長とのお話になると思います。

議会と執行部の在り方であります。いわゆる政と官、この問題については、どなたも一番感じている問題だと思えます。政が強いのか、官が強いのか。お互いに同じ目標に向かっていくはずですよ。ですから、これがバランスよく、町民のためになるようにやっていく。それが一番すばらしいことです。あくまでも前提として住民の意思を吸い上げるという、そこが基本です。

議会は執行部が正しく機能しているかどうかをチェックする機関として、住民より選ばれ、負託されております。

当然、税金の使い道には厳しく監視の目を注がなくてはなりません。議案に対しても、厳しく対処することが義務づけられております。

さて、執行部側に対して、常に議会との緊張関係を持って、私どもは対処しておりますけれども、どうですか。今、私たち、議会と執行部とは、本来は対等であります。しかし、私が客観的に見て、巨大なるあなた方執行部はマンモスであります。あまりにも議会は丸裸で、何の武器も持たない、非力と言わざるを得ないんです。しかし、私どもがあなた方に最も優越するもの、それは住民世論を背景に、住民の民意を吸い上げ、議会壇上において対抗することが、言論の府の道であります。議会人としての良識の府を支え、執行部への歯止めの役割を果たす。

については、執行部に、次のことを伺います。

議会は住民代表で、住民に一番身近な存在でもあり、地域の状況と町の施策を確認、調査して、議会で議論するとともに、執行部に提言することにより、より一層行政サービスの向上が図られることと思えますが、この件について伺いたい。

そして、議会は執行部から提案される予算、決算、条例制定改廃等を審議するが、審議の場に、多様な町民の意見を反映させ、ここが重要なんです、多様な町民の意見を反映させ、

審議の過程で様々な意見を出し合い、ここも重要です、審議の過程で様々な意見を出し合い、その可否について決定する権限を有します。

議会は住民に対する行政サービスの最終決定者であると同時に、議会と執行部は、本町の発展と住民福祉等の向上のため、お互いに知恵を出し合い、協調していく必要があると思います。また、町民の様々な意見、少数派の意見にも十分耳を傾けるべきであると思います。

さて、このことについて、執行部側の担当課長の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（古茶義明君） それでは、ただいまのご質問に対し、総務課のほうからお答えをさせていただきます。

議会の役割は、町の意味決定をする機能及び補完する機能を担い、その権限を町執行部に対し行使することが、より適正な地方自治運営を期することができるものと考えます。議員の言われるとおり、各自がその役割を果たし、議会と町執行部とがお互いに議論を重ねることにより、行政サービスが向上できるものと考えております。

また、議員が言われるとおり、議会及び町執行部の役割はそれぞれありますけれども、ともに住民福祉向上、また町発展という、同じ目的を持って、日々、それぞれにおいて、議会活動、また行政運営、そういったものを行っているものと認識しております。

住民の皆様からご意見をいただき、その意見を反映させているものの一つに、町総合計画があります。策定の段階で住民懇談会などにより、町民の皆様からのご意見をいただいているところでございます。全ての意見、要望を反映させることはできませんが、可能な限りいただいた意見を盛り込んで策定しているところでございます。

そのほかでは、町のホームページでの町政への提言の受付、また「広報おおたき」3月号と8月号の発行に合わせ、年2回、町長への手紙を全戸配布いたしまして、そのご意見を伺っているところでございます。

また、議会本会議において、町執行部は議員の皆様からの一般質問などによるご意見を真摯に受け止めて、その履行性や確実性を勘案しながら対応しているものと認識しているところでございます。

○議長（野村賢一君） 6番麻生剛君。

○6番（麻生 剛君） 課長のほうのご答弁、ご苦労さまです。

執行部と議会が住民サイドの意見を十分吸い上げ、そして施策に反映していく。この姿勢というのはこれからも続けなくてはいけない。

それではどうでしょうか。町長、時間も残り僅かになってきました。私も、飯島町長とは、4年間お付き合いさせていただいて、個人的にお付き合いするにおいては、非常にいい男であります。しかし、政策的な面、そして政治的な手法においては、異にするところがあり、議会においても激論を闘わせてまいりました。それは、歴代の町長、私が、田嶋隆威先生や宍倉一輔先生とも同じであります。しかし、終われば、私に返れば、お互いに友人として付き合う。飯島町長ともそういう形で、今は、公の場で、議会の場で、見解を聞かなければいけないので、諸先輩に対しても厳しいお言葉を言うかもしれませんけれども、町長のご見解をひとつお聞かせ願いたいと思います。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） では、ただいまの麻生議員さんの質問にお答えしたいと思います。

先ほど麻生議員さんが、いろいろご質問をいただきましたけれども、ほぼ私どもの考えていることとそんなに大きな差はないと思います。また、そして今、総務課長が今答えてくれたことが、ほぼそういうことになろうかと思えます。

ただ私どもは少数の意見というものを、やはり十分組み入れて進めているところでございます。大多喜町がいろいろ事業を進めていく中で、非常に大きなものは総合計画というのがございます。そのほかにもいろんな計画がございましてけれども、総合計画というのが大多喜町の最上位の計画でございまして、そして、それは今、10年の総合計画を策定しておりまして、前期5年が、今、終わろうとしております。そして、昨年から後期5年の総合計画を、今、基本計画を今進めているわけです。

これは進める上で、やはり住民の皆さん、本当に幅広い意見を入れ込んだ中でこの計画を進めているわけで、ですから、これは、来年から後期の5年が始まるわけでございまして、それもやはり昨年から、いわゆるそれぞれ地域に行きまして、皆さんの意見、懇談会等をお伺いし、また、それぞれの団体の皆さんからいろんなご意見を伺い、また、住民の皆さんからのアンケートもいただき、一つ皆さん方の考え方を入れた中で、総合計画を作成しているところでございまして、ですから、やはり少数ということではなくて、広く皆さんの意見を入れた中で、この総合計画がありまして、この総合計画に沿って今、進めているところでございます。特に先ほど麻生議員も言われるように、我々の本旨はやはり住民福祉の増進にあるわけでございまして、そして、地域の経済の発展にやはり貢献していかなければいけない。これが役場の仕事であり、そしてそれが行政サービスの向上につながるわけでございまして、そういったことを改めてしっかりと進めてまいりたいと思っております。

○議長（野村賢一君） 6番麻生剛君。

○6番（麻生 剛君） 今、町長から、目指すものも同じ、お考えもほぼ似通っている。本当にありがとうございます。そして、これから先は、町長にとって、耳が痛いかもしれません。政治というのは、ご存じのように、信なくんば立たずです。政治への信頼がなくなってしまうのは、もはやその政権を維持することは、中央や地方を問わず、ありません。

今、最も大切なのは、先ほど来挙げた大多喜小学童保育棟の建設問題をはじめ、住民から起こっている批判、これは決して少数ではありません。

そのほか、ご存じのように、これは町長にとっては、本当に耳が痛いかもしれない。言わばあの品川駅高速バス撤退であります。いろいろな理由をつけようが、政治家というのは結果責任なんです。結果において成就できなかったら、それは住民に対して謝罪し、そして、出处進退を明らかにしなくちゃいけない。このことについて、大阪の松井市長は、あの目玉政策であった大阪都構想を住民投票にかけました。結果は、ノー、負けましたよ。負けたら潔いじゃないですか。私は政界を引退する。ここなんです。政治家として、大切なことははじめ、責任の取り方、そして、住民との信頼関係の構築。私は、飯島町長の政策、全てが悪いとは言っておりません。しかし、目玉政策が失敗したことに対しての、まず謝罪がない。言い訳は要りません。5年前に、品川行き的高速バスをスタートしたとき、私は議員ではありませんでした。ここにいらっしゃる方で議員の方、そのときいるでしょう。そのときに、何と説明したか。まず、品川は将来リニアの始発で拠点になる。だから、今、手を挙げなければ大多喜は残れない、これも確かにそうかもしれません。しかし、結果として、大多喜は品川再開後に残れなかったという歴史的事実があります。コロナの影響ではありません。あの問題、絶対に黒字化してみせると豪語した飯島町長。しかし、累積赤字が増えました。どんな言い訳もこれは通用しません。言わば、目玉政策が失敗した、結果として、政治家として、この問題について、何ら謝罪もないというのは、やはり信頼の政治、住民との間のかけ橋となるべく私たち議会人にとっても甚だ悲しい次第です。

もし執行部の皆さんや町長や私ども議員が、歴史の法廷の証言台に立って、この問題に問われるならば、かつて大多喜が今の外房線、房総鉄道の停車駅のところを拒否したことや、鹿野山マザー牧場が鹿野山に行く前に、大多喜が候補に上がったときを拒否したことや、城西国際大学が水面下で大多喜に探しに来たときに拒否したことや、本田技研工業が大多喜に進出するというときに拒否したこと、それと同じになってしまいます。

町長、今後とも、残された任期、あと1年、あなたがあります。全力でやってください。

それが町民に対するはなむけであります。私ども議会議員は、あと1か月あります。これも全力で町政に協力いたします。そしてその後は、選挙という洗礼に基づいて、皆さん方とまた再びお会いできることを楽しみに、6番麻生剛の一般質問、これにて終わらせていただきます。どうもご清聴ありがとうございました。

○議長（野村賢一君） ご苦労さまでした。

ここでしばらく休憩します。

11時15分から会議を再開します。

（午前11時05分）

○議長（野村賢一君） 休憩前に引き続き会議を続けます。

（午前11時15分）

◇ 吉 野 一 男 君

○議長（野村賢一君） 次に、9番吉野一男君でございますけれども、吉野一男君から資料提出を出しましたので、許可しましたので、よろしくをお願いします。

9番吉野一男君。

○9番（吉野一男君） 9番吉野一男です。通告に従い、議長のお許しをいただきましたので、ただいまから一般質問をさせていただきます。

第1点目は、大多喜町特別養護老人ホームの今後について。第2点目は、災害時における停電復旧の連携等について。第3点目は、夷隅川の流木処理方法について。3点についてお伺いします。

まず最初に、特別養護老人ホームの今後についてをお伺いいたします。

大多喜町特別養護老人ホームは、昭和54年に開設後、現在まで大多喜町唯一の特別養護老人ホームとして、町により運営されてきましたが、近年施設の老朽化に加え、介護士の不足等により平成26年度以降赤字経営となっています。

このような状況の中で昨年度、公募により大多喜町において新設される特別養護老人ホームの整備運営事業者が決定し、令和4年4月に、田丁地先に新しい特別養護老人ホームができる予定です。

そこで、以下の質問についてお伺いいたします。

新しく開設予定である特別養護老人ホームの公募から整備事業者の決定についてと、現在

の進捗状況などについて、分かる範囲内で教えていただきたいと思います。よろしくお願ひ
します。

○議長（野村賢一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） ただいまのご質問に、健康福祉課からお答えさせていただきます。

新しく開設予定の特別養護老人ホームについて、まず、公募から整備運営事業者の決定に
ついて申し上げます。

特別養護老人ホームの整備及び運営事業者の募集については、第7期介護保険事業計画に
基づき、計画の初年度であります平成30年度に第1回の公募を実施いたしました。しかし、
残念ながら、どの事業者からも応募はございませんでした。

平成30年度に引き続き令和元年度も公募を実施したところ、2つの事業者から応募があり、
書類審査後に、公的介護施設等整備事業者選定委員会での答申を受け、町として、社会福祉
法人知心会を整備運営事業者と決定いたしました。

次に、現在までの進捗状況でございますが、本施設については、広域型特別養護老人ホーム
となるため、設置の認可及び指定申請等は、千葉県において行われます。事業者の決定後、
千葉県と事業者間では協議書の提出、それに基づくヒアリングの実施、協議書審査、法人審
査会審査などのほか、同時進行で、施設の基本設計から実施設計を進めているところでござ
います。今後、建設工事業者を決定するための入札、契約、そして着工となる予定でござい
ます。

実施設計の段階であった本年5月に、県による夷隅川浸水想定区域の見直しが行われたこ
とにより、入居者及び従業員の安全性をより確保するという観点から、設計の一部見直しを
行ったことに伴い、当初計画から若干の遅れが生じる可能性があるとのことでございます。

以上です。

○議長（野村賢一君） 9番吉野一男君。

○9番（吉野一男君） ただいまの答弁の中で、当初の計画から若干の遅れが生じるとのこと
であるが、具体的にはどの程度のものとなるのかお伺いします。

○議長（野村賢一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） 事業者であります、整備事業者であります知心会からの報告
によりますと、現在、県と事業者間での詳細な部分を調整中とのことであり、具体的なスケ
ジュールについては未定とのことでございます。

以上です。

○議長（野村賢一君） 9番吉野一男君。

○9番（吉野一男君） 答弁ありがとうございました。

続きまして、同じ町内に新しい施設ができた場合、現在でも入所者の確保や職員の確保等苦慮しているという中で、さらに状況は厳しくなると思われませんが、町特別養護老人ホームの今後の運営の見通しについてお伺いいたします。

現在でも入所者の確保に苦慮していると思いますが、今後新しい特別養護老人ホームができることで、どのような影響が出ると考えられるのか、お伺いいたします。

○議長（野村賢一君） 特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（木島丈佳君） それでは、ただいまのご質問に対しまして、特別養護老人ホームからお答えさせていただきます。

11月30日現在、本施設への入所申込者は44名となっておりますが、実際に入所を希望されている方は3割程度でございます。そのうち入所検討委員会を経て、入所が可能であろうと思われる方は、現在5名ほどであると見込まれます。

今年度、入所申込者は23名いましたが、同じように、町内に特別養護老人ホームが新設された近隣施設の状況を聞きましたところ、それまで毎月2名から3名、新規の入所の申込みがあったものが、新しく施設ができるということになってからは、新規の申込者がいない月があったということでございますので、しばらくの間は新規入所申込者がこれまで同様には見込めないと考えられます。このため、当面の間、入所者数は減少すると考えられます。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） 9番吉野一男君。

○9番（吉野一男君） 答弁ありがとうございました。

続きまして、職員についても、夜勤ができる介護職員の確保に苦慮しているということですが、新設される特別養護老人ホームでも、職員の募集を行う中で、町特別養護老人ホームの今後の職員確保についての見通しはどうか、お伺いいたします。

○議長（野村賢一君） 特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（木島丈佳君） ただいまのご質問につきまして、特別養護老人ホームからお答えさせていただきます。

現在、夜勤ができる介護職員は、介護支援専門員と育児短時間勤務の職員を除きまして、正職員が13名、会計年度任用職員が3名、外国人技能実習生が3名となっております。

正職員については、令和3年度末に1名、令和5年度末に1名が定年を迎える予定です。また、現在夜勤のできる会計年度任用職員についても、63歳が2名、61歳が1名と、いずれも60歳を超えており、近い将来、夜勤ができなくなる可能性が高いのが実情でございます。

外国人技能実習生につきましても、実際に夜勤を行うのは、技能実習評価初級試験の合否を見た上で判断するため1年後となること、夜勤業務につきましても、フロアの担当ではなく、補助待機者としての従事となること、実習期間も本人たちが試験を受け、技能実習3号への移行を希望しない場合は、3年で終了となることを考慮しますと、長期的な夜勤従事者の確保という点では、職員または会計年度任用職員で夜勤が可能な方の採用が必要となります。しかし、昨年度までの過去5年間、臨時職員として採用できた8名の介護士のうち、夜勤ができた職員はいませんでした。新たに施設ができた場合、会計年度任用職員としての夜勤可能職員の確保はますます困難になると思われまます。

また、正職員につきましても、これまで募集を行えば、ほぼ応募者がいて採用できておりましたが、今後は難しくなると考えられます。

今後の職員確保につきましては、夜勤のできる会計年度任用職員の随時募集を行いながら、正職員の増員、夜勤のできる外国人技能実習生を確保できるよう、育成できる範囲内で適宜受け入れていくことで考えていきたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） 9番吉野一男君。

○9番（吉野一男君） 答弁ありがとうございました。よろしくお願ひします。

4点目について、施設の今後の方向性について、先日の9月の常任委員会において、町長からも近いうちに方向性を検討したいという話があったが、現在の検討状況はどうか、お伺ひいたします。

○議長（野村賢一君） 特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（木島丈佳君） 特別養護老人ホームからお答えさせていただきます。

昨年度、議会議員全員協議会においてご説明をさせていただきましたが、経営改善策として、外国人技能実習生の受入れを増やしていくことで、介護士の確保と人件費の助成を受けながら入所者を増やしていき、収益を改善していきたいと考えておりましたが、実際、1年間技能実習生を育成してきた中で、業務を実施しながらの育成となるため、育成に当たる職員の業務量の増大による負担が大きく、実際の夜勤業務がフロア担当ではなく、補助待機者

としての従事ということをご考慮しますと、外国人技能実習生を多数受け入れることでの経営改善については、今後の状況を見ながら、再度検討していきたいと思っております。

また、現在の入所者の状況でございますが、長期入所者の受入れ可能人数55名に対しまして、入所者数は47名でございます。9月の常任委員会でも申し上げましたが、まず受入れ可能人数の55名を目指すことを短期的な目標とし、55床の入所状況を見ながら、夜勤ができる介護士の確保に取り組んでいくことまでは、現在考えてございますが、長期的な目標としてどうしていくかということのところまでは、まだ至っていないのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） 9番吉野一男君。

○9番（吉野一男君） 大変答弁ありがとうございました。今後も引き続いてよろしくお願ひしたいと思います。

また、施設管理者として、町長のお考えがあれば、お聞かせ願ひたいと思っております。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 吉野議員さんの質問にお答えしたいと思います。

特別養護老人ホームにつきましては、町営ということで、町が管理しているところでございます。町営の施設というのは、全国的にも本当に数少ない施設なんです。ですからなかなか、できれば維持していくことが非常に重要であると思っております。しかしながら、建物ももう建設してから大変古くなって、老朽化しているところでございまして、これから続けていく中で、やはり施設のいわゆる建て替え等を検討しなければならないということも、一つは条件としてあるかと思っております。

しかしながら、やはり何としても、大多喜町の住民の皆さんが、老人ホームに入所できないような状況というものをつくってはならないということで、私ども、かねてから民間の力もお借りしようということで進めてきているところでございます。

しかし、ご存じのように、もうこうして黒字になるという可能性が非常に厳しいところでございますので、特に入所者も新しい施設ができますと、新しい施設に移る人も多くあります。また逆に、入所費用が安い、町の老人ホーム施設に入所しようという人もありますので、これは今、知心会さんのほうが令和4年の中頃になるかと思っております。当初予定していたのが4月でありましたけれども、中頃になるかと思っておりますので、そういったことを見通しをしながら、また民間と私ども町の施設も連携をしながら、地域の老人ホームを守るという意味で、民間の力を活用しなければなりませんので、最終的には、どちらも黒字で営業しなければ

ばできない、成り立たないということも事実でございます。

そういったことを、今、あとは職員の問題もでございますので、そういったことをどういう形でまた連携をしていくかというのは、今、これから大きな課題になろうかと思いますが、いずれにいたしましても、民間の施設と、町の施設をうまく連携した中で、運営できればと
思って考えているところでございます。

○議長（野村賢一君） 9番吉野一男君。

○9番（吉野一男君） 町長のお答えのとおり、ぜひ協力体制を組んで、ぜひ完成に向かってご協力をお願いしながら、町長の手腕でまたお願いしたいと思っております。よろしくお願ひします。

次に、2点目の災害時における停電復旧の連携等について。昨年9月の房総半島台風、台風15号で、大多喜町が大規模な停電が発生したことを受け、東京電力パワーグリッド株式会社木更津支社と、「災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定」及び覚書を令和2年7月7日に締結いたしました。

そこでお伺いいたします。今後、倒木処理などの連携はどのようにするのか、お伺いいたします。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（古茶義明君） それでは、ただいまのご質問について、初めに総務課のほうからお答えさせていただきます。

昨年の台風15号により、町内で停電が長期間続いた地域がありまして、停電に伴う断水なども発生したところでございます。

町といたしましても、昨年の災害を教訓に、住民各位のご理解をいただき、発電機や予備バッテリー等の準備を進めてきたところでございますが、電力の早期復旧が一番の課題でありますので、電力会社との連携を今まで以上に強化するため、先ほど議員が言われたとおり、東京電力パワーグリッド株式会社木更津支社と、「災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定」を今年の7月7日に、情報共有及び障害物撤去等について締結し、停電が発生した場合に、電力が早期復旧できるような協力体制を整えたところでございます。

今後においても、今後の平常時においても、お互いに連絡を取り合い、電力設備への被害が想定される場所等の情報提供など、お互いに情報共有を図り、今後の有事に備えてまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（野村賢一君） 9番吉野一男君。

○9番（吉野一男君） 答弁ありがとうございました。今後もよろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、台風15号・19号・10月25日大雨による被害で倒木が多く発生し、停電や断水の被害があり、これは道路周辺の山林の保全ができないため被害が大きくなったと考えられますので、倒木など被害を最小限にするための町の対応についてお伺ひいたします。

○議長（野村賢一君） 農林課長。

○農林課長（秋山賢次君） ただいまのご質問に対しまして、農林課からお答えさせていただきます。

本町の面積の約7割を占める森林について、木材需要の低迷や輸入材との競合による採算性の悪化などにより、森林所有者の施業意欲の低下や、森林従事者の高齢化による森林の荒廃が進行しており、森林が荒廃したことが自然災害による被害拡大の要因の一つになっていることも考えられます。

森林の整備については、本来、森林所有者が行うことが原則であると考えますが、森林の荒廃が進んでいる現状では、ますます所有者による森林整備は、期待が持てる状態ではないと考えます。

重要インフラ施設を守る事業としましては、重要インフラ施設周辺森林整備事業があり、鉄道、道路、送電線などの機能が停止した場合に、国民生活または社会経済活動に多大な影響を及ぼす重要インフラ施設周辺の森林について、町と森林所有者等による協定に基づいて、人工造林を実施する事業があります。

この事業は、森林整備を目的にしている事業のため、基本的に重要インフラ施設から幅50メートルの森林に関し、間伐や皆伐を実施し、地ごしらえを行い、新たに植樹をする必要があるなどの条件があり、膨大な時間と費用が必要となります。

国の補助金はあるものの、補助残について森林環境譲与税を充てることは認められていないことや、森林整備を行う際に、道路の通行や送電線等の破損等の影響などが危惧されるなど、現実的には難しい面が多いと思われまますので、重要インフラの管理者と十分に協議を重ねていきたいと考えております。

そのような中で、令和3年度において、森林環境譲与税を活用した森林の整備計画を作成する予定ですが、町全体で森林が約8,900ヘクタール存在しております。計画の中で、森林整備の方向性や森林整備の優先順位等を策定する予定ですが、森林環境贈与税の使途と

しては、間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に充てることとされております。

今後、限られた財源の中で、可能な限り、荒廃した森林整備が進められるよう、計画に反映させ、計画に沿って長期的に森林整備を進めることにより、倒木等による災害を最小限にとどめられるようにしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 9番吉野一男君。

○9番（吉野一男君） 答弁ありがとうございました。よろしくお願いします。

答弁ありがとうございました。今後よろしくお願いします。

それと、去年の9月ですか、台風10号によりまして、ここに写真がありますけれども、県道茂原大多喜線の小土呂地先、これ1週間ちょっと停電になったわけですが、これ大変長く停電が続いたわけです。状態はこういう状態で停電になったわけです。

そういう関係もありまして、できれば事前というか、事前の予防という形で、できればこういう形のものは、小土呂地先は特にもう今現在も、杉の木があるわけですが、そのところは、また風が来ると、強風が来ると、また倒れる。こういう状態にまたなるので、あれは、あそこは。そういう点でありますので、予防的には、本当は、そのところを予防的に先に切って、切ってじゃない、地権者に了解を得ながら、切ることが望ましいんだと思われましても、町もなかなかそれも難しい点もあろうかと思いますが、法的にはいろいろ関係もありますけれども、これは、あくまでも予防的にやっていくべきものだと考えておりますので、町当局の方もぜひ今後もよろしくお願いいたします。

そういうわけでもありますので、これは簡単ですが、あまり長くやるのは、どうかと思われましても、これは県道なんですけれども、また町道のほうもあろうかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。町当局のご協力をお願いしたいと思います。

3点目の夷隅川の流木処理方法について。夷隅川房総半島南東部を流れる2級河川である、県最大の流域面積を持つ、生物の種類数は日本中でもトップクラスであり、生態系の豊かさがうかがえる。流域面積は約299キロ平方メートルで、中頃から蛇行を繰り返し、太平洋に注いでおります。

そこで、以下の質問についてお伺いいたします。

○議長（野村賢一君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） それでは、通告に従いまして、現在町が管理している橋の設置の

状況と橋梁長寿命化事業の今後の対応についてということで、初めに答弁をさせていただきます。

現在、道路台帳に記載されている橋梁数は90橋で、このうち、ボックスカルバートや木橋など自己保全型管理等々している14橋を除く76橋、これを長寿命化修繕計画の対象としております。

本町が長寿命化修繕計画の策定対象の橋梁は、建設後50年が経過する橋梁ですけれども、この50年経過する橋梁が2016年、平成28年時点で、この時点で全体の13パーセントでございました。20年後の2036年、令和18年には82パーセントというふうに増加をしてまいります。これら高齢化を迎える橋梁に対して、従来の対症療法型、いわゆる悪くなってから対策を講じて、維持管理を続けた場合、橋梁の修繕、また建て替えに要する経費が増大することが懸念されます。

このような背景から、より計画的な橋梁の維持管理を行い、限られた財源の中で、効率的に橋梁を維持していくための取組が不可欠であり、コスト削減には、従来の対症療法型から、損傷が大きくなる前の予防的な対処を行う予防保全型への転換を図り、橋梁の寿命を延ばす必要があることから、橋梁の長寿命化修繕計画を作成しております。

現在この76橋に関して、法令に従い5年に1回、近接目視を基本として、定期点検を実施しており、現在、修繕計画のある橋梁、これ、5橋でございまして、昨年から工事を実施しており、今後もこの計画に沿って、実施していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 9番吉野一男君。

○9番（吉野一男君） 答弁ありがとうございました。

続いて、塩淵橋をはじめ、町管理の橋梁に流木が上流から流れて引っかかり、他のごみ等も堆積し、橋梁に支障を来すおそれがある。その処理方法についてお伺いたします。

○議長（野村賢一君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） 橋梁の橋脚に堆積をしております竹木ですね。これは時には大きな塊となり、景観的にも非常に悪いばかりでなく、洪水時の河川の流れを阻害し、橋梁にとっても大変大きな負荷がかかるものと思われまます。

また、大きな塊であっても、次の出水期には、自然に下流に流れることもあり、その状況は様々で、一度撤去しても、毎年上流からの流竹木により堆積する可能性がございます。

河川にかかる橋梁の管理につきましては、橋脚に堆積した流竹木の撤去を含め、その管理

者が実施しなければなりません。

先ほど町内の橋梁数を示しましたがけれども、町では多くの橋梁を管理しなければならないことや、それぞれの橋梁の流竹木の堆積の状況を確認した上で対処してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） 9番吉野一男君。

○9番（吉野一男君） ありがとうございます。

橋梁も大分、町内にはあるようですので、確かにそういう関係での流木が常に引っかかる可能性があるわけですがけれども、特に、私、入らないですけれども、塩淵橋については、去年の台風15号によりまして、大分流木が堆積しました。それで、1年ちょっとこのまま流木が堆積したままになっていたわけです。それでその関係で、この質問をしたわけですがけれども、1年以上も流木をそのままにするというのはいかがなものかと思っておりますので、それは、流木を撤去することが必要だと思うのですがけれども、環境等いろいろ、橋も含めて長寿命化もやっておりましたけれども、これは、橋が、堆積しますので、橋自体が流れるおそれがある、実際に。台風が来まして。やっぱりこれ、台風、橋が流れると、基本的には台風、じゃなくて、橋を建設するには、6億か7億ぐらいの費用がかかると聞いておりますので、その点で堆積したものを取り除くことが一番重要だと思いますので、その点を、町の建設課で見回りしながら、ぜひそういうものやっただけであれば、ありがたいと思います。

それと、実際に流木は、今、堆積しているわけですがけれども、下流はその分、流れるのは、下流のほうに来るわけですね。結局下流のほうに来るとやっぱり下流のほうにそういうものが、カーブなっていますので、そのところがまた堆積しますので、民有地に掛るわけです。

民有地に、流木がまた変わるんですよ。そういう関係で、民有地のものはできないと思うんですがけれども、やっぱりそういう点があるので、結局竹山とか、そういうものがありますので、そういうものを事前に、橋の段階で、橋に堆積したところ、町のほうも管理上取っただけであればありがたいと思います。その点いろいろ多数橋があるわけですがけれども、そういう点で大きなところが、そういう点で、できれば建設課のほうで見回りしながら、そういうものをできるように予算の都合もあるかと思っておりますけれども、特にお願いをしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

一応そういうことで、なかなか建設課さん、お忙しいと思っておりますけれども、できる範囲内でやっただけであれば、ありがたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願ひしたいと

思います。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（野村賢一君） 以上で、吉野一男君の一般質問を終了します。

ここでしばらく休憩します。

この間に昼食をお願いして、午後は1時から会議を再開します。

(午前 11時50分)

○議長（野村賢一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時00分)

◇ 渡 邊 泰 宣 君

○議長（野村賢一君） 一般質問を続けます。

次に、7番渡邊泰宣君の一般質問を行います。

7番渡邊泰宣君。

○7番（渡邊泰宣君） 7番渡邊泰宣でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告書に基づいて質問させていただきたいと思っております。

私は、3項目について伺いたいと思っております。

いすみ鉄道についてと、それから高速バスの運行について、それから町の産業についてということで進めさせていただきますので、よろしくお願ひします。

まず、いすみ鉄道についてですが、昨年の10月頃から流行し始めた新型コロナウイルス感染症の影響により、乗客数に相当な影響が生じていると思われませんが、私もこのいすみ鉄道については、重要な町の必要な事業ということで認識しておりますし、特に関心を持っておりまして、そのことについて伺いたいと思っておりますが、出資団体として把握している範囲で、次のことを伺いたいと思っております。

一般客の利用状況及び学生の利用状況、観光客の利用状況について伺いたいと思っております。この辺の区別については、なかなか難しいところがあると思っておりますが、おおよそのことでも結構ですから、伺いたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（市原芳則君） 渡邊議員のご質問に企画課のほうから答えさせていただきます。

いすみ鉄道の利用状況でございますが、いすみ鉄道で集計されております乗車区分におき

ましては、観光客の利用者というものがございませんので、通勤・通学定期による乗車を除く普通乗車人数、及び通学定期の乗車人数の状況についてお答えさせていただきます。

本年4月から10月までの7か月の実績で、普通乗車人数は4万6,344人で、対前年比61.6パーセントでございます。通学定期乗車人数でございますが6万7,770人、こちらは対前年比66.5パーセントという状況であります。

直近の10月では、普通乗車人員が7,761人で、対前年比125パーセント、通学定期乗車人数1万2,330人で、対前年比81.5パーセントでありました。

以上です。

○議長（野村賢一君） 7番渡邊泰宣君。

○7番（渡邊泰宣君） ありがとうございます。

私もちょっと心配していた数字でございますが、61.6パーセントとか66パーセント、そのほかに通学ですか、125パーセントですか。この辺は、学生の利用状況がそんなに減っていないということでございますので、本当に安心したというか、特にこれは大多喜高校の利用数が介在するのかなと思います。その辺でこれだけの結果が出ているということは、少しは安心したというふうに思います。

それでは、次の年間の季節ごとの観光客の利用状況について伺いたいと思います。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（市原芳則君） 年間の季節ごとの観光客の利用状況でございますが、こちらも観光客の利用としての集計がございませんので、1日フリー切符や房総横断切符を含む普通乗車人数の季節ごとの状況についてお答えさせていただきます。

令和元年12月から令和2年の2月の冬の期間でございますが、こちらの利用人数は2万5,049人で、対前年比94.5パーセントでございます。

3月から5月の春の期間でございますが、こちらが1万7,866人で、対前年比28.6パーセントでございます。

6月から8月の夏の期間でございますが2万3,608人で、対前年比82.6パーセント。

本年9月、10月の秋の季節ですが、こちらは1万6,289人で、対前年比130パーセントという状況でありました。

また、季節ごとの利用者の年間割合でございますが、直近1年間において、春の期間が19.8パーセント、夏の期間が26.1パーセント、秋の期間が26.4パーセント、冬の期間が27.7パーセントという状況でありました。

以上です。

○議長（野村賢一君） 7番渡邊泰宣君。

○7番（渡邊泰宣君） どうもありがとうございました。

この数字を見ますと、年間を通して、割合と平均というんですかね、20パーセント前後というふうに解釈してよろしいのかと思いますが、私は、聞くところによると、春の花の時期は物すごく利用客が多いというふうに聞いておったんですが、今年の場合には、コロナの関係の乗客数が減少しているということが、増加していないということにつながるかと思うんですが、その前の利用状況についてはわかりますか。コロナ前の状況。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（市原芳則君） 先ほど申しました今年度の状況でございますが、1万7,866人ということでお答えしたのですが、その1年前の状況でございますと6万2,438名ということで、かなり今年は大分少なくなっているというような状況でございます。

○議長（野村賢一君） 7番渡邊泰宣君。

○7番（渡邊泰宣君） お客様の利用状況については、やはり花の時期ですか、この辺については、やはり年間で一番多いというような状況であるというふうに思います。

そこで伺いますが、私が常に思っていることは、この前の一般質問でもちょっとやったと思うんですが、水田跡とか、そういうものもこの時期以外にお客さんを誘客するには、必要な事業ではないかなというふうに思っておるんですが、そのときにはやはりいろんな予算関係とか、そういうもので難しいかなというふうに答えがあったと思いますが、水田跡は、デザインとかそういうのもかかることではないかと思いますが、ある程度、資本を投下しないと、なかなかお客さんというのはいかないような感じもします。桜とか菜の花の時期は、相当、当初、一番影響の出た、よいほうの影響の出た計画だと思います。ですから、年間を通して何かできないのかなというふうに思うんですが、その辺はどうでしょうか。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（市原芳則君） 年間を通じたいすみ鉄道沿線の見どころと申しますか、そういったものにつきましては、今後も、いすみ鉄道と連携を取りながら、今の菜の花の種まきですとか、あとコスモス等も種をまいたりする場合もございます。今後も見どころとなるようなものを考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 7番渡邊泰宣君。

○7番（渡邊泰宣君） ありがとうございます。

やはりある程度、今までのところからプラス何かを入れないと、なかなかお客様も増加できないようなことではないかと思います。また、子供さんも年々減少しているところでもありますから、どうしてもそういう観光客とか、そういうところに行かないと、なかなか増加することはできないような感じも受けますので、できたらそういうところも考えていけばいいかなというふうに思います。

続きます。

それでは続きまして、グルメ列車の状況について伺います。これは、やはりコロナの状況の中で、あるいは運行していないのかなというようなことも伺っておりますが、分かりましたら伺いたいと思います。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（市原芳則君） グルメ列車の状況でございますが、初めにイタリアン列車の状況についてお答えいたします。

令和2年4月から6月までは、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、開催を休止しておりました。

再開後の7月の利用実績でございますが、37人で、対前年比58.7パーセント、8月は68人で対前年比136パーセント、9月が63人で対前年比105パーセント、10月は44人で対前年比125.7パーセントという状況でした。

また、9月から新たに始めました酒BAR（バー）列車の利用実績でございますが、9月が42人、10月が48人という形で状況でありました。なお、イタリアン列車、酒BAR列車とも、月に4回までを予定しておるような事業でございます。

以上です。

○議長（野村賢一君） 7番渡邊泰宣君。

○7番（渡邊泰宣君） イタリアンのほかについて、よく聞き取れなかったんですが、何でしたか。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（市原芳則君） お酒の酒BAR列車という名前のレストラン列車みたいなものなんですけれども、日本酒を、料理にマッチしたお酒を紹介しながら飲んでいただくような列車になっております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 7番渡邊泰宣君。

○7番（渡邊泰宣君） 今、酒BARということですが、今までのイタリアンとか、そういうグルメ列車というのは、どうしても魚介類とかそういうものの内容になると思うんですが、私も地元の大多喜町の特産物を利用するとか、そういうことの内容も必要ではないかなというふうに思うんですが、その辺についてどうでしょうかね。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（市原芳則君） 料理の内容につきましては、いすみ鉄道のほうで企画しているものでございますが、今後、日本料理等も考えていくような話も伺っておりますので、メニューについては、これからまた新たなものも考えていただけるのではないかとというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） 7番渡邊泰宣君。

○7番（渡邊泰宣君） ちょっと分かりづらいところの質問で申し訳ありませんでした。できるだけ大多喜町の特産物、タケノコとか野菜も結構作っている方が多いと思いますので、そういうところのものを利用してもらいと、やはり町民の作る張り合いも出てくるのではないかと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、続きまして、4番目の観光客の増加に対する本町の施策等がございましたら伺ひたいと思ひます。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（市原芳則君） 観光客、鉄道利用客の方だと思ひんですが、そちらのほうが増加するような本町の施策でございますが、町が単独で行う補助制度といたしまして、いすみ鉄道の利用増大対策事業補助金、また、いすみ鉄道シニア会員制度補助金を交付しているところではあります。

いすみ鉄道の利用増大対策事業補助金でございますが、いすみ鉄道株式会社が行う利用増大のための事業に対して補助金を交付するもので、大多喜町内で実施する企画、イベント等に係る経費、宣伝用の広告チラシ、沿線マップ等の作成に係る経費などが対象となっております。

昨年度でございますが、8月にいすみ鉄道株式会社が主催しましたランタンフェスティバル、こちらの開催経費や、新たに作成したいすみ鉄道沿線マップの作成経費、各駅の冬期イルミネーションの設置に係る経費等に対して補助金を交付しているものでございます。

また、いすみ鉄道シニア会員制度の補助金でございますが、こちらは町内在住の60歳以上

の方を対象に、割引専用回数券を販売して、利用増大を図るものでございます。いすみ鉄道に対して、その販売に係る費用を補助しているものでございます。

そのほかには、町が事務局を務めておりますいすみ鉄道友の会では、沿線美化として、菜の花の播種や各駅の花の植栽を行い、また、お城まつり等のイベント時にはいすみ鉄道に関するノベルティグッズ等を配布して、観光客の増加のための活動を行っているところです。

以上です。

○議長（野村賢一君） 7番渡邊泰宣君。

○7番（渡邊泰宣君） どうもありがとうございました。

ただいまの答弁の中に、ランタンですか。ランタンについて、どのように行っているのか、内容が分かりましたら。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（市原芳則君） 今年度はできなかつたんですが、昨年度は、大多喜小学校を会場として、ランタン、風船で飛ばしたんですけれども、風船に紙のものでランタンを作っていました、それを飛ばすイベント、最後、大多喜小学校を会場に一斉に飛ばすようなイベントをやりました。

またあと、それまでの時間に関しては、城見ヶ丘駅、また町内の町なかのところで、出店をやったり、そういったもの、また、その辺は、昨年はハーブガーデンとも連携を取りまして、そちらでもイベントをやって、そのお客さんたちもこちらに呼び込むような形のイベントとなっております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 7番渡邊泰宣君。

○7番（渡邊泰宣君） どうもありがとうございました。

そのランタンについては、たまたまうちのほうのお寺さんで、何かそういう企画をしたいということであったんですよ。ちょっと関心を持ったんですが、この発端は東南アジアの宗教的な行事だったと思うんですが、相当、何ていうんですか、人が集まってやる。中にろうそくか何かでそのあれを利用して上昇させてやるものらしいんですが、ただ心配なのは火災とか、そういうのも発生する可能性があるんで、やる会場によって設定が難しいというようなことでありました。やはり今年もちょっと試験的にやったらしいんですが、まだ本格的にはやっていない状況ですが、それも並行して、仲間に入れてやってもらうとか、時期を一緒にやるとかということであれば、もう少し盛り上がるんじゃないかというふうに思います。

どうもありがとうございました。

○議長（野村賢一君） 7番渡邊泰宣君。

○7番（渡邊泰宣君） それでは、続きまして、2番の高速バスの運行について伺いたいと思います。

本町と品川間の高速バス運行事業については、運休となっておりますが、東京間をつなぐこの事業は、今後の町の存続発展等においても最も重要事業であるというふうに、私自身は考えております。

その中で一番残念なことには、コロナ禍における休止ということが一番の最大の原因だったと思います。その中で、人によっては、そう多くの人には聞き取れなかったんですが、品川間の再度運行については、やはり関心を持って、利用する人は非常に便利だということで、利用するたびによさが分かってきたというようなことで伺っております。その辺について、再度の運行のことについて、分かる範囲内で伺いたいと思います。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（市原芳則君） 品川への再度の運行について、企画課からお答えします。

平成27年の12月に運行を開始いたしました本町と羽田空港・品川間を結ぶ高速バスにつきましては、品川駅周辺での大規模再開発工事によりまして、品川線高速バスのバス停のありました品川ブース周辺への乗り入れが10月以降できない状況でありました。このため運行会社と品川駅周辺のほかの場所への乗り入れ等について協議してまいりましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響もありまして、利用者が減少しておりまして、本年6月からは運休するものとなりました。

さらに、新型コロナウイルス感染症の終息が不透明なところでありますので、運行を再開できず、9月30日をもって運行終了となったものでございます。

ご質問のありました品川への高速バスの再度の運行につきましては、このような状況により運行が終了になったことから、非常に厳しいと思われまます。

以上です。

○議長（野村賢一君） 7番渡邊泰宣君。

○7番（渡邊泰宣君） どうもありがとうございました。

当初、私もそのような説明を受けたんですが、当初、代替の大崎ですか、大崎のことについてあったんですが、やはりコロナの影響が最大の原因というふうになってしまったんですが、それは本当に残念なことだと思います。

続きまして、東京駅行きの増便や補助事業等についてのお考えがあるかどうか。今、話によると、通学でしたか、その辺についての補助はやっているように聞いたんですが、その辺のことについて伺いたいと思います。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（市原芳則君） 現在の勝浦東京間の高速バス路線全体の乗車人員でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響により減少している状況でございます。

本年4月から10月までの7か月の合計で2万3,958人、対前年比26.2パーセントという状況であります。ここ数か月は徐々に回復しておりますが、9月は対前年比54.9パーセントの4,343人、10月は対前年比71.2パーセントの5,040人ということになっていきます。

大多喜町内のバス停の利用者の推移につきましても、同様の状況でございます。

補助事業につきましては、現在、東京線高速バスを利用して通学している方に対しまして、運賃補助といたしまして、回数券の購入費用の一部を補助しております。4月から11月までの利用実績は、延べ8人に対しまして28件、16万8,000円でございます。高校、大学や専門学校等の対面授業が本格的に再開となれば、さらに利用が増えることも考えられます。

この補助事業につきましては、これまで品川線を通学利用されていた方の利便性を低下させないように開始したもので、今後も継続していくことで予定しているものでございます。

以上です。

○議長（野村賢一君） 7番渡邊泰宣君。

○7番（渡邊泰宣君） 当初の品川行きのバスの目的も、町外への若い人の流出を防ぐためということが一番の目的だったと思いますので、品川行きの高速バスが休止になってしまったのでやむを得ないと思いますが、引き続き、東京行きの高速バスについても、そういう補助ですか、これは本当に必要ではないかというふうに思いますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次の新たな高速バス事業ですが、そのようなことについて、今あまり難しいということでありましたが、ちょっと伺いたいと思いますが、同じになっちゃいますか。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（市原芳則君） ただいまのご質問ですが、町が運行経費を補助する形での新たなバス事業につきましては、現在の新型コロナウイルス感染症の影響による高速バス利用者の状況を考慮しますと、難しいと考えております。

しかし、渡邊議員のおっしゃるとおり、本町と東京を結ぶ公共交通機関である高速バスは、

町にとりまして非常に重要であると考えております。

このような状況の中、現状では、民間の交通事業者が運行している東京線高速バスの利用者に対する補助制度の継続や利便性の向上に努めてまいります。

以上です。

○議長（野村賢一君） 7番渡邊泰宣君。

○7番（渡邊泰宣君） どうもありがとうございます。

私もここで取り上げたのは、町にも要望が来ていると思いますが、行き先はどこでもいいんですが、運行を再開できないのかなという声も聞いておりましたので、そこで伺ったわけですが、やはりこれは、品川高速バスを運行したおかげで、ある程度の結果が出ております。これは、私は失敗だと思っていないです。ですから、またその状況によって、コロナが収まる状況によっては、また、早く手がける必要もあるかなというふうに思いますが、町としてはなかなか難しいということでございますので、そんな意見もありましたので、伺いました。

続きまして、町の産業について伺います。

これはなかなか話が進まないようですが、あそこ、バイパスを通っていくと、あれから先がなかなか進んでいないような感じも受けますので、スマートアグリタウン構想について、本構想に係る進捗状況についてを伺いたいと思います。

○議長（野村賢一君） 農林課長。

○農林課長（秋山賢次君） ただいまのご質問に農林課からお答えさせていただきます。

スマートアグリタウン構想につきましては、大多喜町が持つ農業資源、観光資源、人的資源をつなぎ、住民、消費者、企業にとって、魅力あるまちづくりに取り組み、大多喜町の産業振興と住民生活向上の実現を長期的に目指した構想でございます。

この構想は、横山地区の通称中田耕地、約30ヘクタールを中心としたエリアで、荒廃農地等を有効活用することにより、大多喜町の農業の活性化及び雇用の創出を目指したもので、平成27年度から進めており、その第一歩として、平成29年6月にグランブーケ大多喜の第1期分が部分的に生産を開始して、同年11月から本格的に稼働を開始しております。

構想では、このほかに露地栽培や水耕栽培など、及び観光マーケティングエリアや公共エリアも組み込まれており、農業を観光資源とする試みとなっておりますが、現状としましては、事業展開しているのがグランブーケ大多喜の第1期分のみとなっているため、現時点では、観光マーケティングエリアや公共エリアにつきましては、具体化していない状況でございます。

今後、各栽培事業が進展した時点で具体化していきたいと考えております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 7番渡邊泰宣君。

○7番（渡邊泰宣君） どうもありがとうございました。

今お答えにありましたように、何項目でしたかね、6項目ですかね、当時の計画に入っておりますが、その内容の、私は特に興味持っているのは、自分が農家でありますので、露地栽培エリアとか、水耕栽培エリアとか、そういうところの、この話がどんどん先に進めばまた大多喜町の農業を主体とした活性化も出てくるのではないかというふうに思っております。聞くところによると、大規模の企業的な農業ということは、お話があったのかどうか。その辺をちょっと伺いたいと思いますが、どうでしょうかね。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 渡邊議員の質問にお答えしたいと思います。

スマートアグリタウンにつきましては、当初、富士通、荒木洋蘭さんのいわゆるコショウラン栽培が1期、そして2期、3期という計画の中にあり、またそのほかにも、また別の会社の露地栽培の計画もありました。

しかしながら、なかなか用地交渉過程の中で、一方のほうが進まなかったというのも事実でございます。しかしながら、我々、スマートアグリタウンにつきましては、時間はかかりますけれども、やはり進めていかなければならないと思っております。その後、幾つか話も来ております。話は来ているんですが、なかなか実現のところには向かっていないわけでございますが、今も1件ありお話も来ております。しかし、実現するかどうかというのは分かりませんが、その会社のほうも、いろいろ検討していただいておりますが、いずれにいたしましても、このスマートアグリタウンにつきましては、長期的にはなりますが、実現してまいりたいと思っております。

○議長（野村賢一君） 7番渡邊泰宣君。

○7番（渡邊泰宣君） やはり当初の計画でいきますと、総面積30町歩でしたか、30ヘクタール、これが実現すると相当の大きな町の目玉になると思っておりますので、いろんな条件でなかなか交渉できるというのが難しいようなところもありますが、周りの協力もいただかなければ、できないようなことが多々あると思っております。その辺でできるだけ手を広げて、迎え入れてあげるような体制を取っていただければと思います。

2番について、グランブーケ大多喜の状況等については、大体の状況を今話していただき

ましたので、そのほかに何か状況としてはありますか。

○議長（野村賢一君） 農林課長。

○農林課長（秋山賢次君） それでは、グランブーケ大多喜につきまして、状況をご説明させていただきます。

グランブーケ大多喜につきましては、第1期分約1.6ヘクタールに1万3,000平方メートルのハウスを建設し、先ほどもお答えさせていただきましたが、平成29年から生産を開始し、現在に至っております。

昨年までは順調に業績が推移いたしまして、従業員は約40名となっておりますが、今年に入り新型コロナウイルス感染症の影響を受け、多くの需要が見込める3月、4月の行事やイベントの多くが中止となったことから売上げが激減し、特に4月には、前年度の半分以下の出荷数となるなど、非常に厳しい状況になり、一時的に休業に追い込まれ、従業員の数も減らさざるを得ない状況になりました。

その後、徐々に回復傾向になってきたものの、継続的に前年度の業績を下回り続けている状態が続き、今年度の上半期の出荷数及び販売額については、前年度に比べ約3割減少したとのことでございます。

ここに来て、売上げは少しずつ回復してきたとのことですが、現在も出荷数については前年度を下回っている状態で、依然として厳しい状態にあると伺っております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 7番渡邊泰宣君。

○7番（渡邊泰宣君） 3番については、今、町長にお答えいただきましたので、結構でございます。

以上をもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（野村賢一君） ご苦労さまでした。

ここでしばらく休憩します。

1時50分から再開します。

（午後 1時38分）

○議長（野村賢一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時50分）

◇ 野 中 眞 弓 君

○議長（野村賢一君） 次に、1番野中眞弓君。

なお、野中眞弓君は自席から質問することを許可しましたので、皆様ご了解してください。

1番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） いろいろなご配慮をありがとうございます。

（「座ったままでいいよ」の声あり）

○1番（野中眞弓君） よろしいですか。議長、よろしいですか。

○議長（野村賢一君） はい。

○1番（野中眞弓君） 今回のテーマの国民健康保険の改善及び子供の医療費無料化の延長、18歳までについては、私は初めてではありません。またかと思われる方も多いのではないかと思います。過去に何度もただしてきましたが、まだ進展を見ることができません。この1年間、自分自身が体調を崩してみても、改めて医療にかかれなかったらと思うと、その心細さを心にしみて感じていることです。その上にこの1年間、新型コロナ感染症の世界的蔓延で、体力が落ちている者は、本当に恐怖におののいております。誰もが、お金があってもなくても、必要なとき安心して医療にかかる体制にしなければならないということを、本当に痛感しております。

そこで、まず国保の改善についてお伺いしたいと思います。

担当課長に伺います。自治体が行っている国保ですが、どのような問題点があると捉えていらっしゃるでしょうか、お伺いいたします。

○議長（野村賢一君） 税務住民課長。

○税務住民課長（宮原幸男君） 通告にはなかったことなので、私の考えでお答えさせていただきますが、まず低所得者が多く、なおかつ社保等だと事業主負担もありますが、それがないということで、制度的に非常に厳しい制度となっているというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） 1番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） ありがとうございます。

そのほかにも問題点はあると思うんです。ほかの健康保険は、所得だけに掛けられているんだけれども、自治体が行っている国民健康保険は所得以外にも応益割として、均等割と、平等割が課せられています。

大多喜町で言うと、今年は分からないんですけども、去年は40歳以上ですと3万7,000

何ぼです。それから、低所得者と言いますけれども、低所得者だったら、まだ所得があるんですけれども、失業した人とか、無職の方とか、そういう本当にお金に困る人が入っている保険だということです。ほかの保険組合は、みんな仕事があって収入のある方ばかりです。

今、課長からもありましたけれども、ほかの健康保険組合では、半額を使用者、雇用者が納める、負担するけれども、自治体の国保にはそれがない。憲法は、25条で、健康で最低限の暮らしを国民にさせなきゃいけないということをうたっております。誰がさせなきゃいけないかという憲法を守るのは、天皇をはじめとして、大臣、それから下々の公務員まで、税金でお金をもらっている人たちはみんな憲法を守らなきゃいけない。だから、町も憲法の精神に基づいて、きちんと、どんなにお金がない人でも安心して医療にかかれるようにするのは責務だと考えます。町長、いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 野中議員さんの言っている趣旨はよく分かりますけれども、国民健康保険につきましては、町の制度ではなくて、国の制度でございますので、国の制度と我々は一体の歩調を合わせていかなければならないわけでございます。そういうことで、町だけが単独に、ここだという、いろんなことを進めていくわけにはいかないわけで、やはり国と一体的にやっていく。それが国民健康保険だと思います。

○議長（野村賢一君） 1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） 町長にお伺いします。自治体国保に加入している人たちのこういう実態、どういうふうにお考えになりますか。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 先ほど税務住民課長が答えたとおり、これは国の制度でありますけれども、確かにそれぞれ社会保険に入っている方たちと、国民健康保険、あるいはそれぞれ共済、いろいろ団体がございますけれども、それぞれの制度の中でやっておりまして、国民健康保険につきましては、やはり先ほど課長の答えたとおり、どうしても、いわゆる一線を除いた方が入る。所得の少ない方が入っているということで、どうしても国保につきましては大変厳しい運営がされているということは事実でございます。

○議長（野村賢一君） 1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） この厳しい状況を少しでも改善してあげようではないかというお考えはありませんか、町長。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 先ほどもお答えしましたように、大多喜町だけで単独でどうこうじゃなくて、これはある程度今、国保につきましては、千葉県にある程度統一されました。千葉県の中に全部統一された中で、今、動いております、それぞれ負担割合が決まってきたわけですね。その負担割合に応じて、それぞれ今、先ほど野中さんが申し上げた項目ありまして、それはある程度全体の負担の割合の中で割り振っているところがございますので、これはそこに、さらにまた税金を入れてくださいという、そういうお願いかもしれませんが、取りあえず今やはり補助は補助として、やっぱり国もありますので、そういった中で運用していきたいと思っています。

○議長（野村賢一君） 1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） 国と合わせてと言いますけれども、これ、私どもは地方自治体で、国とは独立した自治体だと思うんです。そういう気概を持ってやっていただきたいことと、全ての、私は、自治体が自分のところの住民の状況に合わせて施策をつくっていくということは非常に大事なことで、自分のところにいるだけだと分かりませんので、よそがどういうふうに取り組んでいるかというのを、いろんな団体の調査などで見てみますと、よそでは、ぼつぼつやっているんですね。

私はしつこく、今問題になっている国保の厳しさというのは、条件が同じだと、中小企業の方たちが入っている協会けんぽ、それと比べてみたときに、例えば条件というのは、所得が250万で、本人だけしか働いてなくて、専業主婦の妻と子供が2人いる場合、国保は大多喜町の税率でいうと41万6,800円、保険料を1年間払わなきゃいけません。所得の16.7パーセントです。それが協会けんぽだと、保険料22万1,568円、8.9パーセント、ほぼ半額なんですね。この違いは何かというと、均等割と平等割、応益負担と言われている部分ですけども、それがなくなれば、ほぼ同じくらいの額になる。これだと、憲法の下に、もう本当に平等だと思うんです。

私たちは、先ほども言いましたように、本当に憲法の立場を守っていくという、自分の自治体の住民を困らせないという公務員としての矜持を持って取り組んでいただきたいと思っているので、均等割、所得割をなくすという方針を掲げていただきたいと思っています。いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 税務住民課長。

○税務住民課長（宮原幸男君） ただいまの質問に税務住民課のほうからお答えをさせていただきます。

国民健康保険税は、地方税法並びに大多喜町国民健康保険税条例の規定により、保険税額を決定しておりますが、国保税は他の税と異なり、まず、徴収すべき総額を算定し、その総額を一定の方法により、納税義務者に案分する方法を取っております。

国民健康保険税は、被保険者の疾病あるいは負傷等という偶発的に発生する事故について、保険技術を応用して救済することを目的としている事業でありますので、課税に当たっては、応能原則と応益原則が取り入れられております。

そこで賦課総額をこれらの原則に基づく項目に配分しまして、項目の額をそれぞれの基準に従って納税者ごとに割り振って、その合計額を各納税者の課税額としておるところでございます。

各総額の課税総額に対する割合は、標準割合とされておりまして、市町村の実情に応じて、この割合を動かす弾力性は認められておりますが、その場合も、法令の意図を尊重しまして、標準割合を無意味にすることや、応益割をゼロにするようなことは、違法性が高いとされておりますので、保険料の均等割、平等割をなくすことについては考えていないところでございます。

○議長（野村賢一君） 1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） 国民がそのうちに、そういう法律は違憲であるという訴訟を起こしたら、基本的に負けていくんじゃないでしょうか。応能割、応益割、本町の課税なんですけれども、本当に少しずつ応益割、私が減らしてくれとお願いしている平等割と均等割の部分の課税パーセントも減っていますし、所得に掛ける所得割も減っています。町として、考慮はしているということは、9月の議会するとき、頂いた資料ですけれども、十分理解はしていますけれども、でも現実の問題として、国保、困っている人がたくさんいるわけです。

4年前にも申しましたけれども、平等割、それから均等割には、法定減免というのでしょうか。困った方には、2割、5割、7割の減免がありますけれども、それでも、国保の滞納、払い切れない方というのはたくさんいて、払っている方でも本当に国保が辛いとおっしゃる方、本当に頑張って納めていらっしゃるわけです。

思うんですけれども、自治体として頑張ってほしいけれども、実は、平成26年から全国知事会が国に1兆円の減税をしろ、1兆円のお金を国保に入れろと要求をしているそうです。

1兆円を入れると大体均等割がなくなる、ということです。それについて、町としても声を上げる。日本共産党は、去年だったか、おととしだったかの参議院選挙のときに、全国知事会の1兆円を直ちに実現せよという公約を上げて後押しをしておりますが、各自治体もそう

いう動きをするべきではないでしょうか。

それで今、国保に対しては3,400億円しかまだ入れられていないという記憶があります。町としても、自分たちでできない、面倒見切れないに決まっているんですけども、あまりにも多額だから、国に圧力をかけていくということは、自治体としてすべきことだと思うんですけども、いかがでしょうか、町長。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 国に要望、あるいは県に要望というのは、この国保に限らず、あらゆる問題で、我々は地元選出の国会議員の先生方、また県議会の先生方にもお願いし、常に要望しているところでございます。

ですから、この問題も町村長の会の中にもいろんな話も出ますが、やはり要望というのは、これからも続けていくということでございます。

○議長（野村賢一君） 1番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） 積極的にお願いいたします。

全体の均等割と平等割の無料化というのは、早急には無理だとしても、早急に取り組んでほしいことがあります。もうお分かりだと思いますけれども。子供の均等割です。

子供の均等割は、子供は40歳未満ですから、子供の分で払うのは、医療費分と後期高齢者への支援部分です。この額が大多喜町では3万400円になっています。赤ちゃんが、前にも話しましたけれども、おぎゃあと産まれたら、お年寄りの医療費の援助もしなきゃいけない。赤ちゃん、担税能力、お金を稼ぐ能力、全くありません。本当に理屈に合わない制度だと思うんです。子供の均等割への助成で均等割をなくすという考え、ありませんか。

○議長（野村賢一君） 税務住民課長。

○税務住民課長（宮原幸男君） 税務住民課のほうからお答えをさせていただきます。

現在、県内では、令和元年度から、2つの市で18歳までの子供の均等割を3割から5割減免する制度が設けられております。仮に、本町で減免を実施した場合、対象者は190人、軽減適用を考慮せず、全額免除で試算しますと577万6,000円となりますが、現在、交付をいただいております国県の財政支援は見込むことができない状況でございます。

そのような中で、18歳までの均等割の減免につきましては、子育て施策の一つであると考えられますけれども、減免することによりまして、減収となる補填財源の問題や、負担能力の低い他の被保険者との公平性などを考慮しますと、子供の均等割を減免することは考えておりません。

しかしながら、国民健康保険制度は、先ほども申し上げましたが、構造的な問題も抱えておりまして、国庫負担割合の引上げや低所得者層への負担軽減策の拡充・強化について、全国知事会などからも要望が行われておりますので、その推移を見守ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） 1番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） 私は財源はあると思っています。もともとの法定減免分の上に上乘せるとすれば、500万円はかからないわけですね、多分。多分です。500万円のお金をどこから出すか。ここのところ、本町の国民健康保険会計は、基金積立てを毎年しています。28年が1,050万、27年が1,000万かな、29年が1,000万、30年が3,000万、そして去年が2,500万だったかしら。十分にそこから500万を出し、積立てというのは本当に剰余金だと思うんです。

ですから、毎年、要するに収入と支出の中で、前年度の繰越しと余ったのというのは大体ツーペイぐらいの値段になっているので、繰越金が1億以上あるから、お金余っていません、余っていますとは言いません。でも、積立金は、余ったお金を積み立てているわけですから、そこを積み立てないで、子供の均等割に持っていけば、十分全ての子供たちが均等割ゼロで保険料計算ができると思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 税務住民課長。

○税務住民課長（宮原幸男君） 9月の議会でも答弁をさせていただいたと思うんですが、確かに積立金は1億1,000万ほどございます。その中でですけれども、大多喜町については、1人当たりの保険給付費が37万4,779円ということで、県内で2番目と、非常に高くなっております。

保険者が負担しております医療費が、令和元年度は対前年比3,770万円増加している状況でございまして、制度改正等によりまして、負担の増も考えられるところでございます。

またコロナ禍におきまして、どんなことが起こるかということも分かりませんので、財源を適切に管理いたしまして、持続可能な国保制度を構築していきたいというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） 1番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） 制度は継続しても、住民の生活がパンクしたらどうしようもないことで、まず住民を救うと言うのはおこがましいんですけれども、援助していくことが先ではないでしょうか。

それから、もう一つ財源として、ふるさと納税が考えられます。4年前のふるさと納税の

使い方について、私がただしたときの町長の答弁なんですけれども、ちょっと拾って、私の都合のいいようなどころだけ読むと言われるかもしれませんが、ちょっと読ませていただきます。

私は、大体、こんな感じで伺ったんです。ふるさと納税の使途は3つあると。3つ目の使途はいろいろあるけれども、いすみや勝浦のように、ソフトに、ソフト面にも必要とあれば、拡大する考えはあるかと伺いましたところ、町長さんは、ふるさと納税については、主に2つについては、目的を持って始めて、あともう一つは町長の政策ということでやると。想定した以上のものが入ってきていると。ただ、このふるさと納税政策が続く限り、ある程度、若干その想定以上のものが入ってきたことについて若干鎮静化させたいと思いますけれども、これが続く限り、ある程度のものは、収入はという意味だと思います。見込めると思っています。使途として高速バスで1億5,000万、遊歩道で1億5,000万、そして、広域ごみ処理施設建設が破綻したので、そのための基金をためようということで、ごみ処理建設に1億、そして3月末までに1億5,000万円を超える数字が目的を持たない形の基金で積み上げていけると思っていると。これらのお金については、目的を達したものについては終わって、それから先にお話があったような形で進めてまいりたいと思っていると。1億5,000万を超えるだろう目的を持たない基金も考えるわけですが、そのことではかねて話をしていました遊具、子供の遊び場がないので、子供の遊具、これをまず考えたいと思っていますが、そのほかにもいろいろ皆さんから、また地域の皆さんからのご要望をいただきながら、これらの基金につきましては、目的はある程度見えてきましたので、そういったものに使うことは、もう十分可能だと思います。私はソフト面でも使ったらどうか、使ってほしいとお願いしたんですが、そういうものにも使うことも、十分可能だと思います、とお答えになりました。

今、自由に使えるという基金は幾ら残って積み上げられているのでしょうか。

○議長（野村賢一君） 財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） ふるさと基金の残額についての質問を、財政課よりお答えさせていただきます。

令和元年度決算で、ふるさと基金の残額としましては、決算でも報告させていただいたとおり、4億9,800万ほどとなっております。

このうち、面白峡の遊歩道整備、高速バスの運行維持などで、およそ1億8,000万ほど、そのほか、事務費として返礼品などに充当するものが約1億ほど、それらを除くと、町で町長の施策で使えるものとして、約2億円ほどの残額となっております。

○議長（野村賢一君） 1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） ありがとうございます。

この今、課長が教えてくださった2億円ほどのふるさと基金、これを使えば、子供がおぎゃあと産まれたとき、翌月からの均等割を逃れることができるわけです。これこそ子育て支援の一環だと思いますが、子育て支援として行えばいいわけで、よそでも既に始めていることですから、町長、いかがでしょうか。ふるさと納税の裁量は、全ての事業の決裁は、町長が最終的にお下しになるものですが、思い切って決断していただきたいと思います。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） ふるさと納税につきましては、今、財政のほうからも説明がございましたので、それなりにふるさと納税も、納税者の思いがあって、ふるさと納税をしていただいているわけです。ですから、あくまでもやはり目的を持って、こういうものに使わせていただきたいということをやっぱり提示してやっているところでございます。町長の自由に使えるお金と言っても、私が自由に使えるお金ではなくて、それも教育の問題とか、いろんなことに常に随時出しております。子育ての問題にも。ですから、それは一時的なものに使うことがやはり望ましいと思っています。ですから、経常的にずっと経費として乗せていくものについてはあまりこのふるさと納税のお金の使い方としては望ましくないと思っています。

ふるさと納税がずっとこれから続くかということになりますと、なかなかこれも見通しの難しいところでございますので、一時的に投資をして済むようなものであればいいと思います。先ほども出ましたけれども、子供の遊具、これについては再三、何名かの議員さんからの要望もありまして、これは進めていかなければならないわけですが、前回の議会でも場所の指定等も含めてご質問をいただいたところでございますが、こういった目的を持ったもので使っていければと思っています。

○議長（野村賢一君） 1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） 一時的なものに使われるということですが、県とか国とかは自治体がもうやむを得ず、住民のことを考えて始める。子供の医療費の無料化もそうでした。県はなかなかしませんでした。今、県内の自治体は、全てが中学3年生まで無料化を実施しています。だけど、千葉県はまだ4年生ぐらいでしょうか、しか無料化をしていません。自治体が県、国を引っ張るような形になった。そうでなければやれない。実現しない。だから私は、それこそ大多喜町こそ、国や県の牽引者となって、まず、先頭分団に入りたい。ここにいらっしゃる方は、皆さんお困りにならなかった方だと思います。本当に自分

が、私は自分が体調を崩して、本当にその情けなさ、年寄りがよく「年取るものじゃない」「体が思うように動かないのは情けない」と言うのが本当に分かりました。

皆さん、健康保険で悩んだことがないから、国が、国がおっしゃいますけれども、ぜひ国保で困っている方、ほとんどの方がそうだと思います。私も国保の請求書が来ると、いつも跳ね上がっております。

町長は今、一時的なものとおっしゃいましたけれども、できるだけ早くこの均等割への助成が一時的なもので終わるよう頑張っていたきたいと思っておりますけれども、町長、検討のお考えいかがでしょうか。

もう一つ。理想的には、500万円ぐらい出して、それを全く均等割ゼロにするのが理想ですけれども、もしも半額の5割だったら、法定援助、5割軽減、7割軽減のお宅では、子供の均等割ゼロになります。3割軽減だったら、2割軽減のお宅がちょっと少なくて済むことになるのでしょうか。全額補助でなくても、額が大きいので、若い子供を育てる人たちにとっては、ありがたいことにつながります。遊具は、遊具ではおなかがいっぱいになりません。子供たちが健やかに育つように、まず、おなかをいっぱいにすること、それから病気のときに苦しむのを軽減してあげること、そういう苦しさからの脱却のほうが先ではないでしょうか。町長、よろしくをお願いします。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 野中議員さんは、少し問題、また弱者対策に対しては大変熱意を持っていろいろと質問していただいたところでございますが、先ほど税務住民課長が答えたとおりでございますので、その辺ご理解いただければと思います。

○議長（野村賢一君） 1番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） そうはおっしゃっても、4月の予算のときには、助成が入っていることを夢見て、次の質問に移りたいと思います。

次は資格証の問題です。これも過去も何度も発行しないように要請してきましたが、変わりありません。課長に伺います。現在、県下で資格証を発行していない自治体は幾つありますか。

○議長（野村賢一君） 税務住民課長。

○税務住民課長（宮原幸男君） 手元に資料がないんですが、15団体程度だったと把握しております。

○1番（野中眞弓君） 今年の2020年度でですか。私は去年の資料で8団体、だから、随分2

倍に増えているわけです。資格証というのは、やっぱり大げさに言うと憲法違反だと私は思っています。なぜかという、憲法は個人の尊重ということを13条でうたっております。個人の尊厳を本当にぐじゃぐじゃに損なうものだと思います。個人の尊厳を守るためにも、資格証は出してはならないと思います。資格証を出さないでとお願いすると、病院に行くときは、資格証の方は来庁して短期証にして行くから保険は利いているということはずっと担当課では言ってきましたけれども、手元に保険証がないのは、不安の極みですし、主権者でありながら、引け目をより多く感じざるを得ない、というのは、個人のプライドもそう、個人の尊厳を大切にしないことと、憲法25条がうたっている、健康で最低の文化的生活を保障するというにも違反していると思います。

資格証を発行しない自治体の職員や関係者に伺いました。なぜ資格証を出さないのかと。そうしたら発行しないと決めているから、発行しないことが前提だからとおっしゃっていました。資格証を発行するようになって、滞納が減ったのでしょうか。私は決して減っていないと思います。資格証を発行しない自治体では、毎月催促状の郵送や訪問を重ねているそうです。借金はたまるにつらいものです。たまらないよう少額のうちに解消するよう、職員の取組も大変だと思いましたが、具合が悪くなったら、いつでも医療にかかれるというのは、大きな安心です。資格証を出さなければならないと決めつける国に対して、防波堤となって住民を守っていただけないでしょうか。担当課の仕事量が増えて、大変かもしれませんが、既にやっている自治体があるわけです。どうでしょうか。

○議長（野村賢一君） 税務住民課長。

○税務住民課長（宮原幸男君） ただいまの資格証の関係なんですが、私どもも、他の市町村に確認をさせていただいた中では、資格証を出さない、イコール、何もない、無保険、保険証を何も持っていない状況だというふうに伺っております。それで、あまりよその市町村のことを言いたくはないのですが、保険証も何もなくて、病気になって、病院にかかるときには、役場のほうへおいでいただいているというふうに伺っております。

野中さんが今おっしゃった納付書と短期証を送っているというようなところは、確認ができていない状況でございます。

○議長（野村賢一君） 1番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） 毎月、催促状をやって、それから勧告を送ると、大体納めにいらっしゃいますというなことをおっしゃっていましたがけれども、でも、うちのほう、出さなくなっただんです。

○議長（野村賢一君） 税務住民課長。

○税務住民課長（宮原幸男君） それでは、税務住民課のほうからお答えさせていただきます。

資格証の発行につきましては、特別な理由がなく1年以上国民健康保険税を納付されなかった場合に、国民健康保険法第9条第6項に基づきまして、交付しているものでございます。保険税を納付することができない特別な事情がないにもかかわらず、1年以上滞納している者との接触の機会を確保し、窓口において納付等を直接働きかける機会を設けることが交付の主な目的でございます。

その際に、保険料の減免だとか、分割納付等含めて、納税相談を実施させていただきまして、納税に対する理解を求めているところでございます。

○議長（野村賢一君） 1番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） 保険料が納められない特別の理由があるときは、国民健康保険法の77条で減免あるいは納付を猶予することができるというのがあります。本町の健康保険税条例を見ましたところ、やはり特別な事情があるときは、保険料の減免できるという項目がありました。ずっと長いこと病気だとか病弱だとか、そういうものについては、要するに通奏低音ではありませんけれども、通奏低所得者も、77条の対象として、保険料の減免、徴収、猶予、できますよということを町民にお知らせしたらいかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 税務住民課長。

○税務住民課長（宮原幸男君） ただいまの77条の件なんですけど、これにつきましては国保法の第77条で、「保険者は、条例又は規約の定めるところにより」ということで、特別な事情とあるのですが、ここで、震災ですとか風水害、火災、また事業の休止などで、生計に大きな影響を受けている。そういう方が対象になると考えております。

広報したらどうかということでございますけれども、この辺につきましては、計画的に、広報またはホームページ等で周知してまいりたいというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） 1番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） 災害とかそういうものときは、ということですが、病気とかそういうものも、長期にわたる病気とか、働けない、いろんな事情も心優しい立場で見て、減免、猶予をやっていただきたいと思います。県下で第77条を適用した保険料の軽減をしている自治体は、平成30年度17自治体、令和元年去年で20自治体、少しずつ少しずつ増えています。ちなみに、44条は、窓口負担、お医者さんに払うお金の軽減ですが、29年が41自治体、30年が44自治体、去年が46自治体、この中にはもちろん、うちのほうは23年ぐらい

からやっていますから、大多喜町も入っているんですけども、少しずつ少しずつ増えています。先を切ってやっていただいた自治体に住む住民は幸せです。後になって、「じゃ、しょうがない、おらほもやるか」となったら、ちょっと住民としては情けないなと思います。こういう社会保障については、先陣を切るグループに入っていたきたいと繰り返しお願い申し上げます。

こういう、先ほど嵐とか台風とか地震とかのときには軽減できる、周知させるということですけども、広報に、私個人の話なんですけれども、私は、IT関係全く無能力で、ホームページ、自分で出せないんですけれども、広報に載ったときなんか見ると、文章が何か行政用語が多くて、なかなか分かりづらい、読みたくない、という気持ちを起こさせられることが間々あります。住民の立場に立って易しい言葉で、できれば行政用語の漢字の熟語などは使わないで、分かりやすい表現を心がけていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 税務住民課長。

○税務住民課長（宮原幸男君） ただいまの広報の記載の仕方ということでよろしいでしょうか。確かに、国保なんか特に難しい言葉が並ぶのかなというふうには感じております。議員のおっしゃるようになりやすく、皆さんが読んで分かるような、そういう形で載せていきたいというふうを考えております。

○議長（野村賢一君） 1番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） それは広報全体に言えることで、よろしく願いいたします。

次に行きます。

子供の医療費無償を18歳まで延長することについて、改めて伺います。本町は子供の医療費無償化の取組は、取組の初めは県下でもトップクラスに早かったと思います。それが上限の年齢を高く引き上げるにつれて、実現の速度が落ちてきました。中学3年生まで拡大されるまで、何年かかったのでしょうか。そして、中学3年生まで拡大されてから、高校3年生まで5年たってもまだ実現していません。今では、県下では23自治体が高校3年生、18歳までの助成を実現しています。赤ちゃんの出生数も本町は激減しています。子育て支援、若者の定住支援にできることは何でも取り組んでいただきたい。この子供の医療費無料化、健康で医者にかからないのが一番なんですけれども、健康の後ろ盾として、県下半数に取り組もうとしている情勢の中で、本町にも取り組んでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。これは町長の裁量にかかっていると思いますので、町長、お願いします。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 取りあえず内容につきましては、担当課のほうから先に答弁させます。

○議長（野村賢一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） まず健康福祉課のほうからお答えさせていただきます。

今現在の県内の助成の状況については、議員さんのおっしゃられたとおり、県内の高校3年生まで医療費の助成を行っているのは8月1日現在で、県内54市町村中23の市町村で実施しています。中学生以下の医療費の助成については、県内54市町村全てで、入院・通院に対する助成を実施していますが、3つの市で所得制限を設けております。また、41市町村で自己負担金を徴収していますが、本町では所得制限を設けず、また、自己負担金も徴収しておりません。

以上のことから、本町の助成内容については県内市町村と比較しても、平均的なレベル以上と考えていることから、現状の助成内容を継続することに努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 1番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） 助成の質については優れていると、私もそう思います。だけど、大多喜町は、子供が高校生になるとお金が余計にかかります。どこがかかるかというと、交通費なんですね。私は引っ越ししてきて、大多喜町に来たときに、貧乏人は大多喜に住めないんだと思いました。生活するのに、本当に交通費がかかって大変だったからです。

今、高校の数も減って、高校はスクールバスがありませんから、親御さんが学校の近くまで送り迎えする、あるいは町外に出るにはバス代、電車代、いすみ鉄道代がかかる。それは、ほかの例えば郡内の市町村に比べたら、本当に大きいと思うんです。それが1点。

それと、23市町村、挙げてみて気がついたことは小選挙区11区、衆議院選挙の小選挙区の11区というのは、夷隅郡、夷隅郡市、長生郡市、山武郡市だと思うんですけれども、そこは17自治体あるんですけれども、12自治体で高校3年生まで行っております。つまりここは本当に子育てするのにしんどい、それから少子化が急激に進んでいるという特徴があると思うんです。

その中で、夷隅郡市を見ると、いすみ市と御宿町は、18歳以上取り組んでいます。勝浦市は、去年の市長選挙——去年ですよ——で市長の公約として、子供の医療費、18歳まで延長するという公約を掲げられました。伺ったところ、まだ実現はしていないそうですけれども。何にも発信していないのは、大多喜町だけなんですね。高校生って一番元気なときで、

多分中学3年生よりも医者にかかる回数は少ないと思うんです。強力な子育て支援の一つとして、本町でも18歳までやっていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 先ほど健康福祉課長がお答えしたとおりでございます。本町は確かに中学生まででございますが、やはり負担を取っていないということでは決して県内の市町村の中では、むしろ私どもはそんなに条件としてはいいほうだと思っています。そういうことで、取りあえず今の状態をしっかりと守っていきたいと思っています。

○議長（野村賢一君） 1番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） 来年度の予算書ができるときには、助成金が入っていることを心底希望して、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（野村賢一君） ご苦労さまでした。

以上で、野中眞弓君の一般質問を終了します。

ここでしばらく休憩します。

3時から再開します。

(午後 2時49分)

○議長（野村賢一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 3時00分)

◇ 山田久子君

○議長（野村賢一君） 引き続き一般質問を続けます。

次に、11番山田久子君の一般質問を行います。

11番山田久子君。

○11番（山田久子君） 11番山田久子でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、一般質問させていただきます。

本日は、大綱2点にわたり一般質問をさせていただきます。

議員2期目、最後の一般質問となります。気持ちよく終えられるよう、よろしくお願いいたします。

初めに、大綱1、西畑地域の活性化に向けた取組の現状について、お伺いをいたします。

大多喜町第3次総合計画の前期基本計画、第3次実施計画（平成30年度から令和2年度）

の施策の体系の基本目標2「産業・経済」の中では、「～活力にあふれた 人が集まるまちをつくる」とございます。その主な計画事業の中に、小さな拠点事業として、上総中野駅を小さな拠点とし、地域住民や、観光客等が気軽に利用でき、交流できる施設整備、運営を支援するとうたっております。

本年は第3次計画実施計画の最後の年度に当たりますことから、以下、お伺いをさせていただきます。

初めに、町では、小さな拠点事業に取り組んでいただいた経緯がありますが、その経過と現在の状況及びそこから得た成果と課題についてお伺いをいたします。

○議長（野村賢一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（西川栄一君） それでは、山田議員のご質問に商工観光課からお答えさせていただきます。

初めに、小さな拠点事業の経過でございますが、平成28年1月に、中野駅周辺検討委員会が立ち上げられ、22名の委員により、中野駅周辺の活性化や地域住民、観光客等が気軽に利用、交流できる施設の整備等について検討が始められました。

その後、検討委員会や地域住民により、中野駅前での農産物等の物販、住民アンケートの実施、中野駅周辺の町歩きマップ等の作成、平成29年2月には、中野駅前の拠点施設、よってけ家の整備が行われ、検討委員会の委員により、運営が開始されました。よってけ家は、地域住民の交流の場、また、観光案内所としての機能を果たし、住民や観光客に利用されておりましたが、施設の老朽化により、平成31年3月をもって閉鎖され、それに合わせ検討委員会の活動も終了となっております。

次に、成果でございますが、中野駅周辺検討委員会の活動により、拠点整備や地域の活性化活動に地域住民の協力が得られたこと、中野駅周辺の観光資源の掘り起こしができたこと、小さな拠点に必要な機能等がある程度確認できたことなどが成果として挙げられます。

次に、課題でございますが、現時点では、地域住民の交流の場、また、観光客が気軽に利用できる拠点施設がありませんので、まずは拠点の整備が課題としてあり、具体的に整備案を検討する際には、持続可能な施設とするために、どのような施設とするか、また、運営方法をどのようにするかなどが課題になると考えております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） ありがとうございます。今の課長さんのご答弁の中から幾つかお伺

いをさせていただきたいと思います。

まず、地域の中での協力者の掘り起こしができたという点、それから、必要な機能の確認があったということでご答弁がありました。

この中で、協力での掘り起こしというところでは、どのような方の協力が得られるということが分かったのかどうか。それから、必要な機能の確認ができたということですが、必要な機能というのは、どのようなものが必要だというふうにお感じになられたのか。この辺がもう少し教えていただければと思います。

○議長（野村賢一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（西川栄一君） 最初に、拠点施設の運営等に協力ができる方の掘り起こしというか、そういうようなことの内容についてでございますが、住民アンケートのほうを実施しておりまして、アンケートで、運営に協力するというような回答が約3割あったということで、そういう結果がございますので、住民の中には、そういう協力的な方もいらっしゃる。あと、実際に検討委員会の中で、委員さんが、運営のほうにご協力いただいているというようなことを伺っております。

それから、拠点施設に必要な機能等がどんなのが必要であるかというようなことですが、拠点事業、こうやって運営した中で、必要というふうに感じられたことの内容としては、地域観光客の交流の場であることが必要であると。それから物販をやる施設が必要である。また飲食機能とかトイレ、冷暖房があるのがいいんじゃないかというような、そういうような、やった結果で、そういう結果が出ているということでございます。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） ありがとうございます。

また、地域の皆さんの協力が得られるということが分かったということにおいては、やはり地域の皆様も、この地域に拠点が必要だ、活性化される何かものが必要だという中で、自分たちが協力できるものはさせていただこうという思いを、本当に持っていていただいているのではないということが、改めて確認をさせていただいたところなのかなと思っております。

それから先ほどもう1点のほう、必要なものが確認できたということの中で、やはり場所、施設ですか、これもやはり必要なんだというのも改めて感じたところでございます。

町では本当に空き家の利用の提言なども、ほかの議員さんたちや皆様のご協力をいただきながら、よってけ家さんなども地域の皆様のご協力をいただきながらやらせていただいていたところでございますが、実際お手洗いがなかったり、冷暖房がなかったりという部分もご

ございますし、なかなか駐車場という部分とか、いろんな問題があったり見えてきたというのがあるかと思います。

その中で、私も実際に、多くの地域の皆様のご協力をしていただいて、雨の日でもまたお休みの日でもやっていただいているというところも、本当に見させてもらっているわけなんでございますけれども、やはりその中で、中野地域におきましては、ほかの地域とはちょっと特徴が違う形のほうがいいのかなと。要するに観光客の方だけを誘致して、そこに集まってもらうというよりは、先ほど課長のほうからもお話がありましたが、地域の拠点として、地域の皆さんの生活のある程度の拠点という部分も網羅しながら、観光客の皆さんとも接していただきながら、観光という部分でも生かしていくことができるというような、観光オンリーの主体というよりは、地域の皆さんの生活の部分も踏まえた小さな拠点という事業があるといいのかなと、私はそのように感じ取らせていただいたところでございます。

その中で、これから持続可能な施設ということが必要であるということで、課長さんのほうからお話があったわけでございますけれども、その前に一つお伺いさせていただきたいのは、今回の取組では、コンサルタントさんに入らせていただいて、いろいろな事業計画を進めていただきました。また、このコンサルトさんと一緒に地域の皆さんが先進事例なども見に行かせていただいているとは思いますが、今後の町の事業運営をまたいろいろな面で検討するに当たりまして、このコンサルタントを使ったということについて、町は、実際やっていただいた中で、この評価というのはどのように捉えていらっしゃるのか。よろしければ、思っていること、またお感じになられたことをお伺いできればと思います。職員の皆様でも結構でございますし、もし町長がじかにお答えいただけるようであれば、町長のお考えということでお伺いできればと思います。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 中野拠点施設につきましては今議員さんの言われるよりも、結構長い年数ちょっと準備してきております。我々が一番やっぱり重視しているのは、持続可能なものであるということが一番基本になります。そして、今、議員さんのおっしゃられたように、観光客では成り立たないなと思っています。

ですから、周囲の皆さんがそこに来て、それはやはり交流していく、またそこで買物をしていくとかそういうものが必要である。またひとつお店としての機能を擁する必要があるんだろうということで、いろんな何年かやっている中で、地域の皆さんの思いも十分伝わってきます。コンサルタントの考え方というのは、大体いろんな、みんなそうなんですけれども、

ある程度の絵を描くのが仕事でございまして、本当に実際に地域に合うかどうかというのは、なかなかまた別の問題なんですけれども、ただ一つの絵をつくるということは重要な役割だなどと思っています。特にその中で結論が出てきましたのは、やはりなかなか拠点に常時人を置いていくということが非常に難しいなど。それは、日曜・祭日、あるいは平日という中で、人の動きが全く違うわけですね。ですから、そういう中で山田議員のおっしゃられたように、日常的に地域の人が足を通うというものも考えなければいけないということになるわけです。

その中でやはりそこに、常時人を置くということの考え方の中で、いろいろ考え方がありますがけれども、いわゆる物を売るのに無人化の中でやるものであるとか、また地域の皆さんが、やはりそこで、精米をできたり、ランドリーとか、いろんなことが意見が出ておりますので、そういったこと、地域と密着した、またそれと同時に、観光というものの両面の中で活用できるような拠点が必要であろうというふうに考えております。

ですからコンサルの考えはコンサルの考えとして、実際に我々が感じたところはそういうところにあるかと思えます。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） ありがとうございます。

今、町長のほうからご答弁いただきまして、私も少し何か、地域の皆さんの思いに沿っていただいているものを町も検討していただいているのかなというふうな、ちょっとそんな感じも受けさせていただきました。

その中で、やはり私が、それこそ議員になりまして8年前になりますでしょうか。一般質問させていただいたのが、中野の駅前の小さな拠点事業ということで質問させていただきまして、もうそれから8年がたったという、その中で、地域の皆様もそのときは本当に町に本当に期待をするお声がたくさんいただいております。だんだん年数とともに、本当に悲しいことですが、下火になり、ちょっと諦めムードも出てきてしまっているという中で、しかしながら、私どもはその地域でもこれからも暮らし続けていかなければならないという中で、町長も中野の出身ということで、地域の皆さんにおいて、本当に期待をされているという大きなものがあるのは事実でございます。

町では、今回のコンサルとしてのこの小さな拠点事業の前にも、地元にあります天然の温泉というんじゃないでしょうか、何ていうんでしょうか、そういったものも活用した事業も検討していただいたりとか、お取組として、いろいろチャレンジをしていただいているという私も十分承知をしているところでございますけれども、やはり、そろそろ形にしてほし

いというのが正直なところでございます。

本当に今ちょっと町長のほうから、少し何か妙案のようなものも含んだお答えもいただいたのかなと思うんですが、この辺については、何かもう少し町民の皆様、また地域の皆様に、こういうことを考えているよ、こういう方向性でいるんだよというもので、お示しいただいているものがあれば、ご答弁いただけないかと思うんですけれども、その点いかがでございましょうか。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 今、進めていますのは、ある程度具体的な形に持っていくための今これから動きになります。それで、もちろんいわゆる意欲を持っている人たちと、それから小湊鉄道、あるいはいすみ鉄道、またそのほかに観光協会も含めて、そういった全体の会議の中で何がいいかということで、これからそういう全体会議の中で、拠点というものをどういうものがいいか、どういう形が持続可能かということで、今年度いよいよ各事業者さんとか、もう既にお互いの意見を出し合おうということで、今、進めているところでございまして、その中で中野らしい何か、そういう形ができればと思っています。

それで、拠点だけではなかなか難しいなと思っていますので、西畑全体にもなかなかそういう施設がなかなかないものですから、周りの景観も含めて、その中で少しでも多くの人に寄っていただけるような、そういうものに、もう少し大きく考えていかなければならないなと思っています。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） ありがとうございます。

今、本当に具体的に動き出しているということ、お答えをいただいたところでございますけれども、その終着点というんでしょうか、着地点はいつ頃のような形で計画を検討していただいているんでしょうか。例えば、1年後には何とか、それとも5年後なのか。その辺というのはどのような考え方で進めていただいている状況なんでしょうか。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） もう大分時間もたっていますので、今、言ったように、5年先とかということではなくて、できるだけ早い時期で、とにかく今これから話合いに入りますので、その辺の内容が固まれば、今、同時に補助事業は何かないか。そういったことも同時に進めて、探しているところでございまして、補助事業で何か該当できるものはないか、そういったことも同時に並行にして進めていきますので、できるだけ早い時期に進めたいと思っています。

ます。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） 町長、ありがとうございます。力強いご答弁いただきましたので、期待させていただきます。どうぞよろしく願います。

次に、大塚山自然公園を中心とした新たな環境拠点づくりについて、お伺いをさせていただきます。

第3次実施計画の中では、新たな観光レクリエーション拠点の形成（重要）と位置づけをいただいておりますが、町は、この大塚山自然公園について、どのように取り組んでいただいていたのか、お伺いをいたします。

○議長（野村賢一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（西川栄一君） それでは、山田議員のご質問に商工観光課からお答えさせていただきます。

大塚山につきましては、地域の方のご尽力により整備が進められ、その後、中山間地域総合整備事業の実施や、地上デジタル放送の中継局が設置され、山頂まできれいに整備されたことから、中野駅を中心としたハイキングコースとして、観光客やハイカーを楽しませてくれる拠点になりつつあります。

このような中、観光拠点づくりについては、これまでにハイキングコースや、民話の看板整備、杉の木の伐採などを行っております。

平成30年度以降は、新たな整備等は特に行っておりませんが、地元区では対応できない災害復旧等については、地元区と協議し、町でできる範囲の対応をさせていただいており、昨年は台風による被害の復旧を行っております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） ありがとうございます。

今お話しございましたように、災害におきましては、町の本当に大きな尽力をいただきまして、いろいろと復旧にお力添えをいただいておりますことに感謝申し上げます。

それから大塚山の整備につきましては、地元三条区の皆様を中心として、先日もやっていただいたということで、本当に草刈りからいろいろと日々ご努力をいただき、ここの公園を守っていただいているということに対して、本当に感謝を申し上げているところでございますけれども、ここの大塚山というものも一つのやはり大きな西畑地域における拠点の一つ

ではないかなと思っております。今は閉校になりましたけれども、西中学校の校歌にも大きく歌われている、歴史のある山であるというふうに、私も捉えさせていただいております。

その中で、今現在、整備という部分というんでしょうか、そういった部分からなかなか先へ進んでいないというところがあるかと思いますが、今後、新たな観光レクリエーション拠点の形成について、町は、大塚山についてはどのように考えているのか、どのような方向性に持っていかうと思っておられるのか、お伺いすることができればと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（野村賢一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（西川栄一君） それでは大塚山の今後の方向性ということで、答弁させていただきます。

大塚山は、先ほどの答弁の中で申し上げましたとおり、中野駅を中心としたハイキングコースとして観光客やハイカーが訪れる場所と考えております。そのため、今後大塚山における観光施設の取組については、ハイキングコースと案内看板の整備や改修、散策マップ等の作成、チラシやホームページ等によるPR、また、今年度から実施しているもみじの植栽事業の植栽場所としての検討を行うなど、地域と協議しながら、観光資源としての磨き上げを図りたいと考えております。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） 今ご答弁をいただきましたけれども、町長、昔から西畑にいらっしゃって私よりもずっと大塚山のことはご存じだと思うんですけども、町長はどのような考えをお持ちになっておられるか、もしよろしければお伺いできればと思うんですが。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 先ほど、中野の拠点整備という話で、もっとそこだけでなく大きく考える必要があると。それは何かというと持続可能なものであると同時に、できるだけ地域資源をどうやって掘り起こしていくかということになるんだと思います。

それで今、課長の答弁にもありましたように、もみじロードという考え方、実は今、「わくわくカンパニー」を中心としまして、いわゆる老川地域を今、先に進めておりますけれども、日本一のもみじロードを目指そうということで、植樹をするわけでございますけれども、それを今度は西畑地域に持ってくる。それを、一体を、キャパを広げていくということが重要であろうと。そういう中で考えますと、拠点だけではなくて、大塚山を、あそこだけで終わるのではなくて、いわゆる遊歩道を兼ねた、だから三条地区だけじゃなくてほかの地区も

巻き込んだ形のほうがいいと思いますが、しかしながら、それを維持していく上で一番重要なのは、三条地区の皆さんでございますので、今、三条地区の皆さんのご意見もいろいろ伺っているところでございまして、やはり町とその地域の皆さんが協力関係にならなければ、なかなか前に進みませんので、そういう意味で三条区の皆さんも、今いろんな考え方を私のほうに今持ってきているところでございますので、そういったことを進めながら、前に進めていきたいと思っています。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） ありがとうございます。

そうしますと、確認の意味も含めてということで、改めてお伺いさせていただくのですが、今本当に三条地区の皆さんからいろいろ地元のご意見も聴取をしていただいて、吸い上げていただいているということでございましたけれども、大塚山については本当に地元の方々が草刈りなどを実施してくださっておりますが、以前から、地区での管理等が難しくなった場合には、区からの話があれば、町は相談に乗るよということでご答弁をいただいているというところもございます。

今回の観光の整備という部分におきましても、区の皆様のご意見をいただきながら、町として積極的に取り組んでいただく方向性にあるということで、考えさせていただいてよろしいでしょうか。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） そのとおりでいいと思います。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） よろしくお願いたします。

それで先ほど、課長さんのほうから、今後の取組の中で、PRの中でホームページの活用ということでもお話をいただきました。私もできればこのところを少し町としてお力添えをいただけないかと思っております。

大塚山から見える景色を知る人というのは、意外と少ないのではないかなと思っております。しかしながら、写真を楽しまれる方などは、電車、いすみ鉄道などでも乗って、何度も訪れ、そこからの富士山等をはじめとする眺望を撮影されているという、こういう観光客の方もいらっしゃいました。またハイキングをされる方々も、ここから見える景色を知っていただくことで、また、訪れていただくきっかけがまた増えるのではないかと思っております。

しかしながら、今、町のホームページを見ますと、大多喜町を訪れる方、もしくは養老溪

谷を訪れる方ということで、大塚山に触れているものがほとんどないという状況がございます。できましたら、この町のホームページに大塚山のハイキングコース、もしくは、大塚山から見える景色なども載せていただいて、これから、ここ行ってみようかなというような形のPRにさせていただくことができれば、ありがたいかなと思うんですけども、町のホームページで、こういったことを掲載していただくことはできますでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（西川栄一君） 町のホームページで大塚山のPRをしていただけないかということでございますが、町のほうとしましては、今、町のフェイスブック、SNSのほうで、タイムリーに大塚山、養老溪谷とか、そういうところを現在載せておりますので、どちらかという、そちらのほうを中心にしながら、またホームページで載せられるときがありましたら、ホームページでもやっていければと考えています。

以上です。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） ありがとうございます。

フェイスブックで今やっていたらということ、私もそれは耳にしておるところでございますが、なかなかちょっと、今のそういった系というんですか、苦手な人というのは、いいところを見て、町のホームページなら見るかなみたいなのところもありますので、麻綿原等、養老溪谷と同じように、町のホームページのところ、同じ写真でもいいと思うんです。もしかして春夏秋冬のものでもいいと思うんですけども、何枚かでも、こういったものも町のホームページに掲載していただけないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（西川栄一君） SNSと併せて、そちらのほうも掲載するよう検討していきたいと思います。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） ありがとうございます。

先ほどの中野の小さな拠点事業、またそれから、大塚山の事業におきましては、町も今のお話ですと、いろいろ検討し、また、取り組んでいただけるということでお話を伺ったところでございます。しかしながら、やはり少し時間もかかるということもあるのかなと思いましたが、例えば今のホームページの掲載のように、できるところから行っていただいて、

お力添えをいただくことができればと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、大綱2、地域共生社会の実現に向けた市町村における包括的な支援体制整備について、お伺いをいたします。

日本では、少子高齢化、人口減少が進む中、家族や雇用形態の多様化と地域社会の結びつきの希薄化が同時に進行していると言われていています。そのような中、個人や家族が抱える生きづらさやリスクが複雑化、多様化し、80代の親が50代の中高年のひきこもりの子供を養う8050問題、介護と子育てを同時に担うダブルケア、ごみ屋敷、虐待、孤独死など、新たな課題が表面化してきております。

こうした課題は、従来の介護、障害、子育てなど、制度、分野ごとでは対応するのが難しくなっていると言われております。

平成29年の社会福祉法改正により、制度ごとではなく、課題を抱えている本人や家族を丸ごと包括的に支援する体制の整備が市区町村の努力義務とされました。平成29年の改正法の附則において、法律の公布後3年、令和2年をめどとして、市町村による包括的支援体制を全国に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる旨が規定されており、これを受け、さきの国会では、次の3つの支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が新たに創設されることとなりました。

3つの支援の1つ目は、包括的な相談支援です。福祉の窓口は、高齢者、障害者、子供といった分野別に分かれていることが多いのですが、どんな相談も、最初の窓口で丸ごと受け止めるというものです。例えば、高齢者の窓口で介護の相談に来た親が息子のひきこもりのことも相談してきたら、そこで65歳以上の人しか支援できないと言って断ることなく、受け止め、必要な支援につなぐ、相談を断らない、たらい回しにしないということです。そして、福祉の分野にとどまらず、住まいや雇用、医療、教育など、ほかの分野の支援機関とも連携して、家族全体が抱える課題を解決していくというものです。ただ、ひきこもりが長期化しているような場合は、具体的な課題がすぐに見えないため、すぐに支援につながれないことも多々あります。

そうした場合も、伴走型で、本人と同じ目線に立って、本人に寄り添いながら、つながりを持ち続け、課題を一つ一つ解きほぐし、粘り強く支援につなげていくことも期待をされております。

2つ目は、地域につなぎ戻していくための参加の支援です。仕事をしたり、地域活動に参加したり、本人に合った場を探して、そこで役割を見出せるよう支援をします。例えば、障

害者手帳を持っていないひきこもりの方が働きたい希望があっても、いきなり一般就労が難しいため、地域の就労支援施設で障害のある方々と一緒に農作業をしたりするといった支援も想定されております。すなわち本人のニーズと地域資源をうまく有効利用して、社会とのつながりを回復することが参加支援です。

そして、3つ目が地域づくりに向けた支援です。子供食堂や運動教室など、住民自らの意思で行う多様な活動や居場所を増やしていきます。そのために地域づくりに関心を持つ住民やNPO、農業や観光など、福祉以外の分野の方々とも、日常的に顔の見えるネットワークをつくっていくことが想定をされております。

この3つの支援を一体的に実施することによって、制度の縦割りを打破し、制度に人を合わせるのではなく、困り事を抱えている本人と家族を中心とした支援への転換を図ることが期待をされております。既にこれまで、250を超える自治体でモデル事業が行われ、来年度からこの事業を実施する市区町村に国が交付金を支給する新たな制度が本格的にスタートする予定でございます。

そこで、初めにお伺いをいたします。本町における包括支援の対象と考えられる方々のそれぞれの対象者数と、それらの対象者の方をどのように把握してこられているのか。また、把握された後の支援はどのように行っているのか、町の現況をお伺いいたします。

○議長（野村賢一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） 支援が必要な人の把握をどのようにしているかということですが、すけれども、具体的に、すみません、それぞれの数値については把握できないものも、把握できていないものというのもございますので、具体的な数字はお答えできないんですけれども、どのように把握をしているかということですが、支援が必要な方というのは、まず、一人一人漏れることなく把握する必要が一番大切なことだと考えております。

把握の方法は様々な場合がございます。

具体的に申し上げますと、例えば、健康福祉課で実施している各種健診、あるいは、各種事業等で直接把握する場合のほか、役場内他部署からの例えば情報提供による場合、あるいは、区長さんや民生委員、あと警察、保健所、児童相談所、あと社会福祉協議会、医療機関など様々でございます。

また、時には、一般住民と思われる方から匿名での通報など、様々な方法で把握に努めているところでございます。

以上です。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） それでは今、把握に努めていただいているということでございますが、その把握された場合、その後どのように対応を町ではしておられるのか。その辺も分かりましたら、お願いをしたいと思います。

○議長（野村賢一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） 情報を把握した場合、まずできるだけ早急に事実確認をまず行います。訪問が必要であればもちろん訪問、訪問できないような場合には、周りからの聞き取り調査などを実施して、関係している部署、あるいは関係機関と連携して、必要に応じた支援につながるような対応を実施しているところでございます。

以上です。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） ありがとうございます。

次に、来年4月からスタートする重層的支援体制整備事業について、私は、本町としても積極的に取り組んでいただくことが必要なのではないかと考えております。それに対しまして、この事業実施に対するアンケート調査が、今年度行われたというふうに伺っております。本町は、どのような考えでアンケートに答えられたのか。要するに取組をしていくのか、していないのかというところのアンケートということで伺っているんですけども、どういう答弁をされたのか、お伺いしたいと思います。

○議長（野村賢一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） これ、実施するかしないかの調査のことかと思うんですけども、本町においては、現時点において実施する予定はないというところで、回答はさせていただきます。

以上です。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） 今、課長のご答弁では、本町では現時点において実施する予定はないということでございました。そうしますと、町としてはその実施を、現時点とする予定がないということ、結論するために、検討をしたんだと思います。検討した結果がそうだったと思うんですけども、どのような検討からそういう回答に至ったのか、お伺いしたいと思います。

○議長（野村賢一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） まず、国において重層的支援体制整備事業を実施するために、地域住民を支援するために制度、分野、枠を越えて支える側、支えられる側という従来の関係を越えて、人と人、人と社会のつながり、一人一人が生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできるコミュニティー、地域や社会をつくっていき、地域共生社会の実現に向けた取組を推進し、それらをより具体的に進めるため、この事業が任意事業として創設されたところでございます。

県内では、本事業を令和3年度から実施するのは、松戸市と市原市の2つの自治体で予定しております。

山田議員の言われるとおり、本町においても積極的に取り組んでいくことが重要と考えますが、小さな規模の自治体、特に大多喜町においては、本事業で進めていくような体制に近い支援ができていたものと考えられることから、現時点でこの本事業を実施しないという回答をしたところでございます。

以上です。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） 本町では、これに近い事業が、体制が実施できているということで、今、ご回答ございました。具体的に例を挙げて、こういったものに対してこうやっていますということで教えていただけるものがあればと思いますが。

○議長（野村賢一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） うちのように小さい自治体の場合は、特に例えば福祉、健康福祉課の場合は、高齢者も、子育ても、介護も、障害のほうも、困窮者等も、一つの健康福祉課で実施しておりますので、連携は比較的もう十分に取れている。あと万が一、課を越えるような支援が必要な場合も、その場で窓口を担当しているような課の方と一緒に来ていただいて、支援等をできるように、その場で対応をしているとか、そのような状況で対応しているところでございます。

以上です。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） ありがとうございます。

私も、あそこについては、本当に町としては、そういった連携をしながら対応していただいているというふうには思っております。決してやっていただいていないというふうには思っていないくて、いろいろと私もお相談させていただきますので、本当、対応していただい

いるというふうには思っているんですが、やはりその中で私も感じているのは、やはり8050問題であるとか、ひきこもりの問題であるとか、若い方がなかなか、本来であれば就労していただけるという方たちがなかなかそういったところに行かれていないという部分もあるのかなと思うところもあります。ただなかなか正直なところ、ここは本当に家族の問題であったり、強制ができないという問題もありますので、非常に難しい問題があるというふうには私も感じております。

ですけれども、大多喜町も人口も減少していく中で、この問題というのはやはり将来的にもっと大きな問題になってきてしまうのではないかと。親御さんが亡くなってしまった後どうするんだ、その方たちが本当に普通に皆と同じようにということではないにしろ、少しずつでも何か解決していくものというものが大多喜町としても取り組んでいかなければいけない部分というのがあるのかなという、そういうような思いもありまして、この事業の中で活用できるものは、大多喜町として取り組んでいくきっかけになればいいのかなというふうに思っております。

この事業、3支援ということであるんですけれども、私、この3支援を全部やってくださいと言っているわけでは、やらなくてもいいと思っているんです。大多喜町でやっているものは、大多喜町でやっていただいて、町は県との関係の中で、県のほうで取り組んでいただいているものもあると思いますので、ここは市とはまたちょっと違うところもあると思いますので、本当にそう思っております。

その中で、この通告とはまたちょっとばらばらになってしまうかもしれないんですけれども、やはりこの問題に取り組んでいくということになりますと、人材育成という部分が非常に大事になってくるのではないかと思っております。専門的な、役場の職員の皆さんは専門的な部分は本当に詳しいです。でも担当課が違っていると、やはりご相談に行くというか、もしくは担当課の方に来ていただいて、やってはいただいているんですが、場合によっては、特別な専門性はないけれども、でも、担当課の違うところの知識も持っていることで、これは、もっとこういうふうにしていくことができ、それを専門の担当課につないでいくというか、そういった連携がより深くできるような部分も私はあるのかなと。また今後はそういうものも必要になってくるのかなというふうにちょっと思っているところもありまして、そういった自分の担当課以外の部分の皆さんがどんな仕事をしていて、どういう制度があるのかという、ある程度そういったものも知ってもらうことも必要なのではないかなというふうに考えています。

そのときには、担当課さんが、全員がそこまですることは難しいと思いますので、各担当課の中で、この支援をするシステムの担当者というものを決めておいていただきながら、その中で、知識やそういったものも、技術的なものとかも身につけていただくというような、そういったものが、今後必要になってくるのではないかなと思っています。

町としてのこの辺は職員の皆さんに対する教育という部分も含めてくると思うんですけども、今後そういった網羅的な人材を育成していくような、職員の皆さんの教育というものについては、どのように考えられるのか。具体的なものがなくて申し訳ないんですけども、可能なのかどうかというところも含めまして、伺えればと思いました。ごめんなさい。これ、本当に話が大変前後してしまって申し訳ないんですが、この支援制度にはこうあらなければいけないという決まりはないと思います。各行政区において、各行政区にのっとったシステムをつくっていくという、そういった体制のものではないかと、私は思っております。そしてそれが、本当に完成形がなくて、いろんなものを取り組みながら、いつもいつも見直しをしながら計画をまた変えて、というふうな形の中で、誰も一人も取り残さないための支援をしていくというのが、この制度なのかなというふうに、私は捉えています。

大きな、それこそ市ですとか、そういうところでは、もしかすると、新たに担当課をつくって取り組んでいくというようなところも、もしかしたらあるかもしれません。

でも、本町においては、私は、先ほど課長がおっしゃられたように、それぞれの課との連携の中でやっていただいておりますので、そここのところの職員の皆さんの知識とか、そういうものをもう少し強化できれば、十分対応していただくものができるのかなと思いますし、そこに対する担当された職員の皆さんが、本当に閉塞してしまわないような理解というんでしょうか、町としての理解のようなものができてくるといいのかなというふうに思っているんですが、職員の方の教育、もしくはシステムという部分で、うまく説明できなくて申し訳ないんですけども、町としてはやっていくことは可能なのかどうかというところ、お考えをお伺いできればと思います。

○議長（野村賢一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） 人材育成と、例えば、取り残されないというか、支援者が取り残されないということで答弁のほうをさせていただきます。

本事業、本来の目的に沿った支援を行うためには、ただ単に、人員を配置した体制づくりだけでは十分と言えず、形だけのものになってしまう可能性もあります。一部有識者の中にも、絵に描いた餅になりやすいという意見もあるようでございます。

本来の趣旨に見合った支援を行うためには、知識や経験等、専門的な知識を必要とする場面も多くありますので、人材育成には、国や県、あるいは関係団体の研修等に積極的に参加させるとともに、内部研修の充実により、人材育成を図っていきたいと考えております。

また、うちのように小さい町の場合、内部で人材が確保できれば、それは一番いいことなんですけれども、周りに支援をお願いできる機関、専門的な機関、協力いただける機関もごございますので、そういったところからいろいろな情報をいただいたり、アドバイスをいただきながら支援をするという方法もあるかと考えております。

また、支援者を孤立させない取組としては、3つの支援の一つでもあります地域づくりが重要であると考えています。そのためには、多様な地域活動が生まれやすい環境整備、あるいはまた具体的に、地域の、今ある地域の社会資源を活用して、住民同士が交流できる居場所の整備等が必要とも考えます。

さらに、地域で実施されている個別の活動や人を把握し、人と人、あと人と場所をつなぎ合わせるコーディネートを進めることも必要であると考えております。

以上のような方法で対応を図っていきたいと考えます。

以上です。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） ありがとうございます。

本当に大多喜町は、俗に言う田舎という部分で、本当にご近所の皆さんのつながりという部分も本当に都市部よりはずっと強いところではあると思っております。

その反面、やはり、逆にですから遠慮してしまってなかなか声が出なかったり、手が出せなかったりという部分もある中で、難しい、表面化できない、手が入らないという部分もあるかなというふうにもちょっと感じているところもございます。

そういった部分を強制的にやるということではなくて、本当に少しずつ、少しずつ関わっていく、もしくは対策を練っていくということが必要になってきているのではないかと、私個人はこのところ感じているところでございます。

ですので、この支援制度において、重層的に一気にやれとか、そういう思いは全く持っていません。ただ町としても、意識をしながらこの支援制度、誰も取り残さないという思いの中で、検討していただくことができないかなというふうに思っているところが強いところでございます。

その中で、もしかすると人材的なもの、もしくは制度的なものをつくる中で、来年度から

国として、予算を確保していただけるということもあるわけなんですけど、町としてこの事業に取り組んでいくという方向性の中で、来年度予算を計上していくようなお考えというのはいかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） 重層的に支援体制整備事業は現在のところ、任意事業であり、先ほどの答弁でも申し上げたとおり、新年度に事業化する予定はございませんので、当初予算に計上する予定もございません。

またこれ、予算をつけていただけるということなんですけれども、現在実施している事業に対して、お金が出ている部分については、その部分は、その重層的支援体制整備事業のほうから抜いたりする。要は、両方もらえるわけではございませんので、一本立てしてもらえる部分と、分割してもらえる部分に分けるということでございますので、今の体制を現在のところは、維持していく予定でございます。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） 分かりました。私も承知しております。新しい事業と一本化した場合でも案分をしての予算化ということでございますので、必ずしも全部来るとということではないということも承知させていただいているところです。分かりました。

これにつきましては、来年度早急にとということの問題ではないんですけれども、町としても、本当に、これから本当にいろいろな、多様な問題が重層的に出てくる中で、いろいろな支援という体制を考える一つのきっかけとして、誰も取り残さないという思いだけは持っていていただく中の行政を、また目指していただければありがたいなと思うところでございます。

取りとめのない質問になってしまいましたけれども、以上で、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（野村賢一君） ご苦労さまでした。

以上で、山田久子君の一般質問を終了します。

◎散会の宣告

○議長（野村賢一君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

明日2日は午前10時から会議を開きます。

本日はこれで散会します。

(午後 3時52分)

第1回大多喜町議会定例会12月会議

(第 2 号)

令和2年第1回大多喜町議会定例会12月会議会議録

令和2年12月2日(水)

午前10時00分 開議

出席議員(12名)

1番	野中眞弓君	2番	志関武良夫君
3番	渡辺善男君	4番	根本年生君
5番	吉野僖一君	6番	麻生剛君
7番	渡邊泰宣君	8番	麻生勇君
9番	吉野一男君	10番	末吉昭男君
11番	山田久子君	12番	野村賢一君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定による出席説明者

町長	飯島勝美君	副町長	西郡栄一君
教育長	宇野輝夫君	総務課長	古茶義明君
企画課長	市原芳則君	財政課長	君塚恭夫君
税務住民課長	宮原幸男君	健康福祉課長	長野国裕君
建設課長	吉野正展君	農林課長	秋山賢次君
商工観光課長	西川栄一君	環境水道課長	和泉陽一君
特別養護老人ホーム所長	木島丈佳君	会計室長	多賀由紀夫君
教育課長	小高一哉君	生涯学習課長	米本敏克君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長	麻生克美	書記	市原和男
書記	鈴木孝一		

議事日程（第2号）

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 議案第86号 大多喜町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第87号 大多喜町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第88号 大多喜町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第89号 大多喜町第3次総合計画の後期基本計画を定めることについて
- 日程第 6 議案第90号 令和2年度大多喜町一般会計補正予算（第9号）
- 日程第 7 議案第91号 令和2年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第 8 議案第92号 令和2年度大多喜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 9 議案第93号 令和2年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第10 議案第94号 令和2年度大多喜町水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第11 議案第95号 令和2年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第3号）

◎開議の宣告

○議長（野村賢一君） 皆さん、おはようございます。

昨日の会議に引き続き、大変ご苦勞さまでございます。

なお、1番野中眞弓議員から、体調不良のため本日遅刻する旨の連絡がありましたので、ご報告いたします。

ただいまの出席議員は11名です。したがって、会議は成立しました。

これから会議を開きます。

なお、議会報編集のため、議会事務局職員による一般質問中の写真撮影を許可したので、ご承知願います。

(午前10時00分)

◎議事日程の報告

○議長（野村賢一君） 本日の議事につきましては、既に配付の議事日程（第2号）により進めてまいります。よろしく申し上げます。

◎一般質問

○議長（野村賢一君） これから日程に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

◇ 吉 野 僖 一 君

○議長（野村賢一君） 初めに、5番吉野僖一君。

5番吉野僖一君。

○5番（吉野僖一君） おはようございます。

議長さんのお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

まず初めに、ビッグニュースでございます。今朝、千葉日報に、二輪に優しい町へ、観光地域づくり法人登録ということで、城や溪谷つなぎ活性化、わくわくカンパニー大多喜。これが、県内では初めて観光庁の観光地域づくり法人DMOに登録されるというニュースが、千葉日報に出ていました。おめでとうございます。今後とも頑張ってください。

早速、一般質問に入らせていただきます。

まず初めに、国道297号線横山バイパス、俗に言う羽黒坂トンネルということで一般質問させていただきます。

私も議員になる前に、若い頃、さわやかハートちば5か年計画ということで、沼田知事の時、これが平成3年から平成7年のとき、これで一応町から、宍倉町長さんのときですね、若手、ちょっとメンバーを忘れちゃったけれども、相当な数がいました。一応勉強させていただきました。そのあれに基づいて、一般質問を今日やらさせていただきます。

当初、資料を今配ればよかったんだけど、東京湾を8の字にして、これは小さいんだけど、今のアクアラインと、もう一つ富津岬から三浦半島のほうへできる、東京湾を8の字にする、こういう計画だった。

富津岬のほうは今まだできていないんだけど、アクアラインは完成して、その中で、第7章ということで、夷隅地域とかそういうあれで出ていまして、これは中央地域か、圏央道はちゃんと今もう出来上がって、その幹線道路ということでこの羽黒坂トンネルは、七曲りじゃなくて、トンネルでやるという計画がありまして、これは、やはり私も何回か死にそこなつたんですけども、夷隅郡市も道路の大動脈なんですよ。私も亀田へ定期的に通っていますけれども、小湊のトンネルもあつという間にできちゃったので、それだけ機械も進歩して、短期間にトンネル工事をできるということで、あれがいい例だと思うんですよ。

やはり大多喜だけじゃなくて、夷隅地域、夷隅郡市の大動脈ということで、297号は新聞にも出ていまして、町のバイパスと……その件につきまして、今月か、県のほうで関係市町村長の会議があつて、その辺は出席が町から町長さんが出たんですか、それとも担当課長ですか。

○議長（野村賢一君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） 多分、それは知事との意見交換会の話だと思います。

それについては、町長のほうが出席しております。

○議長（野村賢一君） 5番吉野僖一君。

○5番（吉野僖一君） 建設課長が出席。だから、メインはこの辺は日刊建設新聞というあれに出ているんですけども、先月の11月10日ですね、この辺は勝浦市が国道297の松野バイパスの早期完成、いすみ市が停電防止予防伐採の財政支援、大多喜町が国道297の横山バイパスの整備促進など出ているんです。

だから、ちょうど一般質問とかち合つて、すごくあれなんですけれども、これは大多喜町

だけでなく夷隅郡市の大動脈でありますということで、今、町がその件について、地主さんの1人が反対したために、何かそれが止まっちゃったというあれは聞いていますけれども、その後、地主さんとの交渉とかそういうのはどうなっていますか。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 吉野議員のご質問に答えたいと思いますけれども、国道297号線につきましては市原市また大多喜、勝浦へと通ずる、房総半島の縦断の道路で、非常に重要な路線でございます。そして、圏央道、鶴舞インターチェンジで接続になりますと、県にとっても非常に大きな、重要な路線であるという位置づけになっています。

そして特に、この大多喜町は、その観点から夷隅地域内の災害時の拠点という位置づけとされておりまして、そういう意味で非常にこの路線というのは、県もまた私ども町も、また全体的に重要な部分というふうに認識しております。

そして、この国道297号線につきましては2市1町、市原市、勝浦市、大多喜町で期成同盟会をつくっております。そして、これは毎年、県のほうに要望に行っております。そういうことで、それぞれ各市町の要望事項は違いますけれども、市原市は市原市、大多喜は大多喜、勝浦は勝浦と、それぞれいろいろ要望しているところでございます。

しかし、今ありましたお話は、これは毎年県で、これは知事との懇談会なんですね、これは千葉県全部の市町村、それは日にちを変えて懇談会になるわけでございます。そういうことで、私どももその要望を知事にお話ししたところでございます。それで、そのときの答えも大体同じなんです、今年若干進みまして、今羽黒坂の用地買収につきましては、約60パーセントということでございます。今年度、今、地権者の、いわゆる所有者ですね、そういうものの調査をして、これから土地買収を進めるための調査をしているということでございます。

そういうことで、私も知事のほうに要望いたしましたのは、もちろんこの国道297号線というのは国道で、県の管轄でございます。町のものではございませんけれども、できるだけ我々も地域として協力したいということで、情報の共有化をお願いしたいということで申し入れてございます。県のほうも用地買収に向けて、これから進めていきますということで、そういうお答えをいただいたところでございます。

○議長（野村賢一君） 5番吉野僖一君。

○5番（吉野僖一君） ありがとうございます。それぞれ皆さん努力してやっているということで、しみじみ今説明されました。

ただ、私もちょっといろんなどころ、例えば会所のそばのやっている、ありますよね、そこへ行ったときに、たまたまその地主さんといとこの人がやっているんですね。ちょっと吉野さんというわけで、何かと言ったら、羽黒坂の地主、俺のいとこだから、何とかいいほうに話を持っていきたいということで、もし、あれなら間に入ってというあれがあったんで、一応情報で入れておきます。

いとこの人が、会所のその人のトップをやっていると。名前はちょっとあれなんですけれども、会長さんですね、その人がいとこなんで、たまたま一番の問題のところ、養子に来て両親が亡くなっちゃって、本人も結婚してなくて、独り暮らしだから、何とか早く話をいい方向に持っていききたいというふうに話しかけられたんで、一応情報として、個人情報いろいろあるんで名前ははっきり言えませんが、そういう感じで、町民も関心を持っていますんで、これはできるだけそういうあれも利用して、せつかくそうやって言ってくれているんですから、いい方向にできればと思う、一応情報でございます。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） これはちょっとお答えしておきます。

この用地交渉につきましては、あくまでも県でございますけれども、先ほど申しましたように、町としても協力していくということの中で、もう2年以上前から交渉しております。それで、その方もお話をされたようですけれども、なかなか地権者とはうまくいっていないようで、うちのほうの交渉人で行きますと、大分激怒しておりましたんで、できればその辺は静かにしておいていただければと思います。

○議長（野村賢一君） 5番吉野僖一君。

○5番（吉野僖一君） すみません。ちょっと、私、突っ込んでやって申し訳なかったです。そういう町民も心配しているということで。

一応、これは大多喜町だけじゃなくて、夷隅地域また南房総地域の大動脈ということで、私も大手術しまして、幹線道路ということで、これは早期に、町民、県民、みんなそう思っていますんで、町もそれだけ努力しているということで、今、町長さんの説明で重々分かりましたんで、今後ともまたよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、2番、大多喜ダムの跡地利用についてお伺いします。

これは、当初計画から大分もう年数がたってあれなんです、この計画は、大多喜ダム建設事業は、治水、利水の必要性を併せ持ったダムということで計画されました。西部田、沢山地先の県有財産である大多喜ダムの跡地、今止まっちゃっていますんで、中止というこ

とで、跡地なんです、これについて、広大な面積を有し、一部道路、橋梁も整備されており、本町の様々な施策を展開する上で魅力的な場所で、また財産であると思われます。

せんだって、久しぶりに中をくるっと回ってきました。両サイドに道路がすごく整備されて、橋も立派なものが架かっているし、たまたまそのときに猟友会の方が2人いて、自然があるんで猪がいっぱい出るということで、一応話は聞いたんですけども、いっぱいいるよという。たまたま県民の森が工事か何かで通行止めで、町民の方、女性の方がハイキング、ウォーキングに来ていたんですよ。これはもったいないですねという町民の声。

実際に県のほう、夷隅支庁のほうへ行って聞きましたら、これは町に移譲してあるということなんで、当初、飯島さんも、前に、私も一般質問で聞いたのかもしれないんですけども、三育学院の800人の全寮制の誘致について、29年4月開校という、すばらしい計画があった。その後の計画をお願いしますということで、一般質問してあるんですね。大多喜ダム跡地の三育学院の誘致につきましては、現在、国から県に移譲されていると、町としては具体的な計画を持っておりません。だから、県から町へ移譲してあるという、これは間違いないですか。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 大多喜ダムの跡地につきましては、これは南房総水道企業団、館山までの沿線に水道用水を供給するという施設として発足しているわけですね。そして、もう既に長柄ダムから導水管が来て、今度は大多喜を、今の地域にダムというか貯水池として、そこから浄水場で上水をして南房総一帯に配るとい、こういう構想の中で大多喜ダムというのができているわけですね。

これは、私が町長になったときに既にこれは、ダムを廃止ということで決定されておりました。そういうことで、その中で、ダム跡地につきましては、いろんな形の中でまた何とか有効活用できないかということの中でやっておりましたけれども、当時、今お話にもありました三育学院さんを何とかと思いますけれども、これは今度は中学校のほうで、西中のほうですよ、跡地に決まりましたんで、そのほかにも幾つかいろいろな企業さんも来ておりました。しかし、なかなか難しいわけでございますが、いずれにいたしましても、この用地は国・県の用地なんです。町にはまだ実際移譲は受けておりません。

それで、これからそういうものを活用する中で、国・県が維持しているとなかなか難しい面もありますので、まず、県のほうに全て受けてくれないかということで、県のほうで今所有しているところでございます。

ただ、これからいろいろの活用の中で、また県と緊密な連携の中で、我々も企業誘致も含めて今進めておりますけれども、なかなか補助事業で進めている事業であったものが中断になっておりますので、国庫金いわゆる交付金ですね、こういうものが国あるいは県あるいは水資源公団、こういったところが負担もしているところでありまして、なかなかそう簡単に町が動かせるものではないということでございます。

ですから、今現在は県が管理しているというところでございます。ただ、緊密な連携の中で何とか我々も動こうとしてるところでございます。

○議長（野村賢一君） 5番吉野僖一君。

○5番（吉野僖一君） 今、町長さんから説明がございました。当初、これは国・県のそういう南房総の開発行為ということで、予算が、ここに大多喜ダムの資料がこれだけあります。めくってみたら249億9,000万、実際に今まで、中止するまでに整備した事業費は158億6,000万、残が91億3,000万ですか、結局、これはポシャったわけですね。

だから、もっと地元として、私も当時、12月議会で質問したんですよね。たまたま、私は元保護司、今は保護司を体調で辞めましたけれども、当時まだ保護司をやっていたんで、保護司はよく刑務所の見学が多いんですよ。

そのときに、法務省関係の事業で、一般質問したんですけれども、職業訓練所みたいなことを誘致ということで、前身の喜連川生活復帰促進センターというのがあるんですよ。今後ああいうところ、周りが山で塀がない刑務所ということで、刑の軽い人ですよ、施設誘致ということで一般質問して、過疎地の起爆剤になると思いますよ。塀のない刑務所、2,000人収容で、刑務官が250人と一般職員150人で、家族4人として1,600人、合計3,600人の人口増加ということで、私も経済効果があるんじゃないかということで、一般質問した経緯があったんで、資料がたまたまあったんで。

そういう国・県のお金で開発できれば、ただ、刑務所という名前じゃなくて、生活復帰促進センター、塀のない、刑の軽い、女子刑務所でもいいですよ、そういうあれでもね。そういうものを一つの案として、また今後、私も、もう町議はこれで最後になるかもしれませんので、権限移譲ですね、国・県のそういうあれでもって、企業誘致ってなかなか今こういう景気で難しいと思うんで、そういうものであれば、それは喜連川が成功している例であったんで、たまたま一般質問したと思うんですよ。たまたま資料が出てきたので。

今後、そういう面でも国・県とやはりよく話し合っ、いろんな各方面ですね、こういうあれがあるんだから、大多喜ダム跡地を有効活用してくれ、実際に、本当に道路もいいもの

ができていて、桜の木もちょうど見頃に生育していて、周遊道路のほうは、橋もすごい立派な橋ができて、久しぶりにこの間入って見てきたんですけれども、その辺も、町長さんが今言ったように、国・県とよく協議して推し進めていただければ、本当にたまたま上からも、女性の方だったんですけれども、いや、もったいないですねというその一言があったんで、一般質問させてもらったんですけれども、その辺について、ほかの課長さんで何かいろいろ計画があればと思うんですが、なしですか。

○議長（野村賢一君） 担当課で、刑務所誘致とかいろんな話が今出ましたけれども、何か具体案はありますか。なければなしで結構ですが、答弁していただければと思います。

企画課長。

○企画課長（市原芳則君） 今、吉野議員のほうからお話のありましたダム跡地の活用ということでございますけれども、先ほど町長のほうからもお話のあったとおり、国・県と協議を進めていかなければならないということではありますが、これまでも、議会の中で一般質問等でお答えしているとおりでございますけれども、新しい進展としてはございません。

以上です。

○議長（野村賢一君） 5番吉野儋一君。

○5番（吉野儋一君） 今日の新聞の中のオートバイのモトクロス、そういうあれだったらいっぱい来ると思うんだよ。ちょうど、両端は道路が整備され、真ん中は昔のまんまなんですよね。そうすると、ああいうところはバイクのバイカーというか、モトクロスのやつなんかというのはすごいコースができると思うんだよね。

そういうのも一つの案として、私もこの質問が最後になるかもしれませんが、できるだけ、そういう大勢の方が来て、せっかくこう、老川が、バイカーがいっぱい来てくれるんで、そういうルートをうまくやれば、モトクロスのコースとか何とかというあれは、あそこは人家は少ないから、谷間ですからね、音がうるさくてもいいかなという。一つの案でございますんで、今後、そういう面で検討していただければと思います。この件については一応こういうことで。

続きまして、3番の給水施設等についてお伺いします。

本町総合計画にも重点プロジェクトとして位置づけられている企業誘致と住宅施策、移住促進を進める中、その候補地の上下水道の整備という検討、非常に困難な問題があると思われれますが、特に上水道の未整備地については町が積極的に整備し、事業を推進する必要があると考えます。

つきましては、次のことについてお伺いします。国道297号線沿いの未整備区域、これは白山台のシーガルからグランブーケのところの、千葉方面へ向かって右側の千葉トヨタの、町長の会社の反対側ですね。

あそこら辺のあれが、ほかの市町村から見て、大多喜は幹線道路で上下水道整備されてねえのは、あんなに荒れているんだったら、羽黒坂のトンネル工事の残土をあそこへ埋めてやれば企業誘致、住宅、そういう移住とか、そういうあれに使えるんじゃないかという、ほかの市町村からもそういう声があるんで、その辺について、あそこの、今大分休耕田になっちゃっている、ちょっとアップダウンができてあるんですけども、あれを平らにするには、たまたま、さっき一番初めにやった羽黒坂のトンネルの残土をあそこにいければと思うわけで、今質問したんですけども、ヒアリングで水道課と話をしたんですけど、そういう目的がないと工事はできないよと。

だから、町長さん、町の開発行為であそこの、せっかくあれだけのところを、草ぼうぼうで、猪があそこにいるのが、すみかじゃいけないと思うんで、たまたまあそこにある会社がお店を出しているんですけども、飲み水は、水道がないから自分のうちから持って行って、トイレは、だからくみ取り式ということなんですね。

グランブーケとか、あそこは一部が入っているらしいんだけども、当初はあの4倍ですか、今は4分の1ぐらいのあれなんで、町長さんが初めに議会で説明したのは、ほかの議員さんも質問しましたけれども、あのやつのおと3倍の広さの開発行為ということがあって、あそこの基盤整備されているんですけども、ちょっと小さなあれなんで、今荒れちゃっててすごいですよね。

その辺は、町長さん、どうですか。担当課長でもいいんですけども、バイパスの上下水道の整備ということで。

○議長（野村賢一君） 環境水道課長。

○環境水道課長（和泉陽一君） 吉野議員の一般質問に環境水道課からお答えさせていただきます。

まず初めに、配水管についてなんですけれども、配水管につきましては、水道施設設計指針などに示されておるとおり、公道に布設することとされています。大多喜町では、配水管としての位置づけを、原則的に公道内に布設された管で口径が30ミリ以上、これを配水管扱いとしております。

吉野議員ご指摘の国道297号線沿いにつきましては、白山台交差点から千葉方面に向かっ

て左側に配水管のほうは布設されております。右側の区域につきましては、現在具体的な計画もありませんので、配水管を布設する考えはありません。

いずれにしても、配水管を新たに公道に布設する場合には、多額の費用を要することから、投資額あるいは採算性などを考慮して、慎重に判断する必要があると思います。

以上です。

○議長（野村賢一君） 5番吉野僖一君。

○5番（吉野僖一君） 環境水道課としてはそういう答弁でございます。

だから一応、企業会計で独立採算制ということで、ヒアリングのときには申されたので。やはり開発行為だから、町があそこを今後どうするか計画、地主さんとやはり、それをしないと、ほかの市町村からも、大多喜はせっかくいいところあるのにあんなに荒れていたんじゃないかと、人口増対策というのをやっているのかというふうな、ほかの市町村から言われるので、そこら辺、町長さん、もう1年はありますけれども、私なんかはもう先がないので、その辺、町長の今後の、あそこをどういうふうにするのか。

あのままにするのか、それとも人口増対策で企業誘致とか住宅、そういう施設を、住宅地にするか。グランブーケはあそこで今、昨日の説明でも、ちょっとあれ以上のあれは難しいような話を聞いていますんで、ほかに何かそういう企業とか、何かちょっとあるような話を聞いたんで、その辺は町長どうですか。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） あその通称中田耕地ですね、ここにつきましては、もう既に議会でも何度かお話をしておりますけれども、スマートアグリタウン構想という中で、既に議会でもお示ししているところでございます。

あそこはなぜそういうことかといえば、あそこは農振地域なんですね。農振地域ということは、なかなか一般的な企業があそこに立地することは難しいわけです。農振地域を解除するというのは大変なことなんですよね。大変な労力もかかりますけれども、だから、大きな、先ほど課長も答えましたけれども、町としてどのくらい大きな工事という話になりますと、多額の費用があって、町でなかなかできる話ではないわけですね。

ですから、当初から議会でもご説明していますように、スマートアグリタウンということで、農業を中心とした事業者の、今いろいろ募集もしておりますが、それは企業が来たいといっても、また農地を持っている方が、果たしてそれに同意するかどうかというのはまた別の問題なんです。ですから、そういう所有者との調整もありますし、農振をどうやって解除

するかという話。ですから、なるべく農地としてスマートアグリタウン構想を進めるのはそういうことだと思いますので、そういう事業者が1者でも来て、少しでもあそこを農業地として再生できれば一番うれしいなと思っています。

○議長（野村賢一君） 5番吉野儂一君。

○5番（吉野儂一君） 今、各地区まちづくりということで、今町長が言ったとおり、農振のあれがかかっている、なかなか解除は難しい。せんだって、某テレビ局で、庭つきの、自分で多少耕作できる、そういうところにうちを、密集したああいう団地じゃなくて、そういう庭つきの蔬菜園芸ができるようなあれを、テレビでこの間やったんですよ。

そこは東京近郊なんだけれども、すごい人気があって、若い人が移住してきているというテレビの放送があったんですけども、そういう何か前向きな、ぴっしりした住宅地、団地じゃなくて、庭つきができる、そういう計画というか、それが今、都会の人が将来、高速バスの件もあったけれども、人が来なければバスの経営も難しいし、そういう長期的な、庭つき、そういう蔬菜園芸もできるような住宅開発というか、そういうのをやれば、また委員会のあれもよく説明して、町長の、これはやはりトップが英断しないとできないと思うんで、そういうあれは、当然町長さんも考えておると思うんですけども、その辺はどうなんですか。可能か、今はてんで難しいか。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 先ほども話ししましたように、議会で何度をご説明しておりますけれども、あそこは農振地域ということで農用地なんです。ですから、スマートアグリタウン構想という農業を中心とした、そういうことで既に議会にもお示ししてございますので、そういう方向で今進めているところでございます。

○議長（野村賢一君） 5番吉野儂一君。

○5番（吉野儂一君） ありがとうございます。なかなか難しいと。一応、そういう時代の流れというか、農振、その辺もよく、荒れているのであれば、やはりその辺はいろんないい方向に持って行ってほしいというのが、私の願いでございます。

一応そういうことで、ほかの他町からも、大多喜はもったいねえなという、もっとうまくできねえのかと、羽黒坂トンネルとそういう残土の処理とできれば一石二鳥という感じで質問させていただきました。ありがとうございます。

続きまして、消防施設の整備についてお伺いします。

消防施設の整備等は、町民の生命と財産を守るためにも重要な事業です。つきましては、

次のことについてお伺いします。

既存の防火施設（貯水池、貯水槽）の維持管理について。

大分古くなっているんで、各地区にありますけれども、その辺の維持管理の状況についてお伺いします。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（古茶義明君） それでは、ただいまのご質問について、総務課のほうからお答えをさせていただきます。

防火水槽等の消防施設の維持管理については、それを管轄しております各消防団が行っているところでございます。また、修繕等の費用が発生するものについては、町のほうで対応しているところがございます。また、毎年実施しております消防団査察でも、各行政区であったり、各消防団からの要望を取りまとめ、費用を伴うものについては、補正予算や次年度の当初予算に計上し対応しているところがございます。

今年度は、新型コロナウイルス感染拡大を懸念して、消防のほうの査察は中止しましたけれども、要望の取りまとめについては例年どおり実施をして、今回の12月会議に補正予算として計上しているところがございます。

○議長（野村賢一君） 5番吉野僖一君。

○5番（吉野僖一君） それで、消火栓とか自然水利の表示看板、ここに消火栓がありますよ、ホース格納庫がありますよ、自然水利があります。たまたま、亀田病院に通っていると、勝浦の上のほうを通っていきますと、ちっちゃな看板ですけども、自然水利という看板が、ちっちゃな看板ですけども、出ているんですね。

だから、そういういいところはまねしろとか、そういうことで、今後、それは消防団とか区、町でやるか、その辺はどうなんですか、いいことはやはり取り入れたほうがいいと思うんですけども。

ホース格納庫が大分傷んで倒れているところもあるし、さびで、もう、ちょっと危ないような状態もあるんですけども、その辺は計画的に取替えとか、中のホースとか、が抜けちゃって使えないようじゃしようがないし、消防団が当然チェックしていると思うんですけども、その辺は、今後どういうふうな計画で、毎年、幾つ幾つとか、一どきにやると大変な数なんで、その辺のあれはどうなっていますか。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（古茶義明君） 初めに、消防水利の表示看板等についてお答えさせていただきます。

すが、昨年は、特に台風の被害によりまして、破損した表示看板の修繕を行いました。毎年、破損や経年劣化が進み、機能していない看板については新しいものに更新をしているところ。です。

今年度は、主に経年劣化により見えにくくなったものを更新するため、その不足する分を今回補正予算として提出しております。

消火栓のホース格納庫の箱についても、随時更新をして、昨年度も1か所修繕して、今年度は百鉢地先に新しく消火栓の格納庫を、今回補正予算として計上しているところでございます。

以上です。

○議長（野村賢一君） 5番吉野僖一君。

○5番（吉野僖一君） ありがとうございます。定期点検というのをやはりふだんからやっておかないといけない。

それで、自然水利ということで、私も何回か地元の川向かい、町長さんが生まれたところだからよく知っていると思うんですけども、あそこが一昨年の台風で壊れちゃってなかなか、初めは、河川だから夷隅支庁のほうへ問合せして、何とかならないですかと。いや、それは、庄司の大畑から上流は、田代、三条、弓木のほうと、板谷は中野のほうを通っているほうは、庄司の鉄橋の上の大畑から上流は地元の市町村で管理ということで、実際、消防団も今少なくなっちゃって、なかなか、土のうで留めてやったりしても、大水が来ると流れちゃってどうしようもないんですよ。

だから、これは河川でやたらにやっちゃうと怒られるかもしれないけれども、私、自分個人で古タイヤを利用して、その中にぐりを入れてやれば、何とか水が留まるかなという感じがする、個人でやっちゃってもいいですか、そういう河川の消防水利。みんながやらないから、これは問題だから。みんながやらないなら、自分でやっちゃうよ。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（古茶義明君） その辺につきましては、過去の議会で答弁させていただいておりますが、今回も、中止になりましたけれども、西畑の模擬火災訓練でも、消防団がそこを水利として活用する計画でございました。私も確認したところ、動力ポンプ、上から下の水源まで測ったところ、5メートルあれば吸い上げるところまで吸管先が届くということで、小型動力ポンプの吸管は7メートルあります、ということで2メートルの余裕があって、下に下ろさなくても十分水が吸えると。仮に、渇水期でも、下に動力ポンプを下ろせる場所があ

りますので、そういうところで対応しておりますので、地元消防団からの要望は特になく
ころであります。

○議長（野村賢一君） 工事はどうなの。

建設課長。

○建設課長（吉野正展君） ただいまのご質問は普通河川、これは町が管理している区域です
けれども、そこを個人の方が構っていいのか、修繕していいのかというご趣旨だと思います。

これについては、勝手にやっていいというわけにはいかないと思います。やはり河川の中
をどのようにするのか、ある程度の基準がございますので、またこの管理者、町のほうの建
設課のほうにご相談をいただいて、その中で対処していただければというふうに考えており
ます。

○議長（野村賢一君） 5番吉野僖一君。

○5番（吉野僖一君） じゃ、建設課のほうへお邪魔して、こういうふうにやりますというこ
とで、いけないとは言わないのか、消防水利だから。分かりました、この件は。また後で。

○議長（野村賢一君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） それはいろいろ復旧の方法、それによりやっていいものと、やっ
て悪いものと、いろいろ判断させていただきたいと思います。

○議長（野村賢一君） 5番吉野僖一君。

○5番（吉野僖一君） U字溝はちょっと重いんでできない、タイヤの古タイヤだったらぱっ
ぱぱっと、おもしろいをつければできる。分かりました。後で、じゃ、この辺は。ありがとう
ございました。すみませんね、個人的なあれ言っちゃって。でもね、やっぱり心配だから、
こう言うんであって。

それで次に、5番の旧田代分校の有効活用についてお伺いします。

これもすごく、前の9月議会で一般質問したときに、文化的拠点をつくるということで、
田代分校の有効活用ということで、図面とか、目的とか資料を頂きました。当初は3か年計
画で200万、200万、それに資材が360万がついている。だけれども、これが途中で何か、2
か月かそこらで辞退するという話を聞いたんですけれども、この件について経過はいかがで
すか。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（市原芳則君） 旧田代分校の活用につきましては、先ほど吉野議員のおっしゃっ
たとおり、初めに9月会議において説明させていただきました。その内容については、旧田

代分校を活用して、地域おこし協力隊が地域の活性化を図るといような目的のものでございました。ですが、地域おこし協力隊の除隊について、この場をお借りして報告させていただきたいと思います。

大変残念ではありますが、本人からの申入れによりまして、10月31日をもって地域おこし協力隊の契約を解除したところでございます。本人の活動期間といたしましては、8月からでございますので3か月間というところでございます。

以上です。

○議長（野村賢一君） 5番吉野僖一君。

○5番（吉野僖一君） それで、初めの説明だと、土日は仲間が来てどうのこうのという話も聞いていたし、いいことだなと思って、ただ、資材を、あれ、直すのに相当かかると思うよ、屋根も波打っちゃっているし、初めからこれは無理だなと私は思って心配して、9月議会でも一般質問した。

地元としては、そういう人が来てくれてまちおこし、拠点づくりでやってくれるということはすごくいいことだと期待していたんですけども、残念で、町民から何かクレームの電話がいっぱい入ったとかそんな話も聞いているけれども、それは事実ですか。

それで本人がやる気なくなったりとか、そういう話を聞いているけれども、その辺はどうなんですか。実際の、当初の思いとその3か月でこれは無理だという本人の申出が。町民から役場のほうにいろいろ電話が入ったとか何とか聞いたんですけども、その辺はどうなんですか。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（市原芳則君） 地域おこし協力隊の活動の中で、やはり地元の方、全ての方が、その方を把握しているわけではございませんでしたので、一部、そういった何をやっているのかというような問合せはありました。本人の活動の中で、いろいろ3か月間活動していく中で、ちょっと先のことを考えた上での本人の申出による一身上の都合ということで解除したいという申出でありました。

以上です。

○議長（野村賢一君） 5番吉野僖一君。

○5番（吉野僖一君） 何かその辺がちょっと、私も地元として残念だという気持ちでいっぱいです。せっかくそういう人がいたのに、いろいろな声があった、本人も悩んじゃったと思うんですけども、それで、この収支なんですけれども、当初予算でどのくらいの入りと出、

ちょっと教えていただけますか。3か月でどのくらいですか。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（市原芳則君） 3か月でございますけれども、報酬相当分といたしまして月20万円でございますので、3か月で60万円でございます。あと、そのほかに活動費といたしまして、8月から10月まで住宅借り上げ料なども含まれますが、約15万円を支出したところでございます。

以上です。

○議長（野村賢一君） 5番吉野僖一君。

○5番（吉野僖一君） ありがとうございます。こういうのは、地元議員として内容を知らない、町民から聞かれても返事ができないので、一般質問を今しておったんですけれども、当初から材料費もこれ町から、私も質問しましたけれども、材料費を出してやらなくちゃ、自分であそこを全部やるというのは相当なお金がかかるし、これは無理だなというのを初めから私も思っていたんですけれども、非常に残念。

それで、この質問にもあるんですけれども、今後、田代分校をあのまま存続するか、危険校舎であります。集会所というか、後から増築したほうはシニアクラブが使っていますけれども、それを含めて今後田代分校をどういうふうに分とるか、処理するかお伺いします。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（市原芳則君） 現在の状況では、老朽化している状況が大変激しいです。当然、雨漏りもしておりますし、建物も今後活用していくのは大変厳しいと考えるので、今後は地域の皆様の意見を伺いながら、建物の取壊しも含めて協議していきたいと考えております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 5番吉野僖一君。

○5番（吉野僖一君） 本当に、担当課としては大変だったと思います。中にあった農具の古いやつとか、あれはもう中央公民館のほうへ移設して、昔の農機具があるんですよ、たしか。委員会のほうか。あそこにあつたいろんな昔の農機具の維持管理というのは、今後。

○議長（野村賢一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（米本敏克君） ただいまの質問ですが、かつて田代分校で管理していました民具等につきましては、現在、公民館の裏手にあります旧バスの車庫の中で保管しております。

○議長（野村賢一君） 5番吉野僖一君。

○5番（吉野僖一君） せっかくの収集した昔の民具、農機具とかそういうのがいっぱいあるみたいですから、車の車庫の中じゃなくて、有効活用というか、施設にちゃんと保存していただければと思います。

以上をもちまして、私の一般質問を終わります。

○議長（野村賢一君） ご苦労さまでした。

以上で吉野僖一君の一般質問を終了します。

ここでしばらく休憩します。

11時から会議を再開します。

（午前10時52分）

○議長（野村賢一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時02分）

◇ 根 本 年 生 君

○議長（野村賢一君） 引き続き一般質問を行います。

4番根本年生君。

○4番（根本年生君） 通告に基づきまして、質問させていただきます。マスクを取らせていただきます。

私は、大綱7つについて質問させていただきます。

まず初めに、大多喜町第3次総合計画後期基本計画の重要性について。

現在、大多喜町は、全ての面においてこれまでにない難局を迎えていると思われれます。第3波に入っていると思われる新型コロナウイルスの感染防止対策、経済的に厳しい状況に置かれている方々の生活支援、出生数の減少、空き家、空き店舗問題、少子化、人口減少、有害鳥獣対策、農地や山林の荒廃、河川及び土砂災害の防止策、数えたら切りがありません。

令和3年から令和7年の5年間は、大多喜町にとって正念場であり、今後の大多喜町の行方を左右する5年間であると思います。その件で伺いたい。

第3次後期基本計画の作成に当たっては相当の危機感を持っていると思うが、その重要性についてはどのように認識しているのか。

コロナ感染症がまだまだ収まらない中で、後期計画を推進していくことは非常に大変であると思っています。しかし、だからといって、後期基本計画の推進を怠ることはあってはなら

ないと思っています。その辺を含めながら、後期基本計画の重要性についてはどのように認識しているのか、お伺いしたい。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（市原芳則君） 根本議員の質問に企画課からお答えさせていただきます。

第3次総合計画後期基本計画は、平成28年度からの10年間を計画期間とする大綱を定めた基本構想を受けて、その目的を達成するための基本計画として、前期基本計画の5年間に引き続き、本町におけるまちづくりの最上位の計画であることから、まちづくりに関する施策は、全てこの総合計画に基づき行われ、大変重要であると考えております。

少子高齢化による人口の減少、自然環境の保全、地球温暖化への対応など、まちづくりの基本的課題に加え、新型コロナウイルス感染症による経済への影響を考慮しますと、さらに厳しい財政状況等が予想されることから、後期基本計画の5年間は、将来にわたって持続可能な町を創造する重要な期間であると考えております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） ありがとうございます。特に、本当に今回難しいのは、コロナの影響があるということだと思います。当然、後期基本計画もコロナの影響を考慮しながら作成しているものと思っています。

特に、コロナの影響を多く受けるものは、基本目標1の行財政運営です。税収の落ち込みが当然予想されます。その中で、後期計画を推進するためには、今までと違った施策が必要であると思っています。

そしてあと、基本目標の2、商業、工業、農業、これは全ての面がやはり大変な打撃を受けているところでございます。特に、観光については非常に打撃を受けているところです。大多喜町の経済の低迷が続く中、当然、コロナ対策も兼ねながらこの辺の対策をやっていくためには、新しい施策が必要であると考えております。

あともう一つ、基本目標6の高齢者福祉、高齢者の感染防止対策を行いながら高齢者福祉を推進する。これも非常に難しい問題があります。ふだん、外に出て運動したり、ウォーキングしたりしている高齢者が、買物にも行けない、ずっとうちに閉じ込めの状態が続く可能性があります。そうすることによって、高齢者の福祉、健康を害するおそれがあります。その辺も十分考慮した上で、後期基本計画が作成されているものと思いますけれども、その辺についてお伺いしたい。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（市原芳則君） ただいまのご質問の内容ですが、後期基本計画の内容といたしまして、施策の内容で、各基本目標に応じた内容を定めておりますけれども、こちらには新型コロナウイルス感染症の影響を受けた形での施策の内容にはなっておりますが、言葉として、ここの中で、必ずしもこういうものだというような捉え方はしておりません。

ただし、今後、基本計画の次に実施計画を町のほうで作成いたしますけれども、こちらの中で、新型コロナウイルス感染症の感染の拡大の状況とか、そういったものを踏まえた上で実施計画、また予算編成につなげていくようなこととなりますので、その中で、具体的にそういった施策を考えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） 今、実施計画の中で具体的な対応をしたいという答弁だったと思います。実施計画というのは、いつ頃計画書ができて、いつ頃からこれを実行するという形になるのでしょうか。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（市原芳則君） 実施計画につきましては、各課のほうに実施計画の内容について、今検討していただいているところでございます。来年度の予算編成に実施計画を盛り込んでいくようなものになりますので、近く実施計画の内容を上げていただきまして、その内容に基づき予算編成になると考えております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） 大変難しいでしょうけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、大多喜町の目標人口というのがあると思ひます。何回か議会でも質問しているかと思ひますけれども、改めて目標人口は何人なのか。それは達成可能なのか。

また、目標人口を掲げるには、高齢化率、出生率も密接な関係があると思ひております。その辺は計画どおりに進んでいるのでしょうか。もし進んでないとしたらどうするのか、教えてください。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（市原芳則君） 目標人口でございますが、第3次総合計画では、定住促進やにぎわいづくり、高齢化対策、交通利便性向上の施策により一層充実させ、基本構想の目標年度

であります令和7年度末における人口を8,500人としています。

目標達成の可能性につきましては、住民基本台帳における本年3月末の人口が8,898人、同じく10月末において8,793人と厳しい状況であり、今後も施策の推進が必要であると考えております。

次に、総合計画においては、高齢化率、出生率については、目標値は設定されておられません。しかし、大多喜町人口ビジョン総合戦略において、高齢化率及び出生率は、合計特殊出生率として、平成22年国勢調査を基に、将来人口を推計し、目標値を定めております。

その中で、令和2年の高齢化率は40.8パーセント、合計特殊出生率は1.24としています。高齢化率は、平成27年国勢調査結果で39.4パーセント、さらに、本年10月末、こちらの65歳以上の人口が3,700人であることから、現在42.0パーセントであり、目標値を上回る数値となっております。合計特殊出生率は、平成27年1.57、令和元年が0.61となっております、5年間の数値の平均では1.11となっております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） ありがとうございます。最初の答弁の中で、目標人口はちょっと難しいかなという答弁がありました。これも、後期計画の中、あとは実施計画の中で、目標人口に少しでも近づけるために、実施計画を立てていくということによろしいでしょうか。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（市原芳則君） 後期基本計画において、目標人口を目指した施策の実施を考えています。

以上です。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） 続いていきます。③、④は関連があるんで一緒にやります。

後期計画の中に、成果指標の目標値が掲げられています。その目標値を達成すれば、計画どおり事業が進んでおり、その結果、様々な難問が大幅に改善されると考えてよいのか。また、前期の計画では思うように目標が達成できなかったため、後期で施策の内容を、小さいものはいいんですけれども、大きく変更したものがあれば教えてください。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（市原芳則君） 成果指標の目標値の設定でございますが、こちらは、各担当において設定しておりますが、指標に対する現状値や、これまでの推移を踏まえて、5年後の目

標値として設定しているものでございます。

なお、目標値が達成された場合であっても、必ずしも様々な難問が大幅に改善されたとは言えない場合がございます。理由といたしましては、目標値は5年後の数値であります。達成された場合においても、ほとんどの施策が完了というのではなく、引き続き将来に向けて事業を実施することが、課題の改善につながるものであると考えております。

次に、後期の施策の内容を大きく変更したものがあつかうものに対しましては、目標が達成できないという理由で変更しているものではございませんが、前期基本計画から施策の内容を変更しているものもございまして。

重点プロジェクトに位置づけた中での変更点といたしましては、重点促進プロジェクトの中で住宅宅地、施策の体系としては、移住者と地域住民との交流促進でございまして。前期基本計画では、定期的に移住者懇談会を開催することとしております。以前は、NPO法人が開催する懇談会へ町も参加することで移住者のご意見を伺い、移住者と地域住民の双方が快適に暮らせる地域づくりや、移住者の定着を促進するというものでありましたが、近年では、懇談会が開催されておりました。

後期基本計画では、定期的な懇談会の開催による移住者の方からのご意見を伺うというのではなく、移住者の方からのご意見はいつでも伺える体制を整えておいて、地域に溶け込めるよう地域住民との橋渡しを行い、移住者と地域住民が相互に快適に暮らせる地域づくりを促進することに変更しております。なお、懇談会等は必要に応じて開催を考えてまいります。

次に、高齢化対策プロジェクトから、住民参加・協働の中で施策の体系が行政と住民の協働の推進でございまして。前期基本計画では、協働のまちづくりを推進するためには、住民との懇話会等の開催を推進するということが記載しておりますが、各地区を対象とした懇話会等を毎年開催するのではなく、後期基本計画では、住民の方のご意見を伺う場としての懇話会は、必要に応じて開催するものとして、協働の意義を理解するための講習会で協働の推進に必要な知識や能力を身につけ、住民と行政が一体となってまちづくりを推進することで、変更させていただいております。

なお、そのほかでも、ご意見を伺う方法としては、住民の町政に対する要望等の取次ぎや町政に係る通達事項の周知及び伝達などは、各区長様の皆様に行政連絡員としてお願いしているところであり、そのほか、各施策に対する審議が必要な場合は、各種委員会等で審議し、また、地域での説明会やアンケート調査なども随時行い、住民の皆様からのご意見をお伺い

しているところでございます。

以上です。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） ありがとうございます。今の中で、町民の意見を聞くとか、そういった言葉が多く聞かれました。ぜひとも町民の意見を多く聞いていただいて、後期計画の推進に向けてやっていただければと思います。

続きまして、住民との信頼関係について。

現在の大多喜町の難局を乗り越えるには、住民との信頼関係が非常に重要であると思います。これは後期基本計画の中にも住民、各種団体、民間企業と行政が信頼関係を構築した上で連携、協力することが必要であるとの記載があります。その件で伺いたい。

これは①、②、③、全て関連性がありますので、一括で行います。まず、一般住民との信頼関係は構築されていると、これはなかなか難しいことでしょうけれども、現在の、こういうふうに思っているということで結構ですので答弁してください。

次に、いろいろな多くの事業を行政はやっています。それを成功させるには、住民との信頼関係を構築した上で、お互いに連携し、協力して進めているところだと思います。多分、町民との連携が進んでいるところについては順調にしているし、私が議会活動をずっといろんなところを回るときに、町民との連携がちょっとというところは、なかなか、町が行おうとしている施策が滞っているんじゃないかと、私の感覚であります。

それは、町民との信頼関係を得るために、業者の方々も、いろんな面で大変な苦勞をして行っていると思いますけれども、ふだんですね、要は何かいきなり事業やろうと思っても、そこに頼みに行ってもなかなかオーケーはしてくれないんじゃないかと。やはりふだんの付き合いというんですかね、これは隣近所でも同じだと思いますけれども、隣近所といかに親しい関係であるかによって、何かお願いすることもスムーズにいくということがありますので、積極的に町民の中に飛び込んで、別にここで仕事をする仕事をしないじゃなくて、声かけとか、そういった面でもいいと思うんですよね。

今の行政だけで事業を成功させることは難しい、人もいないしお金をないし、いかに町民のエネルギーを力に変えて、町民と共に行くのか、町民のエネルギーをいかに発揮してもらうということが大切だと思っております。その件で、町民との信頼関係について、考えていることを教えてください。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（市原芳則君） 根本議員のご指摘のとおり、現在の難局を乗り越えるためには、住民との信頼関係が非常に大事であると思います。

後期基本計画の基本目標1、住民参加・協働の現状と課題で記載している部分になりますが、行政だけでは、高度化・多様化する住民ニーズにきめ細かく対応することが難しくなることが予想され、これからのまちづくりは、住民や各種団体、民間企業等と行政がそれぞれの役割を認識し、信頼関係を構築した上で、互いに連携、協力して施策を進める必要があります。

根本議員のおっしゃる一般住民という意味が、全ての方を対象としたものであると考えますと、住民全員との信頼関係を構築するのは、一人一人の考え方、町に対する要望も異なりますので難しいとは考えておりますが、各種事業を通じて、住民と行政との協働や町政への住民参加により、一層推進していけるように、情報公開や広報活動の充実等を通じて、住民との情報の共有や行政運営の透明性の確保に努め、信頼関係を築いてまいりたいと考えております。

2番目といたしましては、事業の多くは一般住民との信頼関係を構築した上で、互いに連携し、協力して進めていると思うというご意見でございますが、その点については、根本議員のおっしゃるとおりだと考えます。

3番目といたしましては、地域の一住民として、職員が地域と関わる必要だと思われれます。地域での活動に参加することで地域の課題を知ることができて、共に行動することで地域との距離は縮まり、行政として関わりが必要な場合にスムーズに地域に入ることができるのではと思いますので、ふだんの関わりは大事だと考えております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） ありがとうございます。大変でしょうけれども、よろしく願います。

それで、三役には申し訳ないんですけども、私は、町の顔というのは町長でもなければ、副町長でもなければ、教育長でもないと思っています。職員一人一人が、町の顔なんです。町民と一番接するのは町の職員です。三役の方よりずっと、町の担当職員の方が町民と接するわけですから、町の顔は、職員一人一人であるという強い認識は多分持っているとは思いますが、その辺を十分認識して、申し訳ないですね、認識していないというわけじゃないんですけども、認識しながら行動していただけると、町の活性化につながるのではな

かろうかと思えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（古茶義明君） 根本議員のおっしゃるとおり、まちづくりの主役は住民であります。住民と協働してまちづくりを進めるためには、地域との信頼関係が必須であり、職員は、家に帰れば、一住民とはいえ、公務員として、住民から常に信頼される行動を取ることが必要であると考えます。

町おこし事業等への参加については、職務命令として参加させることは困難でございますが、地域と関わることにより地域の状況を把握し、ふだんの業務についてフィードバックし、活用できるものと考えますので、自主的に積極的に参加することを推奨してまいりたいと思います。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） これは答弁はいいんですけれども、行政が常に町民のほうを向いているよと、町民のことを心配しているよという、当然やっているんですけれども、そういった思いがあれば、思いが伝われば、それだけで十分信頼関係は得られるのかなというふうに思っていますので、業務をやりながら外へ出かけるというのは大変でしょうけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、各区の集会所を高齢者に優しい施設にするために、各区の集会所の多くは建築から相当の年数が経過しており、建て替えの時期に来ています。また、多くの集落では、建て替え時期に来ている青年館について、どうしたらいいかということを検討していると思われまます。その件でお伺ひします。

それで、すみませんでした、この間、この集会所一覧表を頂きまして、大変だったと思います。ありがとうございます。大多喜町にはかつての集会所は幾つかあるのかということで、資料を頂きましたので、ありがとうございます。これはいいです、これで。その建築日とかもいろいろ書かれていますので、それも、この文書で分かりましたので。

もう一つ、集会所が高齢者に優しい集会所になっているというふうに思っているのか、要はバリアフリーとか、洋式のトイレとか、あと、いろんな面で高齢者が使用するに当たって、高齢者に優しい集会所になっていると思っているのか、それともまだまだ不十分なので、これについては、あらゆる面で推進していかなければならないと思っているのか、その辺の認識を教えてください。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（市原芳則君） ただいまのご質問ですが、地域の集会施設でございますけれども、区民の皆様のコミュニティ活動の場として、身近で使いやすい施設であり、地元で、これまで管理運営していただいている建物でございますが、町といたしましては、各施設の建築設備の状況は把握できておりません。比較的、建築が新しいものに関しましては、当然バリアフリー等も基準に合った建物になっておると思いますが、建築年が古いものにつきましては、どの程度整っているかというのは把握できていないような状況でございます。

トイレの洋式化、バリアフリー化等、老朽化している各区の集会施設の設備が、不十分な場合であったら整備が必要であると思っておりますので、事業の実施を計画していただきまして、補助金事業を活用していただければと考えております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） 各区の集会所が今どのような状態になっているのか、細かいあれはないという答弁だったと思います。各集会所がどのような状態になっているのかというのは、調べてもいいんじゃないかと思っておりますけれども、調べるのはそんなに多分時間は、各区長さんから、どうなっているんだというような報告だけ受ければいかなと思っておりますけれども、これは今現在どうなっているのかというのを調べる必要はないでしょうか。いいですか、その辺を。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（市原芳則君） 町として、集会施設がどういった状況であるかというのは調べることはできますが、調べることで、今後どのようにしていくかというのが、各区のほうで判断していかなければいけないものでございますので、その方向性がない段階で、各区長さんたちにその状況を報告していただくというのは、各区長さんたちの仕事になってしまいますので、その件については現在考えておりません。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） ですから、各集会所を高齢者に優しい施設にするということは、行政側にとっても、別にそれを反対するものではない、推進していきたいというふうに思っております。

それには現在の状況がどうなっているか、ほとんどバリアフリー化が行われているのであれば何も推進する必要はないでしょうし、いや、もう半分ぐらいはバリアフリー化とか、トイレの洋式化が進んでいないよということであれば、何らかの形で推進していかなければな

らないと思っています。だから、その辺をどうするか、今後どうするかを見極めるために、現在の状況を調査しておくという事は必要なんじゃないでしょうか。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（市原芳則君） 今回の後期基本計画においても、各区の集会施設の改修等について、区長さんたちに照会はかけております。その中で、大規模改修だったり、建て替え、そういうものを計画しているようなことがあれば、町のほうに報告くださいということで、その状況については、調査のほうはしているような状況でございます。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） ありがとうございます。

じゃ、次へいきます。

集会所利用時の新型コロナウイルス感染防止対策はどのようになっているのか。マニュアル等を作成して、各区に配付しているのか。この間、ほかの市町村の集会所に行って、そしてたら向こうに大きな貼り紙が、わら半紙か、新聞紙の半分ぐらいだったり、もっと大きかったりありましたけれども、3密を避けなさいよとか、一般的なことでしょうけれども、大声を出すとか、利用時の利用制限、余り人数が多い集会は避けてくださいとか、当然分かり切っているでしょうけれども、集会所に行ってそこに大きく貼ってあると、改めてそれを必ず皆さん見えています。

当然見やすいところにあるわけですから、会合をやる時も、じゃ、離れなくちゃいけないんだなということも自分自身が認識してやりますし、やはりこれは何らかの形で、集会所利用時の注意事項については、各区に何かの形で、新聞紙ぐらいの大きさでも、町のほうでもそのぐらい作って印刷する機能があると思いますんで、特に予算計上しなくても、印刷する機械はあると思いますので、簡単に、そんなに難しいことじゃないでしょうから、書いて、各区に配ったらどうですか。

それを見ると、改めて、集会所にこんなことが書いてあったんだよといえば、自宅に帰っても注意するかも分かりませんので、その辺は何かマニュアルを作って配付したらどうでしょうか。いかがですか。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（古茶義明君） ただいまのご質問について、総務課のほうから初めにお答えさせていただきます。

各行政区で使用し、管理している集会所利用時の新型コロナウイルス感染症予防対策につ

いては、集会所の利用に限らず、町民の皆様には3密を避ける行動やマスクの着用、手指の消毒をお願いしているところです。

今回、集会所用として利用する場合のマニュアルにつきましては、集会所用ではありませんが、総務課のほうから平成30年5月に策定し、全区長さんへ配付しました指定避難所開設運営マニュアルに、今回、避難所開設運営に係る感染症対策というものを補足したマニュアルを、今年の広報8月号に合わせて、改めて各区長さんに配付をさせていただいたところです。

また、各世帯にも、コロナウイルス感染症予防対策のチラシであったり、そういうものを配布してございますので、そういうものを活用していただいたり、参考にさせていただければというふうに考えております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） 集会所に私はあったほうがいいと思うんですよね。私は、これは大して手間がかかるものではないと思っています。町役場でも大きく印刷する印刷機はあるでしょうから、それを文章を書いて配付すればいいんで、予算を計上することもないでしょうし、これはぜひ、あるようになったほうがいいと思います。

これをぜひやりませんか。そんな手間のかかるものじゃないでしょう。どこかの印刷会社に頼むとか、そういうことじゃないんですから、町のパソコンで作れるわけですから。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（古茶義明君） その辺につきましては、内容についても担当課のほうと協議しながら進めていきたいと思っておりますので、よろしくご理解いただきたいと思っております。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） お願いします。

次へいきます。3番として、各区の財政状況が、本当に少子高齢化、世帯数の減少により大変厳しい状況にあります。高齢者に優しい施設に絶対にする必要があると思います。それには、各区で負担できればいいけれども、それを推進するために、少額助成金の制度を設けて、トイレの洋式化、バリアフリー化、エアコンの設置、屋根とか外壁、内部の修繕等、集会所施設の充実を図る必要があると思います。

そして、高齢者に優しい施設になることにより、災害時の一時避難所というんですね、最初は、多分災害があったときに、青年館とか集会所に一度集まって、そこが安全な施設であ

れば、そこにちょっと立ち止まって様子を見るというような形になるのではなかろうかと思っています。やはりそういった施設として使うためにも、そういった推進をすべきです。

補助金という目的は、後でまた確認しますが、行政が推進すべき事業について、なかなかそれが推進できないと、推進するためにどうしたらいいのかということで、本来なら民間のもので100パーセントやることはできませんので、そこで多少なりの補助金を出して、町が行おうとしている事業を推進するという目的で補助金は出されるものだと思います。

ですから、町のほうで高齢者に優しい集会所にすることは非常にいいことであるし、町のほうでもそれを推進したいよということであれば、少額の、今、100万ですから、補助金の対象はですね。トイレの洋式化だとか、バリアフリー化だって、10万、20万あれば十分でちやうど話でしょうから、内容によってはもっとかかるかも分かりませんよ。それを全額補助やれ、町でやれというわけじゃございませんので、推進するために少額の補助金、これは他の市町村でやっているところもあると思います。その辺は考えてみていただけませんか。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（市原芳則君） 集会施設の整備事業につきましては、大多喜町コミュニティ育成事業補助金交付要綱の規定により補助金を交付しているところでございます。

現在の補助金交付要綱の補助基準でございますが、平成27年3月12日に改正されまして、同年4月1日から施行されているものでございます。

補助金交付要綱が改正された経緯といたしましては、当時の景気の影響や、急速な少子高齢化、また人口減少による税収の落ち込みなど、補助金の財源である自主財源の確保が難しい状況であり、さらに、今後は地区集会施設の老朽化による新築や修繕などにより、補助金の増加も予想されていることから、補助限度額を見直したものでございます。

平成27年度以降、5棟の集会施設を改修しておりますが、まだまだ老朽化している集会施設が多く残っている状況でございます。補助事業等の見直しは予定しておりませんが、引き続き各区の現状の把握や近隣の自治体等の補助制度の状況を調査してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） ありがとうございます。前向きな発言で。後期計画の中にも高齢者福

社ということで、公共施設等のバリアフリー化を普及推進するとあって、高齢者の社会参加活動や生きがいを促進していくことが必要ですと書かれています。ここで言う公共施設とは、多分中央公民館とかコミュニティーセンターとか、そういった施設のことを言っているんだと思います。

しかし、一般住民にとっては、ここのバリアフリー化も非常に大切でやってもらいたいと思っているけれども、一般住民が多く利用するのは集会所なんです。これをやってほしいけれども、集会所のバリアフリー化もやってほしいと、ほとんどの方は集会所に行くことは多いけれども、中央公民館とかに行くことはあんまりないんじゃないかならうかと思っています。

ですから、町民とすると、こちらのバリアフリー化を進めると同時に、集会所のバリアフリー化も推進してほしいという希望は多くあると思いますので、その辺を改めて推進していきたいというお言葉をいただくと助かりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（市原芳則君） バリアフリー化の推進に限ったものではございませんが、各区のほうで必要な改修等があると思われまます。その内容に沿って改修の補助金等を活用していただければと考えております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） ありがとうございます。

すみません、時間がないので、次へいきます。

4番目として、住宅に隣接した裏山の土砂災害を未然に防ぎ町民の生命、財産を守るためにということで、せんだって、分担金条例ができて、危険な崖下に住む町民が安心・安全に暮らすための急傾斜地崩壊防止工事ができるようになったものと思っています。まだまだ先は長いかも分かりませんが、その進捗状況はどのようになっていますでしょうか。

○議長（野村賢一君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） 急傾斜地崩壊防止工事につきましては、ただいま根本議員のおっしゃるとおり、令和2年6月会議におきまして、大多喜町分担金徴収条例の一部を改正し、受益者負担金の率を定め、工事ができるようになりました。これを受け、町に要望のありました7行政区に対しまして説明会の開催を打診し、このうち、説明会の開催要望のありました5行政区の説明会を実施いたしました。

以上です。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） そのときの反応はどんな感じだったでしょうか。

○議長（野村賢一君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） 5地区のほうに説明会に参りましたけれども、1戸当たりの負担金が高額であれば、なかなか事業は実施できないのじゃないのかなと。また、対象地区も、ある地区では年金暮らし等の方が多くなかなか事業は実施できないのではないかと、そういうようなご意見が多数でございました。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） 災害から、町民の生命と財産を守るのは、私は町の責務だと思っています。住民のほうであまり乗り気じゃない、まとまることができないとあっても、いざ、災害が起きた際には、住民の生命に関わる問題です。これは住民の意向も必要でしょうけれども、誰かが積極的に町民の生命・財産を守るために動いていかなければ、町民の生命・財産を守れません。

誰が積極的に行動するのか。これは、私は町をおいてないと思います。町が町民の生命や財産を守るのは一番の責務ですから、何を差し置いてもやらなくちゃいけないことです。

それで、今日の新聞にも、国土強靱化に15兆円を提示、新5か年計画で、首相が命じたというような文章もあります。ですから、国もこういったことを推進しているわけです。

町もいろんな難問があるけれども、町だけではなかなかできませんよね、何もかも。やっぱり国の方針がどうなのか、国が今何を考えているのかということのを常に注視しながら、国・県と共に、当然町だけでこんな災害防止なんてできませんので、国・県で今何を考えているのか、何ならお金、予算をつけやすいのか。15兆円といたら大変な額ですよ。そういったところを考えると、今早めに計画をつくってやると、町民はなかなか動かないかも分かんないけれども、町が積極的に動いて、町民の生命・財産を守る必要があるのではないかと。いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） 根本議員は、町が積極的に実施できるよう働きかけをすべきではないかというようなご意見だと思いますけれども、この事業は、急傾斜地崩壊危険区域内の自然崖に対しまして、急傾斜地の崩壊による災害から国民の生命・財産を保護するため、急傾斜地の所有者等が崩壊防止工事を行うことが困難または不適當な場合に、県が所有者に代わり対策工事を行うものでございます。この工事につきましては、受益者負担が伴う上、そ

の工事費は大変多額になることが予想されます。

このようなことから、急傾斜地崩壊危険区域内の関係者等から相談、要望を受けまして、説明会を行うなどして、対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） 今の答弁ですと、なかなか町が積極的に動かないというような答弁に聞こえています。

理想的には、住宅が10戸以上あれば国の事業になって、お金もつきやすいし、工事もやりやすい。農家の宅地というと、1軒当たり少なくとも30メートルぐらいはあるんじゃないかなと思っています。20から30ですね。それが10戸というと300メートルになるわけですね。そうすると、300メートルの裏山が、倒れそうな木はきれいになる、高さも10メートルぐらいということはもうきれいになって、木も生えていないし、水の処理もきれいにしてくれる。

そうすると、少なくとも宅地の周りのきれいに工事されたところについては、有害獣もここに来ないんじゃないかと。ほかに行っちゃうかどうかは別ですよ。少なくとも、裏山が300メートルぐらいずっときれいになれば有害獣の被害を、大多喜町中全部片づければいいですけども、なかなかそうもいかないでしょう、取りあえず住宅の周りだけそうやることによって、少なくともその地域は、有害獣は来ないわけですから、そういった面からも、ぜひ、町が積極的に動いて推進してもらいたいと思いますけれども、町長、いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 急傾斜地につきましては、根本議員も再三の質問の中でありまして、負担金条例もつくったところでございます。ですから、当然、その条件としては整っております。

ただ、先ほど課長も答弁がありましたけれども、この急傾斜地の費用というのは莫大な費用なんですね。恐らく千万単位よりももうちょっといくような金額の中で、負担金の率が低いといえども、1件当たりの負担金というのは結構な金額になります。そこを、負担する人に対しまして、その分は、じゃ、町が出すよというわけにいきませんよね。町は町でその分を負担しています。

ですから、最終的には所有者がその決断をしてもらわないと、無理に、そのお金を出して作りましょうよという形はなかなか難しいと思います。ただ、そういう醸成をするという

ことは大事だと思いますけれども、特にやはり所有者に、理解をしていただくということが必要だと思います。

そしてもう一つは、急傾斜地をやったとしても、土砂災害区域というのは解除にならないわけですね。ですから、人工物をいかにやっても、今の災害を見ていても分かるんですが、人工物をはるかに超える災害というのは幾らでもあるわけでございますので、今、国のほうも、どちらかというソフト部分に力を入れて動いて、それは根本議員も一生懸命やってこられましたけれども、全国にはとてつもない量の急傾斜地があるわけですね。ですから、そうではなくて、安全なところへ移るようなソフト事業に、国のほうもかじを切ってきておりますので、そういったことも含めて、どういう形で所有者に対して進めていくかというのは、負担金があるということも含めると、やはり慎重にいかなければならないと思います。

ただ、できれば、そういう危険なところからなるべく安全な状態になれるようにやることは我々の使命でありますけれども、そういう条件もあるということをご理解いただければと思います。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） これは、答弁はいいんですけども、何人かの方から聞いたところ、子供たちが外に行っちゃって、今、ご両親だけで住んでいるところがあります。今の状況では建て替えもできないんで、息子さんたちは出ちゃっているけれども、将来、お孫さんとかか、何人かいるお孫さんが、私は大多喜に住んでいいよと思う方がいたときに、今の状態じゃ建て替えもできないし、うちも建てられない、帰ってこれないんですね。

ですから、今はすぐ直結しないかも分かんないけれども、将来、お孫さんたちとか帰ってきてそこに住むといったときにはきれいになっていけば、そこでお孫さんたちが住んでいただけるような状況をつくるというのも、非常に大事じゃないかと思っています。ぜひとも進めていただければと思います。

次にいきます。

高齢者のコロナウイルス感染防止対策の強化と生活支援について。

新型コロナウイルス感染症は、高齢者や基礎疾患がある方は重症化しやすいことが明らかになっています。その件で伺いたいと思います。これは①番、②番は関連があるので一緒にやります。

第3波に入っているとされている新型コロナウイルス感染防止策は、高齢者や基礎疾患のある方への対策はどのようになっているのか。町独自の新たな防止策を講じる必要がある

と思うが、いかがか。

経済的に厳しい状況にある子育て世帯、ひとり親家庭、高齢者、農業従事者、商業事業者の方に対して、町独自の生活支援をすべきと思うが、新たな町独自の生活支援を行う予定はあるのか。

これは、私が言っている意味は、また第3次になるんですね、国のほうも補正予算でまたかなりの額を用意していると思います。多分、このまま感染状況が続けば、何らかの形でまた補助金が来るのではなかろうかと思っています。そのときに、来てから考えるのではなくて、もう事前に、来た場合には、こういったこととこういったこととこういったことをやるんだということを決めておいて、来てから何をやろうかといっていると、またそこで何か月かたっちゃうわけですから、もう来ることを前提にして、今度来たらこういったことをやろうよということを考えて、来たらすぐ実行する。

飲食店内のパーティションとか、あと換気の関係の二酸化炭素を測る機械とか、やろうといえはまたあると思うんですよ。だから、補助金が来てから考えるんじゃなくて、もう今から考えといて、来たらすぐ実行に移す、そういった体制が必要ではないですか。そういった意味で言っています。いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） ただいまのご質問に、まず高齢者や基礎疾患をお持ちの方に対しての対策ということでお答えさせていただきます。

65歳以上の高齢者や慢性呼吸器疾患、糖尿病、肥満など、基礎疾患のある方が感染すると重症化するリスクが高いことから、根本議員の言われるとおおり、これらの方が感染しないようにすることは極めて重要なことと考えます。また、重症化を防止することは、患者本人のためだけに限らず、医療現場や保健所等関係機関の負担を軽減することにもつながり、医療崩壊を防ぐ効果もあると思われまます。

一方、高齢者や基礎疾患がある方とは対照的に、健康で若い方は、感染してもほとんどの方が無症状や軽症であることが多く、感染に気がつかないで、さらに感染を広げてしまうこともあるようございます。

このようなことから、ご質問にあるような高齢者や基礎疾患を持っている方への対策のみを講じることよりも、社会全体で取り組むべき課題であると考え、一人一人が感染を広げないための対策を取るべきであり、具体的には感染症対策の基本となるマスクの着用、手洗い、手指消毒の励行、3密とならない対策を取ることであると考えます。

つきましては、今後も継続して、広報、ホームページ、防災無線などにより住民への周知に努めてまいります。

以上です。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） ですから、そういった新しい補助金が多分来ると思いますよ、時期はともかくですね。だから、それを今から考えといて、やりたいことはいっぱいあると思うんですよ。この間も、議会の説明のときも、お金は来たけれども、何に使っていいか分からないような答弁があったような気がしています。少し時間がかかっているような答弁があったように聞いていますんでね。

やりたいことは山ほどあるでしょうから、それを早めに、来たらもうこうするんだという予定を立ててすぐ実行する。1日でも2日でも早く実行できれば、それだけ感染症対策になるわけですから、事前に計画を練って、今度来たらこうするんだという計画を至急立てるべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（市原芳則君） ただいま根本議員のおっしゃるとおり、第3次も計画されていると思います。その際には、町としても新型コロナウイルス感染症対策ということで、新たなものも、今の感染拡大の防止を注視しながら考えていかなければいけないと思います。第3次に向けては、既に対策については、各課のほうにも現在投げかけているところでございまして、実際に第3次の決定が出る前に、対策については考えていく方向で進めているところでございます。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） できるだけ早めの対応をお願いしたいと思います。あらかたこういったものをやりたいというのがあったら、これは答弁いいんですけれども、議会のほうにも説明していただけると、我々も町民に対して説明しやすいんで、お願いしたいと思います。

続きまして、若者の定住化に向けて。

若者の定住化は喫緊の問題であると考えています。これもすみません、時間がないので①、②、③を一緒にやります。後期基本計画の中に、民間活力の導入による住宅宅地の整備を図るとあります。これは具体的にどのようにして民間活力を導入しようと考えているのか、それをお聞かせください。

○議長（野村賢一君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） まず、1問目の質問からよろしいですね。

○4番（根本年生君） ③番だけでいいです、時間がないので。すみませんね、答弁を用意して時間がないので申し訳ないです。

○建設課長（吉野正展君） それでは、建設課からお答えをさせていただきます。

後期基本計画策定時の町民アンケートの結果によりますと、若者の定住促進のための住宅施策については、重要度が高いものの、満足度では低い結果となっています。この住宅施策については、行政のみで十分な宅地の供給は困難でございます。このことから、民間事業者による宅地分譲は本町にとって不可欠であり、また民間事業者が宅地分譲に参入しやすい環境をつくるが大変重要であると思っております。

具体的な方法とのことでありますが、民間事業者の方はどのような支援を望んでいるのか、また町としてできるもの、できないものがある中で、町はどのような支援ができるのか、事業者の意見を聞きながら進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） それで、補助金を出すとすると、その根拠が必要になってくると思います。要綱なり規則なり、条例までいくかどうか分かりませんが、それを策定して、補助金を出す、こういった事業なら出すという要綱なりをつくって、地域住民、町、開発業者が三位一体で行う事業、それと町の宅地開発事業指導要綱に当てはまるものについて補助金を出すという、新しいそういった要綱とか補助金の創設は考えられませんか。

○議長（野村賢一君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） 今、根本議員のおっしゃった地域住民、町、事業者が三位一体で行う宅地造成、今現在、私には具体的なものがどのようなものがあるのか分かりませんが、先ほど答弁させていただきましたとおり、民間事業者が行う分譲の支援については、そういう事業者の方の意見を伺いながら、また関係課と協議しながら進めてまいりたいというふう考えております。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） ありがとうございます。

最後、ちょっと時間がなくなっちゃったんですけども、夷隅川フィッシングパークが、千葉県の実業により、堆積していた多くの土砂が十数年ぶりに撤去され、以前のようにきれいになりました。その件で伺いたい。現在の管理状況、今後の利活用について。

フィッシングパークは、県が十数億円かけて行った事業です。三口橋から見るいすみ鉄道、後ろの夷隅川は、毎年何回かテレビでも放映されています。それで、今、三口橋から見えますけれども、一段上がった旧旅館のところから見ると、もっとすばらしい景色が見えます。そこには、元旅館の跡地には温泉も湧き出ています。そういったことを利用して、いろんな面で開発というんですか、利用すべきだと思いますけれども、当然、町だけじゃできないでしょうから、民間の活力も得ながら、あそこを活性化したいと思いますけれども、その辺の見解を教えてください。

○議長（野村賢一君） 時間ですが、担当、簡単に。

商工観光課長。

○商工観光課長（西川栄一君） それでは、ただいまの根本議員のご質問に、商工観光課からお答えしたいと思います。

ご質問のありました夷隅川フィッシングパークにつきましては、平成4年にふるさと川づくり事業で、親水公園として整備され、その後町のほうに管理が委託されて、町から夷隅川漁業協同組合のほうに管理を委託したところでございます。夷隅川漁業協同組合は、フィッシングパークとして運営してきたんですけれども、それができないということで、現在町のほうで管理をしているというところでございます。

それで、このところ草刈りを年2回程度やっている程度で、今根本議員のおっしゃったとおり、今年県のほうで堆積した土砂を撤去していただいたおかげで、かなりきれいになっておりますので、今後については、あそこの公園の本来の目的が、親水公園ということで整備されたものでありますので、住民の憩いの場として、また水と親しまれる公園として、現状を維持管理して行って、皆さんに気持ちよく使っていただけるように管理していきたいというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） ありがとうございます。

以上で終わります。

○議長（野村賢一君） ご苦労さまでした。

ここでしばらく休憩します。

この間に昼食をお願いして、午後は1時から会議を再開します。

（午後 零時04分）

○議長（野村賢一君） それでは全員おそろいなので、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 零時 58分）

◎議案第86号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第2、議案第86号 大多喜町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

税務住民課長。

○税務住民課長（宮原幸男君） 議案第86号の説明をさせていただきます。

議案つづり1ページをお願いいたします。

初めに、提案理由をご説明いたします。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律が、令和2年3月31日に公布され、令和3年1月1日から施行されることに伴い、地方税法の延滞金に係る規定が改正されたことから、大多喜町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容は、延滞金を算出する際に用いる割合の名称等が変更されたことに伴う改正であり、延滞金の割合については変更がございません。

それでは本文に入らせていただきます。

大多喜町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例。

大多喜町後期高齢者医療に関する条例の一部を次のように改正する。

附則第2条中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（）」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に改めるものでございます。

附則につきましては、条例の施行期日及び経過措置を定めたものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから議案第86号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（野村賢一君） 挙手全員です。

したがって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

◎議案第87号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第3、議案第87号 大多喜町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） 議案第87号の説明をさせていただきます。

本文に入る前に、提案理由の説明をさせていただきます。

地方税法等の一部を改正する法律が、令和2年3月31日に公布され、地方税法の延滞金に係る規定が改正されたことに伴い、大多喜町介護保険条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容は、延滞金を算出する際に用いる割合の名称等が変更されたことに伴う改正であり、延滞金の割合について変更等はありません。

それでは本文に入らせていただきます。

大多喜町介護保険条例の一部を改正する条例。

大多喜町介護保険条例の一部を次のように改正する。

附則第6条中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（）」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、

「（以下この条において「特定基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に改めるものでございます。

附則につきましては、条例の施行期日及び経過措置を定めるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから議案第87号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（野村賢一君） 挙手全員です。

したがって、議案第87号は原案のとおり可決されました。

◎議案第88号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第4、議案第88号 大多喜町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） 議案第88号の説明をさせていただきます。

本文に入る前に、提案理由の説明をさせていただきます。

居宅介護支援事業所における管理者につきましては、主任介護支援専門員でなければなら

ないところでございますが、令和3年3月31日までは経過措置として、介護支援専門員を管理者とすることができることとなっています。

令和2年6月5日に、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部が改正され、経過措置期間の延長及び主任介護支援専門員の確保が著しく困難な場合等に、主任介護支援専門員を管理者としない取扱いが可能となりました。このため、この改正に合わせた本条例の一部を改正しようとするものでございます。

それでは本文に入らせていただきます。

なお、改正文については割愛し、改正の趣旨をご説明させていただきますので、ご了承ください。

大多喜町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例。

大多喜町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項の改正は、指定居宅介護支援事業所の管理者として、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合に、管理者を介護支援専門員とする取扱いを可能とするものでございます。

附則第2項の改正は、居宅介護支援事業所における管理者要件の主任介護支援専門員を介護支援専門員とすることができる経過措置の期間を平成33年3月31日から令和9年3月31日に猶予するものでございます。

第3項の追加は、令和3年3月31日時点で、主任介護支援専門員でないものが管理者である事業所については、当該管理者が管理者である限り、管理者を主任介護支援専門員とする要件の適用を令和9年3月31日まで猶予するものでございます。

次に、附則でございますが、改正後の条例の施行日等、附則第2項に見出しを付する改正規定及び同項の改正規定並びに附則に1項を加える改正規定は、公布の日からとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） 主任介護支援専門員とただの介護支援専門員との違い、具体的にどう
いう。

○議長（野村賢一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） 具体的に私も細かく把握はできておりませんが、やはり
普通の介護専門よりもよりいろいろな知識、高度な知識をお持ちということと認識してお
ります。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

11番山田久子君。

○1 1 番（山田久子君） この中で、この条文の適用が、条文というか、この制度が大多喜町
として該当するもの、もしくは今後該当する可能性があるという施設というか、そういった
ものがあるのかどうか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（野村賢一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） まず、主任介護専門員、大多喜町の事業所は、現時点ではも
う既に主任介護専門員を配置されているということでございます。ですので、適用を受けな
いと思いますけれども、もう1点のやむを得ない事情で急遽確保ができなくなる場合という
のは、今後発生することがあり得ると思います。

以上です。

○議長（野村賢一君） 11 番山田久子君。

○1 1 番（山田久子君） やむを得ない場合においてというやむを得ないというのは、どうい
う定義の中での判断になっていくのか、お伺いしたいと思います。

○議長（野村賢一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） 急遽、体調不良等によって退職をされる場合等が考えられま
す。

以上です。

○議長（野村賢一君） 11 番山田久子君。

○1 1 番（山田久子君） そうしますと、事前に退職が分かっているような場合に、補充をす
るような感じの場合には、やむを得ないには該当しないということになるのでしょうか。

それと、この場合なんですけれども、先ほどの野中議員さんの質問と関係してくるのかど
うか分からないんですが、主任介護専門員と介護支援専門員とではやはり資格がそれぞれ違

うと思います。主任という名前がつきますと管理職に近いような、経験なども有していただいているような方が就いていただいているかと思います。

そういった中で、介護専門員さんが就くような場合において質の心配とか、そういうものが発生してくるということはないのかという、そういう不安もなきにしもあらずというところがあるんですが、その辺についてはどのように認識しておられますでしょうか。

○議長（野村賢一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） まず、やむを得ない場合については、やはりそのときのケースというか状況に応じて判断をせざるを得ないと思われれます。

あと、質等ということですが、こちらにつきましても、確保が著しく困難であっても、ある程度の経験を持っている介護専門員さん等を充てるとかで対応していただくことになると思いますので、その辺は問題ないかと考えています。

○議長（野村賢一君） ほかにございせんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） 保育園のときもそうだったんですけれども、面倒を見る人の質の問題を傍らに置いて、確かに保育園も介護施設も不足しているところはあると思いますが、人材の育成について安上がりに済ませよう、数さえそろえばいいやという国の無責任な姿勢がかいま見られる。これから先、利用する人に安心感をもたらすとは思えません。よって、私はこの改変について反対いたします。

○議長（野村賢一君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。

4 番根本年生君。

○4 番（根本年生君） 私は賛成の立場から討論させていただきます。

この規定は、やむを得ない場合というふうに規定しています。本来であれば、主任介護専門員がいれば当然適当だと思われれますけれども、こういった介護施設においては、介護する人とか、急にやむを得ない場合になったときに、やめちゃうとか、閉鎖しちゃうということもできないと思っています。

当然、誰でも介護支援専門員が主任介護専門員になれるものとは思っていません。当然、それは責任ある立場の町当局が、この人の安心だろうという人をあてがって対応するものと思っ
ています。ですから、これが一時的なものであることもあると思います。ただ、どうしても介護する人がいるということになると、そこをやめてしまうわけにはなかなかいかない
と思いますので、これはやむを得ない処置として、なるべくこういったものは使わないほう
がいいと思いますけれども、この規定は必要であると考え、賛成するものでございます。

○議長（野村賢一君） ほかにございせんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第88号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（野村賢一君） 挙手多数です。

したがって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

◎議案第89号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第5、議案第89号 大多喜町第3次総合計画の後期基本計画を定
めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

企画課長。

○企画課長（市原芳則君） 議案第89号の説明をさせていただきます。

大多喜町議会基本条例第11条第1項第1号の規定に基づき、大多喜町第3次総合計画の後
期基本計画を別冊のとおり定める。

別冊の後期基本計画の説明に入る前に、今までの経緯について説明させていただきます。

第3次総合計画の後期基本計画は、平成28年から令和7年度までの10年間のまちづくりの
指針として策定された基本構想に基づき、本年度までの前期基本計画に引き続き、来年度か
らの5年間を計画期間として策定いたしました。

本案の策定に当たっては、10月14日に議会議員全員協議会でもご意見、ご提言等をいただ
いたところでございます。さらに、10月16日からパブリックコメントを実施し、広く意見の

募集をいたしました。提出されたご意見はございませんでした。この最終案を総合開発審議会に諮り、総合開発審議会において審議いただき、11月6日に答申されました。

それでは、後期基本計画の冊子について、一部割愛して説明させていただきます。

冊子の4ページをお開きください。

I、後期基本計画の概要につきまして、本文を読ませていただきます。

1、基本計画の目的。

基本計画は、基本構想に掲げる本町の将来像「ひと まち みどり 未来に光り続けるふるさと 大多喜」を実現するために、基本構想に示された分野ごとの基本目標の達成に向けて取り組むべき具体的な施策を定めるとともに、それらを推進するための指針となるものがございます。

2、計画期間。

第3次総合計画の期間は10年間とし、「基本構想」は平成28年度から令和7年度までの10年間、「基本計画」は基本構想の前期5か年、後期5か年をそれぞれ前期基本計画期間、後期基本計画期間とするものがございます。

右側のページをごらんください。

II、未来づくり重点プロジェクトは、後期基本計画に掲げる施策のうち、将来像の実現への効果が特に高いと見られる施策群を、3つの「未来づくり重点プロジェクト」に整理し、前期基本計画に引き続き後期基本計画全体を先導するものと位置付け、全庁をあげて分野横断的・重点的に取り組みます。

なお、3つの「未来づくり重点プロジェクト」は、相互に関係しており、各プロジェクトの今後のまちづくりにおける重要度はすべて同じものがございます。

その下の図ですが、定住促進プロジェクト、にぎわいづくりプロジェクト、高齢化対策プロジェクト、この3つの重点プロジェクトは、前期基本計画から変更はございません。

次のページをお開きください。

1、定住促進プロジェクトとして、中段になりますが、後期基本計画では、子どもの遊べる公園の整備、ICT教育の推進、大学との連携、民間活力の活用による分譲地やシティプロモーションによる大多喜町の魅力発信などを加え、重点的に推進してまいります。

8ページをお開きください。

2、にぎわいプロジェクトとして、下段になりますが、後期基本計画では、工業用地として活用できる遊休地の調査、地域通貨の導入による電子化、公衆トイレの整備、モミジの植

樹による観光・レクリエーション拠点や多文化共生社会の推進などを加え、重点的に推進してまいります。

10ページをお開きください。

3、高齢化対策プロジェクトとして、下段になりますが、後期基本計画では、高齢者の健康寿命の延伸、高齢化社会に対応した生涯学習施設の改修や介護予防事業の推進を加え、重点的に推進してまいります。

次に、12ページをお開きください。

Ⅲ、後期基本計画の推進に当たって。

1、計画の周知及び2、成果指標の設定及び計画の進捗管理でございますが、こちらも前期基本計画からの変更はございません。

次に、Ⅳの分野別施策につきましては、17ページをお開きください。

基本目標1、地域自治・行政経営の1-1、住民参加から順次、施策の体系と成果指標を抜粋して読ませていただきます。

次のページをお開きください。

1-1、住民参加・協働の右側のページになりますが、施策の体系は、1、まちづくりへの参画意識の醸成、2、行政と住民の協働の推進で、成果指標は、まちづくり講習会の開催回数でございます。

次のページになります。

1-2、地域社会の施策の体系でございますが、1として、コミュニティ意識の啓発、2、コミュニティ活動基盤の整備で、その下になりますが、成果の指標は、集会施設の整備数でございます。

次のページの1-3、男女共同参画社会の施策の体系は、1として、男女共同参画社会に向けた意識改革・気運醸成、2、管理職、審議会等委員への女性登用の推進、3、男女がともに働きやすい環境づくりの推進、4、ワーク・ライフ・バランスの啓発、5、男女共同参画計画の推進で、成果指標は、男女の地位が平等になっていると回答した町民の割合と、各種審議会等の女性登用率でございます。

次のページの1-4、広報・PRの施策の体系は、1、広報体制の強化、2、広報活動の充実、3、広聴活動の充実、4、シティプロモーションの推進で、成果指標は、フェイスブック大多喜町ページ登録数とホームページ閲覧者数でございます。

(「議長、座らせて」の声あり)

○議長（野村賢一君） どうぞ、着座でやってください。

○企画課長（市原芳則君） すみません。座らせて説明させていただきます。

次のページの1－5、行財政運営の施策の体系は、1、経費の節減と予算の厳正な執行、2、健全な財政基盤の確保、3、持続可能な財政運営の確立、4、計画的、効果的な行政運営の推進、5、効率的な組織運営の推進、6、行政の情報化の推進で、次のページの成果指標は、実質公債費比率、将来負担比率、経常収支比率、町税収納比率（現年分）でございます。

30ページの1－6、広域連携の施策の体系は、1、広域圏行政の推進、2、国・県との連携強化でございます。

次に、基本目標2、産業・経済の各分野の施策について、34ページをお開きください。

2－1、農林業の施策の体系は、1、農業生産基盤の維持・管理、2、農業後継者、中核的担い手の確保・育成及び生産組織の育成、3、生産性の向上推進、4、地域特産物の開発・育成及び流通体制の充実と消費の拡大、5、有害鳥獣等への対策の強化、6、計画的な森林の整備や保護と総合利用、7、特用林産物等の生産振興で、次のページの成果指標は、認定農業者数、鳥獣被害額、鳥獣被害件数でございます。

38ページの2－2、商業の施策の体系は、1、商店街の環境整備、2、商業経営の近代化の促進、3、商業団体の育成・強化で、成果指標は、年間商品販売額でございます。

次のページの2－3、工業の施策の体系は、1、既存企業の体質強化、2、企業の誘致、3、産業開発の支援で、成果指標は、企業事業所数と企業従業者数でございます。

次のページの2－4、観光の施策の体系は、1、観光客受け入れ基盤の充実・整備、2、観光・レクリエーション拠点の充実・整備、3、広域観光体制の充実、4、祭り・イベント等の充実・活用、5、PR活動の強化と観光案内板の整備、6、おもてなしの活動に取り組む団体・個人への支援、7、観光拠点事業所との連携による観光関連事業の推進で、次のページの成果指標は、観光入込客数と公衆トイレの設置及び改修か所数でございます。

46ページの2－5、雇用・結婚の施策の体系は、1、雇用機会の確保と地元就職の促進、2、外国人就労者の受け入れの推進、3、結婚促進のための支援施策の推進で、成果指標は、婚活支援活動実施回数でございます。

次のページの2－6、消費者の施策の体系は、1、消費者教育・啓発の推進、2、相談体制の充実でございます。

次に、基本目標3、生活基盤の各分野の施策について、50ページをお開きください。

3-1、土地利用の施策の体系は、1、計画的な土地利用の推進、2、有効な土地利用への誘導、3、未利用町有地等の活用、4、地籍調査の推進で、成果指標は、地籍調査実施済面積でございます。

次のページの3-2、住宅・宅地の施策の体系は、1、分譲地の販売促進、2、住宅建設・宅地取得に関する支援制度の利用促進、3、住環境拡充の推進、4、町営住宅の整備、5、空き家・空き地を活用した移住促進、6、移住者と地域住民との交流促進で、次のページの成果指標は、未分譲区画数、定住化対策住宅助成金の年間利用件数、空き家バンクの年間成約件数でございます。

56ページの3-3、公共交通の施策の体系は、1、公共交通機関の維持・確保、2、高速バスの利便性の向上、3、町内総合交通体系の整備で、成果指標は、町内路線バス運行路線数とデマンド型乗合交通利用者数でございます。

次のページの3-4、道路の施策の体系は、1、国・県道の整備促進、2、道路整備計画の推進、3、重要構造物の適切な維持・管理、4、集落内道路の未整備路線の計画的な整備、5、地域住民との協働による維持・管理で、成果指標は、町道の改良済延長でございます。

次のページの3-5、情報通信の施策の体系は、1、情報通信網を利用した地域情報化の推進、2、高度情報化に対応した人材の育成、3、防災行政無線の維持・管理で、成果指標は、光ファイバーケーブルによる情報通信サービスの加入件数と防災行政無線の個別受信機設置率でございます。

次のページの消防・防災の施策の体系は、1、常備消防・救急体制の適切な維持・運営、2、消防団機能の確保、3、地域防災力の向上、4、土砂災害危険か所対策の推進で、成果指標は、消防団員数と自主防災組織の設置数でございます。

次のページの3-7、交通安全・防犯の施策の体系は、1、交通安全意識の啓発、2、交通安全施設の整備、3、防犯意識の啓発、4、防犯灯の適正設置で、成果指標は、交通事故発生件数と防犯灯新規設置件数でございます。

次に、基本目標4、生活環境の各分野の施策について、68ページをお開きください。

4-1、環境保全の施策の体系は、1、環境保全・地球温暖化対策の総合的推進、2、環境美化の推進、3、自然環境の保全、4、水質汚濁等環境問題への適切な対応、5、魅力的な景観の形成で、次のページの成果指標は、住宅用太陽光発電システム設置補助金、ごみゼロ運動参加団体数、ポイ捨てごみ回収量、景観整備事業補助金交付件数でございます。

72ページの4-2、公園・緑地・水辺の施策の体系は、1、身近な公園等の維持・管理の

推進、2、緑化活動の促進、3、特色ある公園・緑地・親水空間の整備でございます。

次のページの4-3、上水道・汚水処理の施策の体系は、1、水道水の安定供給、2、長期的視野に立った水道施設の整備充実、3、水道事業の健全運営、4、水質管理体制の強化、5、上水道未普及地域への支援、6、合併処理浄化槽の設置促進で、次のページの成果指標は、有収率、水道料金収納率、汚水処理人口比率でございます。

78ページの4-4、環境衛生の施策の体系は、1、ごみの排出抑制・再利用・再生利用の意識の高揚、2、ごみ収集・処理体制の整備と分別の徹底、3、災害ごみの仮置場の確保、4、し尿収集・処理体制の充実、5、浄化槽の適正な維持・管理指導、6、斎場の適正管理で、次のページの成果指標は、一般廃棄物排出量とごみ資源化率でございます。

次に、基本目標5、教育・文化の各分野の施策について、82ページをお開きください。

5-1、子ども教育の施策の体系は、1、学校教育における「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の育成、2、時代に合った教育環境の整備、3、学校の組織運営の充実、4、地域の施設、人材の積極的な活用、5、不登校児童生徒への支援、6、学校関係施設の充実、7、学校給食の充実、8、県立高校の魅力アップへの支援、9、大学など教育機関との連携で、次のページの成果指標は、中3生徒英検3級程度の英語保有力率でございます。

86ページの5-2、青少年健全育成の施策の体系は、1、青少年団体の連携強化、2、地域の青少年育成機能の向上で、成果指標は、青少年健全育成事業数でございます。

次のページの5-3、生涯学習の施策の体系は、1、学習機会の提供、2、生涯学習活動の活性化に向けた情報の提供、3、活動団体の支援充実、4、子どもの読書活動の推進、5、図書館の機能強化、6、生涯学習施設の整備・充実、7、大多喜町史の編さんで、次のページの成果指標は、公民館利用者数と図書館本貸出冊数でございます。

92ページの5-4、芸術・文化の施策の体系は、1、学習グループ・団体活動への支援充実、2、文化資産の保護・活用で、成果指標は、文化団体数でございます。

次のページの5-5、スポーツの施策の体系は、1、指導者の育成、2、スポーツ活動の場の充実で、成果指標は、体育施設利用者数でございます。

次のページの5-6、国際交流・地域間交流の施策の体系は、1、国際交流の促進、2、外国人観光客に配慮した環境づくり、3、国際感覚に富んだ人材の育成、4、多文化共生社会の推進、5、地域間交流の促進で、成果指標は、産業振興イベントへの参加回数でございます。

次に、基本目標6、健康・福祉の各分野の施策について、100ページをお開きください。

6-1、子育て環境の施策の体系は、1、保育サービスの充実、2、特色ある保育の実施、3、子育て家庭の負担軽減、4、子育て支援環境の整備、5、児童虐待の防止への支援で、次のページの成果指標は、子育て支援センター年間利用者数でございます。

104ページの6-2、保健・医療の施策の体系は、1、健（検）診受診率の向上、2、生活習慣病の重症化防止、3、住民の主体的な健康増進活動の支援、4、ボランティアとの協働による健康なまちづくりの推進、5、医療体制の整備の強化、6、母子保健活動の充実、7、感染症予防の推進で、次のページの成果指標は、特定健診の受診率、特定保健指導の実施率でございます。

108ページの6-3、高齢者福祉の施策の体系は、1、高齢者保健福祉施設・機能の整備充実、2、介護予防事業の推進、3、サービスを提供する人材の確保、4、高齢者の健康寿命の延伸、5、高齢者の社会参加の促進で、次のページの成果指標は、自立している高齢者の割合、介護予防教室・認知症予防教室の延べ参加者数、シルバー人材センター登録者数でございます。

112ページの6-4、地域福祉の施策の体系は、1、地域福祉活動推進のための連携・協力体制の強化、2、社会福祉協議会、関係団体等の活動支援、3、ボランティア人材の確保体制の充実、4、助け合いの精神にあふれた人づくりで、成果指標は、ボランティア登録者数でございます。

次のページの6-5、障がい者福祉の施策の体系は、1、地域生活への移行支援の充実、2、啓発・権利擁護の推進、3、子どもへの支援体制の充実、4、就労支援の強化、5、安全・安心な暮らしの確保、6、生活の質の向上支援で、次のページの成果指標は、障がい者福祉サービス延べ利用者数でございます。

118ページの6-6、社会保障の施策の体系は、1、低所得者福祉の充実、2、国民健康保険の充実、3、国民年金制度啓発活動の充実で、成果指標は、国民健康保険税収納率（現年分）でございます。

以上で、後期基本計画について説明させていただきましたが、これらの施策に基づき、実施計画を策定させていただくこととなりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

後期基本計画につきましては、よろしくご審議くださるようお願い申し上げます、説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

ここで10分間休憩します。

午後 2 時から会議を再開します。

(午後 1 時 4 9 分)

○議長（野村賢一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2 時 0 0 分)

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

なお、本案については、過日の議会議員全員協議会においても、議員各位より多くの意見、質疑等されているところであり、それらも勘案し、原案を一般住民等で組織する大多喜町総合開発審議会にて調査、審議して、町長に答申しているところでございます。

これまでの質疑等と重複することのないよう、また必ずページ数をお示しくくださるようお願いいたします。

それでは、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから、議案第89号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長（野村賢一君） 挙手全員です。

したがって、議案第89号は原案のとおり可決されました。

◎議案第 9 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第 6、議案第90号 令和 2 年度大多喜町一般会計補正予算（第 9

号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長(君塚恭夫君) それでは、議案第90号の提案説明をさせていただきます。

議案つづり9ページをお開きください。

令和2年度大多喜町一般会計補正予算(第9号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,573万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67億4,829万2,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費の補正。

第2条、繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

それでは、第2表、繰越明許費から説明させていただきますので、13ページをお開きください。

第2表、繰越明許費補正、追加は、表内の事業を翌年度に繰り越して実施しようとするものでございます。

款5農林水産業費、項1農業費、事業名、土地改良関係団体事業571万3,000円は、ため池ハザードマップ作成業務で、県の補助事業の追加の要望調査があり、令和3年度に予定していた5か所について、前倒しで実施するもので、年度内の完成が困難なため翌年度に繰り越すものでございます。

款7土木費、項2道路橋梁費、事業名、町道改良事業629万1,000円は、町道新坂泉水線の道路改良工事で、新型コロナウイルス感染症の影響などにより、改良工事に必要な物資等の入手に時間を要することから、年度内の完了が困難なため、翌年度に繰り越すものでございます。

合計の9,577万6,000円は、既に繰越明許費を設定させていただいた8,377万2,000円に、今回の追加額1,200万4,000円を加算した額でございます。

それでは次に、事項別明細書の2、歳入及び3、歳出により補正予算の説明をさせていただきます。

16ページ、17ページをお開きください。

2、歳入。

款13分担金及び負担金、項1負担金、目6災害復旧事業費負担金23万4,000円の増額補正は、林道塚越線災害復旧工事に係る負担金でございます。

款15国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金1,262万3,000円の増額補正は、障害者自立支援給付費負担金でございます。

項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金286万8,000円の増額補正は、特別定額給付金の事業費等事務費の実績による減額及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額でございます。

款16県支出金、項1県負担金、目2民生費県負担金631万1,000円の増額補正は、障害者自立支援給付費負担金でございます。

項2県補助金、目4農林水産業費県補助金480万円の増額補正は、ため池ハザードマップ作成費補助金でございます。

目5商工費県補助金187万4,000円の増額補正は、大多喜駅前トイレ改修及び城下町エリア観光案内看板作製に係る観光地魅力アップ整備事業補助金でございます。

目7消防費県補助金12万8,000円の増額補正は、今年度新たに設立された自主防災組織地区の追加分の補助金でございます。

目9農林水産施設災害復旧費補助金39万円の増額補正は、林道塚越線災害復旧工事補助金でございます。

項3県委託金、目1総務費委託金18万5,000円の増額補正は、千葉県知事選挙時の感染症対策に係る委託金でございます。

款18寄附金、項1寄附金、目1指定寄附金3,928万5,000円の増額補正は、今年度のふるさと納税の見込みによる増額でございます。

款19繰入金、項1基金繰入金、目3ふるさと基金繰入金2,132万2,000円の増額補正は、ふるさと納税の増額見込みによる返礼品及び災害時に電源の供給ができる電気自動車購入へ充当するものでございます。

次のページをお開きください。

款20繰越金、項1繰越金、目1繰越金4,305万円の増額補正は、収支の均衡を図るため前年度繰越金を充てたものでございます。

款21諸収入、項5雑入、目2雑入266万4,000円の増額補正は、町で実施している健康増進事業に対する助成金と、平成25年度実施の農業基盤整備促進事業の対象農地を転用すること

による所有者返還金、それと、昨年の度重なる台風被害等の見舞金でございます。

続いて、歳出予算を説明させていただきますので……

○議長（野村賢一君） 課長、座ってやってくださいよ、時間食うから。

○財政課長（君塚恭夫君） 座って説明をさせていただきます。

3、歳出。

款1 議会費、項1 議会費、目1 議会費2万9,000円の減額補正は、議会関係職員の時間外勤務手当の増と、夷隅郡町村議会議長会負担金が、今年度、新型コロナウイルス感染症の影響で、不要となったことによる減額でございます。

款2 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費573万3,000円の増額補正は、計画的に更新している公用車と、事務用の机、椅子の購入でございます。今回購入する公用車は、災害時などの停電対策の一つとして、車から避難所などへ電力を供給できる電気自動車へ更新するもので、昨年の台風被害の支援としてご寄附いただいたふるさと納税と災害見舞金を活用して整備するものでございます。

目5 財産管理費292万1,000円の増額補正は、猿稻地先の町有地の立木の伐採撤去委託料と、電気自動車購入に係る充電設備の設置、庁舎の空調設備の修繕工事でございます。

目6 企画費5,718万5,000円の増額補正は、地域おこし協力隊活動の委託契約解除による減額と、ふるさと納税の寄附金の増額見込みによる返礼品と基金積立金の増額でございます。

目8 諸費610万9,000円の増額補正は、特別定額給付金の給付実績による事務費給付金の減額と新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、いすみ医療センターの感染症病床確保に伴う負担金の増額でございます。

次のページをお開きください。

右のページ説明欄の上から、介護保険事業還付費、福祉事業関係費、国民年金事務費還付費、農業基盤整備促進事業還付費は、令和元年度の実績などによる国・県への返還金でございます。

項3 戸籍住民基本台帳費、目1 戸籍住民基本台帳費11万4,000円の増額補正は、証明書用の改ざん防止用紙とプリンターのトナーカートリッジの購入でございます。

項4 選挙費、目2 千葉県知事選挙費18万5,000円の増額補正は、選挙の投開票時の感染症対策としての消毒液、つい立てなどの購入でございます。

款3 民生費、項1 社会福祉費、目1 社会福祉総務費2,571万3,000円の増額補正は、障害者福祉に係る介護給付費、出産祝い金などでございます。

目5 介護保険事業費417万5,000円の増額補正は、地域包括支援センターシステム用の電子証明発行手数料と事務費繰出金は、制度改革によるシステム改修費、地域密着型介護給付費に係る町の法定負担分などでございます。

目6 後期高齢者医療費24万円の増額補正は、実績見込みによる人間ドック補助金でございます。

款3 民生費、項2 児童福祉費、目4 児童福祉施設費216万5,000円の増額補正は、次のページをお開きください。みつば保育園厨房の給湯器の取替え工事と、旧上瀑小学校の浄化槽の修繕工事でございます。

款4 衛生費、項1 保健衛生費、目2 予防費20万円の増額補正は、保健事業で使用する暖房機器等の購入でございます。

目3 環境衛生費13万7,000円の増額補正は、廃棄物の不法投棄防止の看板及び防止柵の購入でございます。

目5 火葬場費1万4,000円増額補正は、開催回数の増による斎場無相苑運営委員会報酬の増でございます。

項2 清掃費、目2 塵芥処理費543万9,000円の増額補正は、説明欄にある粗大ごみ、小型家電、一般廃棄物の処理量の増加による増額でございます。

款5 農林水産業費、項1 農業費、目1 農業委員会費9万円の増額補正と、目2 農業総務費35万円の増額補正は、職員の時間外勤務手当の増でございます。

目3 農業振興費46万4,000円の増額補正は、勤務時間の増による会計年度任用職員の報酬、共済費の増などでございます。

目5 農地費480万円の増額補正は、追加で実施するため池ハザードマップの作成でございます。

目6 農業施設費286万円の増額補正は、都市交流センターの高圧電気設備改修工事でございます。

項2 林業費、目1 林業総務費219万8,000円の増額補正は、次のページをお開きください。職員手当、共済費の増と、猪の捕獲頭数の増による報償金の増及び防護柵設置補助金の増などでございます。

款6 商工費、項1 商工費、目1 商工総務費54万6,000円の増額補正は、会計年度任用職員の新規雇用に係る人件費の増でございます。

目3 観光費227万7,000円の増額補正は、施設管理用の消耗品と町道脇に植栽してある紅葉

や桜の木などの手入れの手数料及び大多喜駅前トイレの改修工事でございます。

款7土木費、項2道路橋梁費、目1道路維持費5万7,000円の増額補正は、道路作業を安全に実施するための技能講習会の負担金でございます。

目3交通安全対策費109万8,000円の増額補正は、町道中野大多喜線のメキシコ通りの道路照明の更新工事でございます。

項3都市計画費、目1街路事業費46万7,000円の増額補正は、町内の5か所のポケットパークの東屋、ベンチなどの修繕でございます。

項4住宅費、目1住宅管理費162万2,000円の増額補正は、町営住宅の給湯器、污水配管などの修繕でございます。

次のページをお開きください。

款8消防費、項1消防費、目3消防施設費455万円の増額補正は、劣化した消防水利と消火栓の看板の付け替え、消火栓と防火水槽の修繕及び市川・会所地先の防火水槽の改修工事などでございます。

目4災害対策費34万6,000円の増額補正は、防災備蓄倉庫の修繕と今年度新規に設立された自主防災組織の備品購入でございます。

款9教育費、項1教育総務費、目2事務局費51万円の増額補正は、職員手当の増でございます。

項4社会教育費、目2公民館費171万5,000円の増額補正は、中央公民館裏の立木の伐採と公民館消火栓設備の屋外配管の修繕工事でございます。

項5保健体育費、目2体育施設費90万8,000円の増額補正は、海洋センターの給水設備工事でございます。

款10災害復旧費、項1農林水産施設災害復旧費、目3林道施設災害復旧費97万9,000円の増額補正は、林道塚越線の災害復旧工事でございます。

款11公債費、項1公債費、目1元金39万7,000円の増額補正は、平成21年度借入れの臨時財政対策債の利率見直しによるもので、利率が1.2パーセントから0.003パーセントになったことによるものでございます。

目2利子79万9,000円の減額補正は、元金と同じく利率の見直しによる減額と、令和元年度分の借入額の確定によるものでございます。

以上で議案第90号の提案説明とさせていただきます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

なお、ページ数を明確に示してから、質疑をお願いします。

質疑ありませんか。

11番山田久子君。

○11番（山田久子君） 23ページの障害者福祉事業、介護給付費の2,524万8,000円、少し内容を教えていただければと思います。

○議長（野村賢一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） こちらにつきましては、利用者の増及び対象者が微増したことによるもの、あと、ニーズが多様化しておりまして、一人の人でも幾つかのサービスを使うことになったことに伴う実績の増によるものでございます。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから議案第90号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（野村賢一君） 挙手全員です。

したがって、議案第90号は原案のとおり可決されました。

◎議案第91号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第7、議案第91号 令和2年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

税務住民課長。

○税務住民課長（宮原幸男君） 議案第91号の説明をさせていただきます。

議案つづり45ページをお開きください。

令和2年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

この補正予算は、一般被保険者療養給付費及び一般被保険者高額療養費の不足、それから、法改正に伴います高額療養費システムの改修に伴い1億5,117万5,000円を追加し、歳入歳出の総額を14億1,210万8,000円とするものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書によりご説明いたしますので、50ページ、51ページをお開きください。

初めに、歳入からご説明申し上げます。

款5 県支出金、項1 県補助金、目1 保険給付費等交付金、補正額1億5,117万5,000円の増額は、普通交付金といたしまして、一般被保険者療養給付費及び高額療養費について、実績に伴いまして1億5,101万円の交付を見込み、増額補正するものでございます。また、特別交付金といたしまして、法改正に伴い、ひとり親家庭等医療費助成事業に係る高額療養システムの改修費16万5,000円を増額補正するものでございます。

続きまして、歳出でございます。52、53ページをお願いいたします。

款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費、補正額16万5,000円の増額は、歳入で説明いたしましたが、システムの改修に伴う委託料の増額補正でございます。

款2 保険給付費、項1 療養諸費、目1 一般被保険者療養給付費、補正額1億1,305万円の増額は、実績によりまして不足額を増額補正するものでございます。

同じく款2 保険給付費、項2 高額療養費、目1 一般被保険者高額療養費、補正額3,796万円の補正も、実績によりまして不足額を増額補正するものでございます。

以上で令和2年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

11番山田久子君。

○11番（山田久子君） ただいまの53ページ、給付費並びに高額療養の件の実績見込みなん

ですけれども、例年になく多いのかなと思うんですが、この要因というのが分かりましたら教えていただければと思います。

○議長（野村賢一君） 税務住民課長。

○税務住民課長（宮原幸男君） 高額な医療がかかっている方がたくさんいらっしゃるんですが、約12名いらっしゃるんですが、その中の1名が月に970万円程度の医療費がかかっておりまして、その方の分で月に1,000万程度の増額となっているところでございます。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから議案第91号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

（挙手全員）

○議長（野村賢一君） 挙手全員です。

したがって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

◎議案第92号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第8、議案第92号 令和2年度大多喜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

税務住民課長。

○税務住民課長（宮原幸男君） 議案第92号の説明をさせていただきます。

議案つづり55ページをお開きください。

令和2年度大多喜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

この補正予算は、前年度分の後期高齢者医療保険料納付金を納付するため、377万6,000円を追加し、歳入歳出の総額を1億4,811万5,000円とするものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書によりご説明いたしますので、60ページ、61ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

款4繰越金、項1繰越金、目1繰越金、補正額377万6,000円の増額補正は、前年度被保険者から納付のありました保険料で、後期高齢者医療広域連合に納付されていない保険料を繰り越したもので、歳出でご説明申し上げますが、広域連合納付金の財源とするものでございます。

続きまして、歳出でございます。62、63ページをお願いいたします。

款2後期高齢者医療広域連合納付金、項1後期高齢者医療広域連合納付金、目1後期高齢者医療広域連合納付金、補正額377万6,000円の増額補正は、前年度に被保険者から納付された保険料を後期高齢者医療広域連合に納付するもので、実績によりまして増額するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから議案第92号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（野村賢一君） 挙手全員です。

したがって、議案第92号は原案のとおり可決されました。

◎議案第93号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第9、議案第93号 令和2年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） 議案第93号 令和2年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてご説明させていただきます。

65ページをお開きください。

本文に入ります前に、提案理由の説明をさせていただきます。

この補正は、介護保険制度改正に伴うシステム改修及び国保連合会に対する第三者行為求償事務負担金、地域密着型介護サービス費等の増加に伴うもので、歳入歳出をそれぞれ増額する必要が生じたため行うものであります。

それでは本文に入らせていただきます。

令和2年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,205万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億4,429万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

それでは、事項別明細書によりご説明いたしますので、70ページ、71ページをお開きください。

まず、歳入からご説明いたします。

款4 国庫支出金、項1 国庫負担金、目1 介護給付費負担金635万3,000円の増額補正は、介護給付費の増に伴い、国庫負担金を増額するものでございます。

項2 国庫補助金、目5 介護保険事業費補助金13万7,000円の増額補正は、システム改修費に対する補助金でございます。

款5 支払基金交付金、項1 支払基金交付金、目1 介護給付費交付金857万7,000円の増額補正及び款6 県支出金、項1 県負担金、目1 介護給付費県負担金397万1,000円の増額補正と、款7 繰入金、項1 他会計繰入金、目1 一般会計繰入金412万円の増額補正のうち、右側のペ

ージの節1 介護給付費繰入金397万1,000円の増額補正は、保険給付費の増額に伴う支払基金交付金、県負担金及び町法定負担分として、介護給付費繰入金を増額するものです。

また、節4 事務費繰入金14万9,000円の増額は、システム改修及び第三者行為求償事務負担金の増額に伴う補正でございます。

項2 基金繰入金、目1 介護給付費準備基金繰入金889万7,000円の増額補正は、介護給付費の増に伴う財源充当するものでございます。

歳入は以上でございます。

続きまして、歳出についてご説明いたしますので、72ページ、73ページをお開きください。

款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費27万5,000円の増額補正は、制度改正に伴う介護保険システム改修費でございます。

目2 連合会負担金1万1,000円の増額補正は、国保連合会に対する第三者行為求償事務負担金でございます。

款2 保険給付費、項1 介護サービス等諸費、目2 地域密着型介護サービス給付費3,046万4,000円の増額補正及び項2 介護予防サービス等諸費、目2 地域密着型介護予防サービス給付費130万5,000円の増額補正は、地域密着型介護サービス給付費等の実績増に伴うものでございます。

以上で令和2年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第4号）の説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから議案第93号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

○議長（野村賢一君） 挙手多数です。

したがって、議案第93号は原案のとおり可決されました。

◎議案第94号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第10、議案第94号 令和2年度大多喜町水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

環境水道課長。

○環境水道課長（和泉陽一君） それでは、議案第94号 令和2年度大多喜町水道事業会計補正予算（第3号）について、ご説明させていただきます。

議案つづりの75ページをお開きください。

本文に入る前に提案理由の説明をさせていただきます。

今回の補正予算であります。会計年度任用職員報酬の減、時間外手当の増、伊保田地先に建設中の低区配水池に係る場内配管工事に伴う材料費、工事請負費の増額補正であります。

それでは、本文に入らせていただきます。

令和2年度大多喜町水道事業会計補正予算（第3号）。

総則。

第1条、令和2年度大多喜町水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。

第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

支出、第1款水道事業費用、第1項営業費用ですが、34万9,000円を減額し、営業費用の総額を4億4,920万4,000円とするものです。

資本的収入及び支出。

第3条、収入、第1款資本的収入、次のページをお開きください。

第2項企業債ですが、3,800万円を増額し、企業債の総額を9億3,000万円とするものです。

支出、款1資本的支出、項1建設改良費ですが、4,700万円を増額し、建設改良費の総額を9億8,802万9,000円とするものです。

企業債。

第4条、予算第5条に定めた企業債の限度額を、8億9,200万円から9億3,000万円に変更するものです。

議会の議決を経なければ流用することができない経費。

第5条、議会の議決を経なければ流用できない経費を、6,914万8,000円から6,879万9,000円に改めるものです。

詳細につきましては、88ページからの水道事業会計補正予算積算資料により説明いたします。

88ページをお開きください。

支出ですが、目1 原水及び浄水費の49万8,000円の減額は、会計年度任用職員の勤務日数の減による報酬の減です。

目2 配水及び給水費の14万9,000円の増額補正は、時間外手当の増です。

次のページ、資本的収入及び支出。

収入、目1 企業債、補正予定額3,800万円の増額補正は、伊保田地先に建設中の低区配水池の場内配管、減圧弁設置工事の財源として、企業債を借り入れるものです。

次に、支出ですが、目3 配水施設費、補正予定額4,700万円の増額は、伊保田地先に建設中の低区配水池の場内配管、減圧弁設置工事に伴う材料費、工事請負費の増額です。

以上で議案第94号 令和2年度大多喜町水道事業会計補正予算（第3号）の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

11番山田久子君。

○11番（山田久子君） 91ページの低区配水池の更新工事、ここで増額になりました理由というのは、どのような理由で増額になってきているのかをお伺いできればと思います。

○議長（野村賢一君） 環境水道課長。

○環境水道課長（和泉陽一君） こちらの低区配水池につきましては、今現在伊保田地先に配水池を建設しております。今現在行っている工事は、配水池だけになりますので、今度新しくできる面白浄水場から、その新しい配水池に入れる流入管、それからそこから出る、配水

池から流出する各ご家庭に配る配水管、そちらの工事を今回行います。いずれにしましても、配水池があらかたできていませんと、工事に取りかかれませんが、今回補正させていただくということになっております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） 今回補正するのは別にいいんですけども、その事業というのはある意味、私は一体じゃないかなと思うんですね、配水池を造ってそういうのをやるというのは。なぜ別々に分けて、今ここで別途に補正で出てきているのかなとちょっと思ったんですが、その辺の考え方というのはどうなんでしょうか。

○議長（野村賢一君） 環境水道課長。

○環境水道課長（和泉陽一君） 工事を別々にしたということなんですけれども、まず配水池につきましては、専門的に、発注をして、それでオリジナルでそこに合った配水池を造らなければいけませんので、どうしても専門の業者さんでないとできませんので、そちらはそちらの部分で発注いたしました。

それから配水管の設置については、うちのほうで、またこれから先、入札等を行ってやっていきますので、地元の業者ですとか、そういった方々をお願いするような形になると思いますので、工事については分けて発注してあります。

以上です。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから議案第94号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（野村賢一君） 挙手全員です。

したがって、議案第94号は原案のとおり可決されました。

◎議案第95号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第11、議案第95号 令和2年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（木島文佳君） 議案第95号 令和2年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第3号）につきまして、ご説明をさせていただきます。

93ページをお開きいただきたいと存じます。

本文に入ります前に、提案理由のご説明をさせていただきます。

この補正予算でございますが、生活介助用消耗品の価格が上がったことに伴います備消耗品費の増額、短時間会計年度任用職員等の報酬の算定誤りによる増額等によるものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

令和2年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第3号）。

第1条、令和2年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。

第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

支出。第1款特別養護老人ホーム事業費用、第1項営業費用ですが、299万1,000円を増額し、補正後の営業費用の総額を2億8,151万4,000円とするものでございます。

第3条、議会の議決を経なければ流用することができない経費を2億762万4,000円から2億1,016万3,000円に改めるものでございます。

詳細につきましては、特別養護老人ホーム事業会計補正予算積算資料によりご説明いたしますので、106ページ、107ページをお開きいただきたいと思います。

収益的収入及び支出の支出でございますが、目2施設管理費、補正予定額45万2,000円の増額補正は、生活介助用消耗品、主に介護用のプラスチック手袋、マスク等の価格が上がりましたことによる備消耗品費の増でございます。

目4施設介護事業費、補正予定額253万9,000円増額補正は、短時間会計年度任用職員及び嘱託員の報酬の算定の誤りに伴います増額及び短時間会計年度任用職員勤務日数の増に伴います増額となります。

96ページから105ページまでの給与費明細書等は記載のとおりでございますので、割愛をさせていただきたいと存じます。

以上で大多喜町特別養護老人ホーム事業会計補正予算の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

11番山田久子君。

○11番（山田久子君） 107ページの報酬のところでございますが、今説明がありましたように、算定の誤りがあったということでお伺いをいたしました。どのような誤りがあったのか、これはいつから誤りがあって、どういうことがきっかけでこの誤りに気がついたのか、この点をお伺いしたいと思います。

○議長（野村賢一君） 特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（木島丈佳君） 9月の会計年度任用職員の勤務形態に伴います補正を行った際に、嘱託医——病院の先生の報酬の積み上げ漏れ、あと、パートタイムの短時間勤務の職員の人件費の積算誤りがあったもので、あとは、勤務日数の増に伴う報酬の増になります。

実際、原因につきましては確認不足というものがございます。

あと、こちらのほうの発覚でございますが、補正予算成立後、執行状況のほうを確認していた段階で、今後の金額的に不足が生じるので、その辺の確認を行った際に、この積算の誤りの事例が発覚したものでございます。そのため、今回補正計上をさせていただきましたものでございます。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 異議なしと認めます。

これから議案第95号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(野村賢一君) 挙手全員です。

したがって、議案第95号は原案のとおり可決されました。

◎休会について

○議長(野村賢一君) 以上で本日の日程は全て終了しました。

お諮りいたします。

本定例会は、議事の都合により、明日3日から会期末の令和3年1月24日まで休会としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 異議なしと認めます。

よって、明日3日から会期末の令和3年1月24日まで休会とすることに決定しました。

◎散会の宣告

○議長(野村賢一君) 本日はこれをもって散会とします。

お疲れさまでした。

(午後 2時49分)

会議の経過を記載し、その相違ない事を証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 野 村 賢 一

署 名 議 員 山 田 久 子

署 名 議 員 志 関 武 良 夫